

し、其の御立場が、時と與に推移するを見て、其の定見の何くに在るかを疑ふ者あるも、それは疑ふ者が未だ眞成に天皇の御立場を諒解せざるが爲めと云はねばならぬ。天皇が攘夷派に與みし玉ふ時は、其の所謂攘夷に與みし玉うた丈の事にして、決して戦争迄しても、外夷を退治するの論法に與みし玉うたのでは無かつた。其の開國派に與みし玉うた時も、亦た彼等の平和主義に與みし玉うた丈の事にして、決して開國論に與みし玉うたのでは無かつた。

若し天皇の御言動が、其の論理的一致、若しくは一貫を缺くが如き嫌ひあつたならば、それは決して不思議では無かつた。乃ち其の御立場が、當初から然るが爲めであつた。實際問題としては、攘夷的平和、若しくは平和的攘夷は、決して出來得可きものでは無かつた。然るに孝明天皇には、此の實際問題として、行ふ可からざる、行ふ能はざる事を、實際の政治に施行せられんとした。此れが天皇の御一代に於て、凡有る波瀾の原因と云はざる迄も、その波瀾激起の原因を解釋する管鍵と云ふ可きものであらう。

論理的  
不  
一貫  
然

### 【三四】 所謂る反覆論旨の解説 (一)

宸意一貫

世上往々反覆の論旨を説く、而して之を以て孝明天皇の聖徳を累はし奉らんとする者もある。けれどもそれは皮相の見だ。孝明天皇の宸意は、既記の通りである。孝明天皇は決して攘夷説から開國へ轉向在らせられたるでなく、又た開國から攘夷へ變移あらせられたのでもない。孝明天皇の宸意は、始終一貫だ。それは平和的攘夷、若しくは攘夷的平和だ。

結果は不  
一貫

その爲めに攘夷論も、其の論だけは嘉尙あらせられたが、其の實行の結果として戦争、若しくは戦争に瀕することは、其の回避し玉ふ所となつた。平和論も同様嘉尙し玉ふ所であつた。然も其の結果として開國となれば、亦た甚だ嫌惡し玉ふ所となつた。斯る情態であつた爲めに、孝明天皇の御立場は、攘夷開國の双方に關係を持たせられ、攘夷論の前提に、開國説の結論を繼ぎ合せたるが如き、極めて非論理的の結果を來たし、その爲めに事實として、世間に發表せられた

る痕跡に就て考察すれば、反覆の繪旨などと申すことも、一寸無理ならぬ様に見受けらるゝこととなつた。

當局苦心の點

けれども其の實際は、決して反覆では無かつた。當初から其通りであつた。而して斯る非論理を、事實の上に於て、辻褄を合せんが爲めに、當局者にも非常の苦心があつた。今「昔夢會筆記」によりて、徳川慶喜の語る所を掲げんに、

江間、恐入つたことでありませうけれども、孝明天皇の御傳記なども見、色々御宸翰などを拜見しますに、随分色々々に御なり遊ばしたやうで……

澁澤 誠に恐縮だが、所謂反覆の繪旨もある。

石清水行幸の際の御苦心

公（徳川慶喜）それで私ども實に苦んだ。どうしやうと思ふのは、表向攘夷だといふ。そこで朝廷へ出ると、關白様とか、中川宮とかから、密に眞の叡慮で共事をさう言へと仰しやることがある。八幡行幸（石清水八幡行幸のこと）の節などは、眞にどうも御心配遊ばした。尤も少しづつ御酒を召上つた。それで漸う勢を附けていらしたといふ。眞に御心配遊ばしたんだ。

表裏の相違

石清水行幸は、攘夷派が、攘夷を旗幟として、其の最急進者流の中には、之を機會に討幕へ第一步を踏み出さんとする目論見であつた。されば主上が此際の御苦慮、御焦心は、眞に今日からでも、拜察するに餘りある。

さういふことの色々秘密の御沙汰があるのだ。これは本當の思召だから、どこまでも遂げなければならぬと傳へられる。表からは又反對のことが出る。これも叡慮だと畏まつて仰しやる。蔭の方から、表向は斯うだが、實は斯うなつては困るから、宜しく圖らつてくれろと仰しやる。行幸のことも、漸う御酒の勢で八幡までいらしたやうな譯であるから、行幸などは、叡慮にはないのを、あれは皆御勧め申したのだと分る。

此れは正しく其通りだ。

且又主上は朝權恢復を好ませ玉はぬではなかつたが、幕府打倒は、決して其の御志ではなかつた。乃ち此點に就ても、一般の尊皇者流と、主上の宸慮との間には、若干の距離があつた。

幕府打倒を欲せず

どうも其の内實を伺つて見ると、どうあつても内實の方は、遂げなければならぬ。そこで實にむづかしい。眞に叡慮がそれであらつしやるならば、其通り遊ばすやうにといふことを申上げてしまへば、それで宜いのだ。

聖旨端倪

以上は徳川慶喜の後日譚だ。此れは常人としては正さに此の通りであつたらう。要するに何人も聖旨の存する所を、端倪するに苦しむ所多かつたに相違あるまい。然も其處が至尊の獨り自から御苦心遊ばされたところであつたらう。

【三五】 所謂る反覆論旨の解説 (二)

決して反覆ならず

若し孝明天皇の本來の宸念を正しく解得したらんには、決して反覆の論旨杯と申す様な擬議を挟む餘地も無く、必要も無く、釋然として聖旨の一貫したるを諒會することが出来る。要するに主上には朝權恢復を欲し給ふも、幕府打

倒を欲し玉はず。外人退治を欲し玉ふも、戰爭を欲し玉はず。それを反面から云へば、主上は幕府保存を好み玉ひ、同時に全國平和を好み玉うた。而して當時の人々は、銘々の立場、銘々の意向、銘々の利害、銘々の感情によりて、宸意の半面だけを看取し、偶々他の半面が出て來れば、それが反覆の論旨であると云ふに至つた。然も其實は決して反覆ではない。それが本來の姿であつた。

江間 三條様(實美)などは、餘程御迫り申したやうです。御宸翰の中に、三條には實に弱つたといふことがあります。

三條の無理強ひ

此れは三條實美等が、餘りに主上を攘夷及び朝權恢復の極端まで、押し進め參らせんと焦躁し、その爲めに若干の無理を行つたから、主上にはそれを好ませ玉はず、一時逆鱗に觸れ、逆賊三條實美云々との宸翰を近衛家に下し賜はつたのだ。然も恐れながら實算三十歳臺の壯齡なる主上に在せば、偶々斯る御言葉の進り出でたるも、決して不思議ではなかつた。

濫澤 八月十八日(文久三年)には、十七日までの叡慮は、眞の叡慮でないとい

ふことを仰せられた。

江間 さやうです。

御取消難

是等は要するに如上の説明によりて、十分に主上の御眞衷を拜察することが出来る。或は果して然らば、何故に叡慮を矯めたる場合に、直ちにそれを御取消御打消遊ばされ無かつた乎と云ふものもあらう。けれどもそれは當時の情態を察すれば、寔に無理なる申分だ。何となれば三條實美等の急進派も、決して聖旨の雪を、炭と矯めたのではない。聖旨は聖旨であるが、それを極端まで押し進めて、主上の止らんと欲し玉ふところに止らなかつたまでに過ぎない。されば所謂騎虎の勢、止らんと欲して止る能はず。それが加茂行幸から、石清水行幸となり、更らに大和行幸まで押し進まんとしたる刹那に於て、所謂文久三年八月十八日の政變は出て來つたのだ。

慶喜立場の苦心

公(徳川慶喜)叡慮は迎も薩州へ兵權を任しても、長州へ任しても、誰にどうしても、治まらない。どうあつても、これは前々の通り、徳川家へ任せなければ、今

外へ變へては迎も治まらぬからといふやうな御話を伺つて居るんだ。さうして見ると、表向とまるで違ふ。併しながら言つてくれるなと仰しやる。唯自分獨り心得て、決して他言することはならないと仰しやる。口へ出す譯にはならず、何と言つて宜いか、實に困る。

當時徳川幕府を代表したる徳川慶喜の立場としては、此れも事實であり、又た實情であつたらう。彼等は主上の御眞意を奉體しつつも、それを公々然天下に發表することが出来ない爲め、定めて齒痒く、口惜しく、且つ残念に覺えたであらう。されど主上の御立場からすれば、薩も有力者であり、長も有力者である。而し所謂有志の討幕論者も、亦た朝廷に對して、報効を期してゐる。若し至尊が幕府單本位の思召を、天下に發表し玉はん乎。薩も、長も、天下の有志者も、皆な一大失望を來たし、一大不平を醸し、一大事變を來たさんも、未だ知る可からずだ。已むを得ざる場合の外、主上が幕府御信賴、御一任を高調し玉ふことを憚からせ玉うたるも、當時の情態に於ては、洵とに止むを得ざるものがあつたに相違

現狀保守  
御思想

ないけれども此れを以て主上が幕府を裏切り玉うた杯と臆測するは、勿體なきの極みだ。主上には成る可くは、現狀維持の儘にて、外は外人を退け、内は人心を一和し、國家を祖宗御傳來の儘なる、主上自から御繼承遊ばされたる姿の通り、日本國を、後へ御遺し遊ばされんと、の宸慮に外ならなかつたのだ。

【三六】 所謂る反覆繪旨の解説 (三)

外人犬猫  
視

孝明天皇の攘夷説に關する宸意に就ては、徳川慶喜の觀察したるところは、先づ左の通りだ。

公(徳川慶喜)先帝の眞の叡慮といふものは、誠に恐入つたことだけれども、外國の事情や、何か一向御承知ない。昔からあれは禽獸だとか何とかいふやうなことが、唯御耳にはいつて居るから、どうもさういふ者のはいつて來るの

上下皆然

は、厭だと仰しやる。煎じ詰めた話が、犬猫と一緒に居るのは厭だと仰しやるのだ。別にどういふ譯ではない。どうかしてあゝいふ者は、遠ざけてしまひたいと仰しやるのだね。

此れは決して主上御一人ではなかつた。嘉永年末から、安政の初期にかけては、極めて少數者を除けば、日本全國の上下皆な此の通りであつた。やがて開國論の急先鋒と云はざる迄も、其の主なる主唱者の一人となつた松平慶永の如きも、彼理提督來航の當初は、熱心なる打拂論者であつた。下田開港の議なるや、或る詩僧は、「七里江山附犬羊」と詠じた。此れは當時の人心を、殆んど代表したる句であつた。

聖明神補  
の臣なし

萩野 色々と左右の方から申上げて、御晩年までやはり禽獸同様に思召してゐらしたのでありますか。

公 どうも一體申上げる人が分らないからね。最初上京をした時に、鷹司關白へ出て、當時外國に蒸汽船といふものが出來て斯う、大砲が出來て斯うで

ござると色々申上げた。成程さうかと言つて大分御分りのやうだつたね。それで大分御分りになつたと思つて、段々進んで行くといや日本には大和魂といふものがあるから、決して恐れることはない。斯う仰しやるんだね。どうも御分りになつたか、ならぬか分らない。それで其やうな人が、外國の事情を陛下に申上げるんだ。陛下が御分り遊ばさぬのは御尤だ。御尋があつてもそれをちやんと申上げることが出来ない。

鷹司關白とあるは、鷹司輔熙のことだ。然も其父政通の如きは、皇朝本來の開國主義の主持者であつたが、それも舉朝の慣々者流の爲めに遮られ、遂ひに主上の聖明を裨補するに及ぶ能はなかつた。

概して云へば癸丑、甲寅の際には、天下滔々殆んど皆然らざるものなきであつた。爾來親しく外人若しくは外物と接觸して、新知識を獲、新見聞を擴げ、昨非を曉るに至つた。然るに恐れ多くも、主上には、九重の深きに在して何等その接觸し玉ふ方便が無かつた。而して其の左右奉承の者は、何れも主上の驅使鞭撻し

御思想進歩の機會なし

玉ふ者のみにて、何等此の方面に向つて、啓沃の誠を效す可き程の者は無かつた。されば主上に於かせられては、嘉永年間の御見識以上に、慶應年間まで御進歩遊ばさる機會が無かつた。此處に主上と外間の識者との間に、對外知識に關する懸隔が出て來つたのは、餘儀なき次第であつた。

彼理を禽獸視

江間 最初ベルリが、參りました時に、近衛家からベルリの畫像を天覽に供へましたが、それは成程禽獸の態です。寫して編輯所(徳川慶喜公傳編輯所)にあります。それが、それは逆も人間ではない。今度參ります者は、これが大將でございませと申上げる。あゝいふ御方ですから、正直に斯ういふ者だと思召したらうと思ひます。

斯る次第にて、遂ひに對外御觀念の再檢討を促し奉る可き人が、左右に居なかつたことは、至尊の御爲めにも、國家の爲めにも、非常なる不幸であつた。

註文をつくれれば、徳川慶喜などは、何故に天顏を犯して、其の造り飾りなき眞成の對外意見をば、上申せざりしやと云ひたい程だ。當時彼の位置は、恐らくは斯

慶喜亦直言上申の志を缺く

る志在るも、之を實行す可き便宜と機會とが無かつたと云はねば、甚だ希れてあつたであらう。然も若し彼にして眞に其志在らば、或は百に一は之を行ふことが出来たかも知れなかつた。但だ彼も聰明ではあるにせよ、決して猛志强行の漢では無かつた。此の如くして恐れながら主上の對外御見識は、御一代を終るまで、固定して動くところが無かつた。而して此れが爲めに御自身の御苦惱の種子となつたことは、良とに以て恐れ多きの極みであつた。此の御苦惱が所謂反覆論旨杯の妄説を生ずるに至つた一の理由であつた。

【三七】 所謂る反覆論旨の解説 (四)

御包容の  
大

要するに反覆の論旨などとの擬議は、恐れながら、孝明天皇の御態度が、鮮明を缺いた爲めであらう。別言すれば宸思の輪郭が、分明でなかつた爲めであらう。

御思想單  
純ならず

けれども此れは決して至尊の御不徳ではなかつた。寧ろ其の御包容の大にして、其の多方面、多角的であらせられたことを證明するものと云ふも、不可ないであらう。

若し主上にして單純の攘夷家であり、單純の朝權恢復家であらせられたならば、何人も叡慮を付度するに、間違の出で来る可き筈もなく、又た困難なる可き理由も無かつた。けれども至尊は決して一本調子では在らせられなかつた。又た同時に單純なる佐幕、單純なる開國ならば、誰も叡慮に就て、當惑する者はなかつた。けれども至尊は決して佐幕家ではなかつた。但だ討幕などと云ふことを好ませ玉はなかつたのみだ。而して固より開國を好ませ玉はなかつた。但だ平和を治國の第一要件とし玉うたのみだ。

宸念の宸

斯る次第であつたから、主上の宸念は、可なり複雑してゐた。されど若し至尊を目して、攘夷家には攘夷家らしく、開國家には開國家らしく、佐幕家には佐幕家らしく、討幕家には討幕家らしく、相手次第、風向次第にて、何等御自身に主持し

玉ふところ無く、所謂る心は萬境に随つて轉ずと云ふ如き御方であるとするが如きあらば、そは大なる認識不足にして、乃ち聖明を誤解し奉るものと云はねばならぬ。主上には立派なる御自身の御姿が在らせられた。之を相手次第に七變化あらせらるゝ杯とするは、畢竟自個の不見識、寧ろ没眼漢であるを自白するに過ぎない。

環境の御影響

但だ前にも陳述したる通り、複雑であらせられた叡慮の上に、環境の大勢、若しくは事情の爲めに、餘儀なくも、心ならずも、それを承認遊ばされ、若しくは默許遊ばされ、默許迄にもならぬが、強ひてそれを拒否遊ばさるゝ能はなかつた場合の少くなかつたことは、當時の形勢に於て、容易に推定し得可き理由の存在したるを、計上せねばならぬ。併し之を目して、直ちに主上の御意が一定せず、御信念が鞏固を缺く杯と臆斷するは、大早計と云はねばならぬ。

主上の精神的不自由

何となれば近古歴代の天皇は、單に武家に對して、朝威、朝權を振ひ玉ふことの不可能であつたばかりでなく、朝廷の内に於ても、攝關諸家に對しても、天皇の

御心の儘に言動あらせ玉ふことは、殆んど不可能であつた。云ひ換ふれば、廣き意味に於て、朝權は武權に壓迫せられ、狭き意味に於て、皇權は高級公家の權に壓迫せられた。世人は主上が物質的に、尤も御不自由に在らせられたることのみを痛嘆して、未だ精神的に、より以上の御不自由に在らせられたることに氣付かぬ様だ。

歴世慣習變更

固より孝明天皇の御宇となりては、時勢が一變し、且つ天皇は不世出の英主で在したれば、別様の看を做す可きであるが、然も歴世の慣習は、容易に一朝にして變更せらる可きものではない。その爲めに恐れながら主上には、主上を包圍する高級の公家に對しては、餘程氣兼遊ばされたる次第は、宸翰を捧讀すれば、拜察するに十二分の證據がある。

御苦心拜察

されば或る場合には御心に反して可と宣ひ、或る場合には御心に反して不可と宣ひ、随分御胸中に於て御煩悶遊ばされ、御焦慮遊ばされ、時としては御憤慨遊ばされ、御憂鬱にもならせられ、その爲めに御好みの酒杯を藉りて、自から御



慰め遊ばされたることも少くなかつたであらう。されど此れは決して主上の御人格に對し奉りて、彼是と擬議す可き筋合のものではない。但だ如上の事情を計較して、其の御苦心に御同情を申し上れば足ると云ふを以て、適正の見解とす可きであらう。

### 【三八】 主上と開國思想

幕府の責任

孝明天皇の御一代に於て、尤も遺憾であつたことは、何人も思ひ切りて至尊に向つて開國進取の國是を進言する者の無かつたことだ。當局の幕府の大官は、只だ至尊の攘夷的御主張に閉口し、當惑し困却し、如何にしてそれを瞞過す可きかをのみ考慮し、徒らにそれに迎合し、自身は出来ない事と承知しつゝ、自から先づ欺きて、而して後至尊を欺き奉りたることだ。之れは實に幕府當局の重

對外御觀  
念改企圖  
の失敗

大なる責任にして、此の一事のみを以てしても、幕府は當然瓦解す可き、顛覆す可き理由がある。而して其の最後の責任者の一人として、徳川慶喜の如きも、計上せらる可き理由がある。

恐れながら至尊の對外、若しくは對外人の觀念を、一變せしめ奉ることは、決して尋常一様の業では無かつた。若しそれが容易であつたならば、或は之を試みたかも知れない。けれども彼等が之を試みなかつたことは、單に彼等が誠意を缺きたるばかりでなく、到底彼等の手には不可能であると諦めてゐたからであらう。但だ幕府でも、安政五年戊午の劈頭には、堀田備中守が川路、岩瀬杯の能吏を拉へて、京都に乗り込み、一舉にして對外和親條約の勅許を得んと企てたが、それが見事に失敗した。

長藩士長  
井の試み

彼等は説客としては岩瀬忠震の如き、尤も世界の氣勢に通曉したる博辯宏辭の士を伴ひ、且つ幕府の傳統的手段たる黄白の贈遺品も、十二分の準備をなしたつゝ、あつたに拘らず、全く當てが外れた。それ以來未だ一回だも正々堂々とし

て、其の開國進取の意見を開陳したるものは無かつた。而して偶々此れあつたのは、長藩士長井雅樂の文久二年に於ける朝幕間の周旋に際して、同人の上書あるのみだ。然もそれさへやがて長藩から取消運動をして、却て攘夷説の爲めに薪を添へ、油を澆ぐに至つた。

幕府約束  
の手形蓋  
の因

惟ふに幕府は何故に首鼠兩端、曖昧模稜、面従腹非、騙瞞、詐偽の手段に終始して、遂ひに其の誠意を至尊に向つて披瀝し奉らなかつた乎。その一は幕府自身に、確乎たる大見識が無かつた爲めであつたらう。けれども餘りに朝廷の御見幕が烈しくして、而して周邊の之に唱和するもの多數にして、若し其の本心を吐き、其の本相を露さば、彼等は忽ち包圍攻撃を受くる危険あるを慮かり、その爲めに朝廷に向つては、自ら仕拂の出来ないことを熟知しつゝも、約束手形を濫發するに至つた次第であらう。此の如くして孝明天皇の御一代を通じて、遂ひに對外政策に就ては、至尊の聖聰を開通し參らすの機會は無かつた。

朝廷對外

有體に云へば、餘事は姑らく措き、至尊の左右には、世界的知識者も無ければ、對

知識者無

外的見識者も無かつた。恐れながら此點に就ては、彼等は一も至尊を裨補す可き物を持たなかつた。若し強ひて其人を求めば、鷹司太閤、即ち前關白政通があつた。然も彼は餘りに老年であり、且つ彼とても徹底的に、積極的に其の意見を主唱する程の熱心も無く、氣魄も無かつた。

朝廷多く  
は西洋嫌

至尊の親信あらせられた三條實萬、近衛忠熙の如きも、恐れながら至尊と五十歩百歩の間であり、而して尤も信賴し玉へる尹宮の如きも、極めて下情に通曉せられ、且つ融通性も多量に持合せられたに拘らず、西洋嫌ひの一事は、頑として動かし難きものがあつた。即ち前にも述べた通り、孝明天皇崩御の前月、慶應二年十一月十八日の御日記中に、

徳川中納言ヲヒ、外國ずき、扱々困物、予も退隱に決心、決心候也。

とあるを見ても知らる。徳川中納言は徳川慶喜にして、尹宮と慶喜とは、尤も親密の間柄、政友でもあれば、それ以上でもあつた。然るを以て、彼が外國好きを遺憾として、此れが爲めに自から望を當世に絶んかとの御嘆聲を漏らされたの

だ。斯る方々の間に在らせられては、對外政策に就て、主上を啓沃し奉る者は、皆無と云はねばならぬ。

【三九】 孝明天皇と其の周邊

若しも

此れは無理なる空望であるかも知れないけれども、若し孝明天皇が當初から開國進取の叡慮が在せられ、若しくは其の中途からでも、その通りにあらせられたならば、維新史は、恐らくは更らに別様の看を做す可きであつたらう。併し斯る事は、到底當時の情勢に於ては、想ひ及ぶ能はなかつた。

啓沃可能  
の啓沃可能  
の人

所謂る歴史上の最大謎題である「若しも」孝明天皇を啓沃し奉りて、開國進取の意見を御採用遊ばさるゝが如き者ありとせば、當時に於ては何人であらう。それは公家としては岩倉具視であり、大名としては島津齊彬であり、士人としては

岩倉對外  
觀未熟

横井小楠、橋本左内の數人に過ぎなかつたであらう。然も岩倉具視は、當時其志専ら朝幕の間に善處するに在りて、他に及ぶに遑あらず。然も至尊の御宇の最後の四分一強は幽竄中にて、とても至尊に接近し奉る機會が無かつた。

且つ岩倉當人自身が、未だ十二分に日本對世界の政策に就て、當時は徹底する所無かつた。島津齊彬は、蓋世の英雄であつたが、彼は現實主義者にして、必要以上、其の理想及び理論を口外するを欲しなかつた。されば彼は開國家は勿論攘夷家も反對が出来ない立場を占めた。そは今日の情態では、到底攘夷は出来ない。攘夷をするにも、その前提として、武備を充實せねばならぬ。それには姑らく時日を假さねばならぬ。時日を假すには、それ迄は和平が必須であると。然も彼は彼の力を要する尤も大切の時節には、最早現世の人では無かつた。

横井と橋  
本

但だ士人として横井小楠と、橋本左内とは、若し至尊に咫尺して、啓沃の任に當らば、恐らくは尤も聖明を裨補し得たであらうと信ぜらるゝ。然も此れは空しく歴史的假想に過ぎなかつた。或は勝海舟の如き者も、其の一人であつたかも

知れない。されど彼は其の仕ふる幕府に於てさへも、其の驥足を伸ぶるを得なかつた。矧んや其力を朝廷の上に及ぼすが如きは、到底不可能であつた。此の如くして至尊の御信頼を忝くし、御諮問に應ずる人々の中には、西洋嫌ひの尹宮を始めとして、自餘は外事に就ては、濛々、憤々の徒であつた。

御精神御非凡

何れかと申せば、孝明天皇には、英明と云はん乎、聰明と云はん乎、其の御體格の雄偉、魁秀に在すと同時に、其の御精神も、御非凡に在らせられた。特に決して一本調子でなく、山を語れば川を思ひ、晴を見ては陰を考へ、能く世事の複雑を察し、人情の機微に通じ玉ひ、殊に人君として人心を收攬するの道をも解し玉うた。

御老成

未だ四十に達し玉はずして崩御あらせられたれば、聖徳の御成熟の期に先つたことは勿論であつたが、然も日に將み月に就りたることは、其の御事績に徴しても分明だ。而して其の御治世が、血氣御堅剛の中途に於て挫折したるは、如何にも痛嘆の至りであつたが、然も御年齢の割合に、一切の事に於て、御老成に

御性質猛烈

在らせられたことは、申上ぐる迄もなかつた。

卒直に申せば、御性質は猛く、烈しく、往々にして赫怒を發し玉ひ、御感情の迸り發するまゝに、随分思ひ切りたる御言葉もあらせられたるやに拜察せらるゝが、それと同時にやがてそれを御悔ひ遊ばされ、御自反の御模様などは、宸翰の上に屢ば拜見することが出来る。されば天若し主上に年を吝まなかつたならば、即ちせめて明治天皇の寶算と同一なる迄、現世を治め玉ひしならば、其の御聖徳は如何ばかり長養あらせられ、衆庶をして、皇徳に光被せしむるに到つたであらうと、轉た感慨に勝へざるものがある。

御輪郭の大

聖體が、明治天皇のそれよりも今一層輪郭を大ならしめ玉うたと、兩朝の侍臣であつた伯爵東久世通禧の語つた通りであつた如く、其の御性格も決して單純では在さなかつた。而して其の御勇氣の程も、元治甲子の役に、砲彈が宮の屋根に落ち、滿朝の公卿が上を下に周章狼狽するの際、「宸儀悠然」と在らせられたるを見ても、拜察するに餘りある。

【四〇】 孝明天皇と皇權擁護

朝權擁護  
御森殿

孝明天皇は、御一代を通じて、恐らくは討幕若しくは倒幕の叡慮は在らせられなかつたと信ぜらるる。別言すれば若し幕府の存在を以て、國家の爲めに必須と認め玉はなかつたと同時に、少くともその存在をば、有害無益とは認め玉はなかつた如くに拜察せらるゝ。然も朝權の擁護に就ては、極めて森殿に、極めて緊嚴に、且つ極めて熱心に在らせられた。此の一點には、寧ろ餘りに神經的に在らせられたと云ふ可き程であつた。

重臣に對  
度する御態

されば幕府に對しては、固より御自身に、此れが朝權であると思召す點に就ては、一毫と雖も假藉し玉はなかつた。此れが對外條約問題に就て幕府が始終手古ずりたる所以であつた。同時に朝廷に於ける攝關以下の諸臣に對しても、同様に在らせ玉うた。主上が鷹司太閤杯に對し玉ふ御態度に就ても、太閤と主上とは、年齢に於て、父子と申さんよりは、祖父と孫との距離であり、且つ先朝の重

尹宮に對  
度する御態

臣であつた爲め、聊か專横と見る可き點に就て、恐らくは敬憚と申すよりも、寧ろそれを好ませられなかつた様だ。其の外舅の位地にある九條關白などに就ても、亦た其の程度は同一でなかつたにせよ、其の傾向は同一であらせられた。獨り近衛忠熙に就ては、彼の恭謹であつた爲めに、彼の小心翼翼であつた爲めに、恐らくは始終渝らざる御寵信を忝くした。乃ち三條實萬の如きも、亦た然りであつた。

朝彦親王は、最高諮問の位地に立たせ玉ひ、御信頼の篤かりしことは勿論であつたが、それでも或る場合には、親王の專恣に就て、御異議があらせられたることとは、宸翰を捧讀すれば、其の當時の御氣持が拜察せらるゝ場合がある。固より宸翰は其儘、其の場合、其の刹那の御感情の儘、暴露せらるゝものにて、霹靂一聲、迅雷一過、やがては青天白日となる可きものなれば、一片の宸翰によりて、其人に對し玉ふ平昔の總てを判断するは、大早計であるに相違なきも、但だ朝權、今少しく定義的に云へば皇權、即ち天皇としての御自身の御權内には、如何なる

者も、御一人以外の者の、觸るゝを容し玉はなかつたことは、之を以てトするに足る。

幕府の對  
朝廷態度

當時の江戸幕府も、後鳥羽天皇時代、若しくは後醍醐天皇時代の鎌倉幕府とは、其趣きを殊にした。乃ち時には井伊大老時代の如き、反動政治家が出て來りて、幕府の外交開始以來失墜したる權力を恢復せんとしたる者も出て來つたが、然も井伊直弼さへも、個人としては、彼の流儀に於ける尊皇者の一人であつた。固より北條義時や、高時と同一視す可きではなかつた。時に朝廷に對して、高壓的手段を用ひ、若しくは用ひんとしたる者もあつたが、概して彼等は妥協的、調停的、交讓的にて、出來得る限りは、朝權を尊崇するの第一義を忘却しなかつた。此れが恐らくは孝明天皇をして、後鳥羽、後醍醐兩天皇の先蹤を踏み玉はざらしめたる一の理由、若しくは原因であつたかも知れない。

御健老  
成

けれども孝明天皇御自身も亦御年齢の割合には、穩健老成の御見識にてあらせられ、急激、極端の大事變、大波瀾、大廻轉を好ませ玉はなかつた。併し此れが爲

和宮に就  
告ての御警

めに、御自身に於かせられて、朝權蹂躪、皇權冒瀆などは勿論、苟も其嫌ひあることは、絶對之を寛假し玉ふことは無かつた。例せば和宮内親王の御降嫁に對する際にも、其の對幕府關係に於て、細大となく御關心あらせられ、その爲めに御信賴遊ばされたる岩倉具視は、特に内命を奉じて、東下した程であつた。爾來和宮に隨伴したる老女等の報告に就ても、細心に御吟味遊ばされ、幕府が和宮の御身邊に對し、若しくは其の周邊に對して、待遇、措置の妥當を缺くが如き事は、それが單に極めて些末の事でも、幕府に對して、それぞれ警告を發せさせ玉うた。此れは固より皇妹に對する御親愛の至情に出でたるに相違なきも、同時に皇權、皇威の御擁護に就て、如何に御忠實、且つ御周到であらせられたかが判知る。

### 【四一】 孝明天皇と人君の天職

國體擁護の御熱心

孝明天皇は、皇權の擁護に御熱心であらせらるゝばかりでなく、更らにより一層の御熱心もて、國體擁護を以て、御一人の重責とし玉うた。國體擁護とは、日本皇國の祖宗以來繼紹し來り玉へる本來の面目を保全して、之を萬世に傳へ玉はんとの御心である。乃ち此の御心の爲めに攘夷論を主持し玉うたのではな

天職御自覺

い。但だ外人が日本に來りて、國體を傷損するを憂慮し玉うたのだ。此の國體擁護の御一念が、實に維新中興の一大火柱となつた。乃ち全國の志士皆な陰に陽に、此の御心を奉戴して、草莽より憤發、興起した。國體擁護の御心と興に、天皇の天職に就ての御自覺も亦た昭著であつた。別言すれば天皇の天職の第一は、此の國體擁護に存することを御自覺遊ばされ、それが爲めに、御一代を始終して、その爲めに御身も心も獻げ玉うた。されば苟も心あるものにして、之を傳へ承りたるものは、何れも感激、發勵せざるものは無

御製

かつた。是等は主上の宸翰を捧讀すれば、直ちに諒承するに餘りある。但だそれは何れも概ね長文にして、且つ其人其事と、其時其の場合が伴ふから、今茲に之を摘録するを省き、姑らく御製に就て、其の一斑を示すであらう。

あさゆふに民やすかれと思ふ身の心にかゝる異國の船

此れは安政元年、彼理提督來航前後の御製だ。只だ此の一首、此れにて孝明天皇の御一代の御心事が、殆んど概括せられてゐる。

武士も心あはして秋津洲のくには動かずともををさめむ

此れは安政二年正月、島津齊彬に賜はりたる御製である。之を見ても至尊は舉國同心協力して、此の國難に當らんとする御意であるが、之を擴ぐれば、全國の武士と云ふことが出来る。至尊は決して公家をもて、武家を討つなどの思召は無かつた。公武一體が當初からの思召であつた。尙ほ安政三年には、

泰平御祈願

國安く民の竈の賑ひを見も聞きたきぞ我が思なる

眞に民の父母たる御心である。

天地の神のめぐみにまかせつゝ猶安き世にあふが樂しき  
又た安政四年の御製に、

天地とともに久しく世の中の末が末まで安けくもあれ

何れも現代は勿論萬世の泰平を祈り玉ふ大御心が溢れてゐる。

又た安政五年の御製には、

神ごゝろいかにあらむと位山おろかなる身のをるも苦しき

内外御焦  
慮

當時内外の艱難に際し、如何に御焦慮あらせられたる乎。今更ら捧誦するだに  
感激に勝へない。

安政六年の御製には、

我が命あらむ限りは祈らめや遂にはかみのしるしをも見む

又た、

こと國もなづめる人もこのりなく掃ひ盡さむ神風もがな

の如き、何れも當時の時局と對照すれば、自から豁然として御製の意義が貫通  
せらるゝものがある。

あるはしぐれあるは雪げにくもりても本の光りはいつも變らじ

如何に至尊の國體に關する御信念が、深厚であらせられたるかを見よ。

又た文久二年の御製に、

うたでやむ物ならなくに唐衣いくよをあだになほおくりつゝ

の如き、實に無限の感慨がある。

又た、

日日日日の書につけても國民の安き文字こそ見まくほしけれ

宇佐八幡  
奉納御製

何んと難有き思召ではない乎。又た元治元年五月廿一日、外患祈禳の爲めに、宇  
佐八幡宮に納め玉へる御製五十首の中に、

天が下人といふ人心合せよろづのことに思ふどちなれ

の如き、如何にも聖意の廣大無邊を知るに足る。



又た慶應元年の御製に、

人しらず我が身に思ひ盡くす心の雲の晴るゝをぞ待つ

如何にも御深憂の程が、拜察するだに恐懼に堪へない。

孝明天皇には、未だ三十代を終へさせ玉はずして崩御あらせられたれば、其の聖徳の圓滿に大成し玉ふ歳月は無かつた。それにも拘らず、人君の天職に就ては、其の大綱を把り、其の大義に達し、實に十二分の御覺醒があらせられた。此の如くして天皇は維新回天の鴻業の中心的大原動力とならせられた。

回天事業  
の大原動力

## 第八章 幕末期の人物

### 【四二】 徳川幕府政權の失墜

御一代間  
の多事

孝明天皇御宇の嘉永六年六月三日(大陰曆)彼理提督が、軍艦四隻を率ゐて浦賀灣に闖入し、同六日本牧の海上に碇泊し、近海を測量し、近くは江戸満都の上下を驚殺し、遠くは日本全國に、一大衝動を興へて以來、孝明天皇の崩御、慶應二年十二月(大陰曆)二十五日に至る迄、約十三個年半に過ぎない。然も此の十三個年半は、日本の歴史の上から見れば、急湍激流と見る可く、其の時運の推移の迅速なるは、到底その以前の一百年に比しても、或は二百年に比しても、及ばざる無き程であつたことは、今更ら繰返す迄もなき事だ。所謂歴史の足取りは、決して時間をもて測定す可きものにあらず。百年にして十里を行く場合もあれば、十年にして百里は愚ろか、千里、萬里を走る場合もある。若し徐ろに慶應二年の

終期に立ちて、嘉永六年の中期を回看したらんには、如何に今昔の感に打たれたらうよ。

一切機構  
更改

變化の最大なるものは、此の十餘年に於て、徳川家康によりて創成せられたる江戸幕府と、其の日本全國に及ぶ一切の機構とは、殆んど全く廢止せられ、打破せられ、更革せられ、改作せられた。江戸幕府の中央集權は名實兩ながら失墜せられた。統制系統の中樞である江戸幕府は、今や朝廷の從屬機關、補助機關となりて、一切の政權は擧げて朝廷に歸したと云はざる迄も、方さに歸せんとしてつあつた。

漸次に幕  
府政權失

從來幕府は手を拱して、三百の諸侯を指揮、命令し、いざとなれば移封、削封、改易、沒收さへも意の如くであつたが、今や一の諸侯さへも、勝手に之を進退せしむるの力を失墜した。所謂徳川將軍の政權返上は、慶應三年十月に於て奏上せられたるも、事實は其の以前に返上せざるまでも、既に失墜し去り、其の返上と否とに關せず、徳川幕府には、殆んど政權なるものゝ存在は認められなかつた。

而して此れは何人が何時失墜し、若しくは失墜せしめた乎と問ふ迄もなく、此の十餘年に、漸次に笱皮を剝ぐが如く、逐次に剝ぎ去られたのだ。然もそれは他より剝ぎ去られたのでなく、寧ろ徳川自身に、知らず覺えず時勢の推移と與に、斯る情勢に立ち到らしめたのだ。

自然の結  
果幕權削

孝明天皇は、意識的に幕府を倒さんとの思召が無かつたばかりでなく、幕府の權力を削減せんとするの思召さへもあらせられ無かつた。但だ皇權の擁護と、國體の擁護に御專念在らせられたる爲め、事苟もそれに關係ある場合には、寸毫も假藉し玉はなかつた爲めに、自然皇權の恢復と與に、將軍の權力の削減となり來りたるは必然であつた。けれどもそれは原因でなく結果であつた。乃ち幕權削小の爲め皇權恢復でなく、皇權恢復の爲めの幕權削小であつた。

政權漸次  
に返上

若し彼理來航の當時、幕府が十二分の準備あり、一切の始末は、幕府の獨力もて之を任ずるを得たらんには、未だ必らずしも朝廷の御干涉を被るが如き心配は無かつたであらう。然も幕府は朝廷を尊崇するが爲めと云ふよりも、寧ろ其

の責任推諉の方便として、事毎に朝廷を持ち出した。而して其の結果は、曾て一切の政權の御委任を被りたりと自から稱したる幕府は、朝廷よりの御沙汰を俟たず、御催告を俟たず、自から漸次に其の政權を返上することとなつた。

自然の成行

されば慶應三年十月に至りて、當時の將軍徳川慶喜が、仰山に政權返上を申し出てたるも、其實は政權の風袋のみにして、其の内容は全く無一物であつた。兎も角も其の風袋だけは、その當時まで保存してゐたが、其の内容は嘉永六年の下半年から、慶應二年の末までの十三年六個月間に、消亡し去つた。けれどもそれは自覺的に回收遊ばされたのではなく、自覺的に返上したのでもなく、時勢の推移と共に、殆んど自然の成行にて、此の如き結果となつた。然も幕府の失墜したる總てが、悉く皆な朝廷に歸したとするは、是亦た大早計を免れない。それは朝權以外に全國の大名等が、銘々に之を拾收したことも忘却してはならぬ。

### 【四三】 人材の黄金時代 (一)

幕府人材多し

徳川幕府は、嘉永の末期から、慶應の中期まで十餘年間を、苟且、儉安、無氣、無力、無能、無爲で暮らしたものでは無かつた。徳川幕府には、二百五十年を越えたる傳統的政策もあれば、機構もあつた。それが時勢の推移、環境の激變によりて、概ね不用となつたとは云へ、其の經驗もあれば、其の情力もあり、其の習慣もあれば、其の累積の力もある可き筈だ。否な孝明天皇御宇の幕府には、歴代の江戸幕府に於ける何れの時代に比較しても、決して人材は缺乏してゐなかつた。

阿部正弘の治的手腕

例せば彼理提督來航當初の阿部正弘の如きは、大見識、大力量には缺くる所あり、之を一代の經世家とは云ふ能はざるも、其の政治家としての手腕に到りては殆んど無類とも、無比とも云ふ可き程にて、眞に賢宰相の資格があつた。凡そ幕府存在の全期間を通じて、彼が如き臨機應變の才ありて、其の調停力、協和力の圓滿に發達し、充實したるものは、未だ是れ無き程であつた。發強剛果は彼の

開國家堀田正睦

長所ではなかつたが、寛裕温厚は彼の本質であつた。堀田正睦は、首相の器ではなかつたが、外相としては、決して不適當では無かつた。而して彼は當時の大名中にて、恐らく極めて少數なる開國家であつた。その開國家たることは、兵力薄弱にして、外國と戦うて勝算無き爲め、已むを得ざる開國家でなくして、心からの開國家であつた。

井伊直弼

井伊直弼に至りては、褒貶兩ながら其度を外れてゐる。彼は決して心からの開國家でもなければ、心からの朝權蹂躪者でも無かつた。其實を云へば、彼は功名心と、自我心と、幕府への奉仕心と、而して多分ではなかつたが、彼れ流儀の勤皇心との各要素によつて調合せられたる人物であつた。然も彼は決して、一個の藁人形では無かつた。少くとも彼には彼自身の主張があり、又たその主張を徹底せしむるだけの氣魄もあつた。

安藤信睦

而して彼の衣鉢を相續したりと稱せられたる安藤信睦は、好個の外相たるを忝しめなかつた。その大名としての資格も、彼の祿高は井伊のそれに比して、殆

老中以下の人物

んど十分の一程度なれば、その爲めに井伊ほどの威望は無かつたが、其の外交上の知識と手腕とは、正さに井伊の企て及ぶ所では無かつた。安藤以後の老中には、恐らくは小笠原長行を數ふ可きであらう。然も彼は其の實行力に於ては、到底安藤の比ではなかつた。彼は要するに翻々たる一の才子であつたらう。善く策を好んだが、之を行ふに至りては、其の果敢の氣魄と、其の徹底力とを少いた。然も幕府の末期に於ては、彼程の老中さへも居らなかつた。

老中以下の幕吏の中には、實に人物彬々輩出したと云はねばならぬ。此れは時局の刺戟によりて然らしめたる爲めでもあらうが、恐らくは家康開府以來、幕府の末期ほど、能吏の多かつた時代はあるまい。但だそれにも拘らず、幕府が遂ひに振はなかつたのは、幕府が遂ひに瓦解したのは、何故であらう。それは必ずしも彼等の罪のみではない。天下の大勢が、徳川幕府に對して、頗る有利で無かつた爲めであらう。即ち大勢不可なるが爲めであらう。此處に朝廷の公卿及び諸藩の士と比較して、幕府側には、大なる引目がある。彼等は順風快潮に舟を

操るもの、幕府側は逆風退潮に舟を操るもの、斯の如く異なりたる條件の下に、其の力を角せんことは、而して其の勝敗の結果を見て、直ちに彼等の優劣を判ぜんことは、決して平允の審判ではあるまい。

幕府の努力

其の形勢を馴致したるに就ては、幕府自身の自から致したる責任の若干をも計上す可しとは云へ、斯る不利なる形勢に在りて、尙ほ相當の措置を爲し、兎も角も其の難局を、十餘年間に亘りて、持ち泳へたのは、如何にも彼等の努力と云はねばならぬ。幕府の失體や、幕府の失策や、幕府の凡有る罪過は、之を追咎するも差支あるまい。然も幕府の奉仕や、幕府の努力や、幕府の苦心も、決して之を無視することは出来ない。若し人物からすれば、幕府の瓦解以前は黄金時代であつた。

#### 【四四】 人材の黄金時代 (二)

諸奉行中の人物

所謂る大名中の老中、若年寄の仲間にも、上記の如く人材少くなかつた(参照四三)。それよりも諸ろの奉行、大目付、目付等の間には、奇材、異能の士は頗る多かつたと云ふも溢辭では無かつた。其中でも岩瀬忠震、川路聖謨、水野忠徳、小栗忠順の如きは、尤も錚々たるものであつた。

前に岩瀬後に小栗

彼等は未だ必ずしも悉く皆な首相の器では無かつたにせよ、一省の長官として、餘りあるの材であつた。就中若し幕末の俊逸を求めたらんには、前に岩瀬あり、後に小栗ありと云ふ可きであらう。即ち嘉永、安政の交、外交の危機に際して、其の難局に直面し、之を措置したるは、岩瀬の力であり、文久、元治、慶應の交、幕府の財政困難に際して、其の遣り繰りをなし、兎も角も大なる破綻なく、其の始末を附けたるは、一に小栗其人の力に頼るものであつた。

岩瀬小栗の眞價

勝軍の時には、何人も皆な勇者であり、敗軍の時には、何人も皆な怯者である。從

つて勝軍側の者は、自然に其の割合が善く、敗軍側の者は、自然に其の割合が悪くある。されば前者には割引きが必要である如く、後者には割増が必要である。具體的に云へば、薩長土肥、其他維新史に於て、朝廷側の者は、何れも多少の割引きを要し、幕府、會、桑、其他幕府側の者は、何れも多少の割増が必要だ。されど岩瀬、小栗の徒は、其の割増を做さざるも、彼等は自から光つてゐる。彼等は單に幕府の人材と云ふばかりでなく、當時に於ける日本の人材であつた。岩瀬其人に就ては、當人も亦た幕府人材の一人に數ふ可き栗本鋤雲が、左の如く記してゐる。

栗本の岩瀬評

岩瀬君、初の名は愿、後改めて震、字は百里、其の築地に居るを以て蟾洲と號し、官を擬はれ、墨水に塾するに及びて鷗所と號せり。人と爲り明斷果決にして、胸次晶潔、更に崖岸を見ず、其朝に立つや、知て言はざる無く、言て盡さざる無く、能く人才を鑑別して、各々其技倆を展るを得せしめしかば、人の之に歸嚮する者も多く、隨て亦派を殊にする輩の之を疾惡する者も極めて多かりし

の幕末萎靡不振の日に方り、士氣を鼓舞し、俊才を撰抜して、一時天下をして、踊躍憤起せしめたるは、其功推して第一等に置かざる能はず。乃ち現在の言葉で云へば、彼は極めて朗らかなる快人であり、且つ勇往忠直の士であつた。

岩瀬の功績

今其の一二を語れば、荷蘭の觀光船を贈りしや、矢田堀景藏、勝麟太郎を不動の小普請より拔擢し、其人に従て其技を學習せしめ、其他平山謙二郎、河津三郎、太郎を收めて配下に置き、下曾根金三郎、江川太郎、左衛門に洋砲訓練を任じ、箕作玄甫、杉田玄端を擧て、蕃書調所(後開成所と改む)の教官とし、儒官古賀謹一郎が、漢儒にして、傍ら横文に渉るを以て、其督と爲すの類、殆んど枚擧に暇まあらずして、松平河内、川路左衛門、大久保右近、水野筑後、竹内下野の類、宿者長者比肩儕輩と雖も、苟も志經國に存する者は、誠を推して親交せざる無く、傍ら各藩有爲の人物を延き、城府を撤して、協心戮力し、以て國威を擴張せんことを、一身に擔負したり。

好個の外相

此れは正しく其通りであつた。而して彼が井上清直と與に、ハリスと折衝して、安政條約を締結するに到りたる始末、若しくは横濱を開港するの建白などは、既掲の通りにて、今茲に繰り返す必要はあるまい。彼は能言能行、八面玲瓏、向ふ所可ならざる無き人物にして、外相としては恐らくは誂へ向きの一人であつたらう。然も彼は西城問題——一橋慶喜を將軍世子とするの運動——に煩はされ、井伊直弼の爲めに廢黜せられ、文久元年七月四十四歳にて逝いた。我等は此の一事に就ても、尙ほ井伊直弼に遺憾無き能はずだ。

### 【四五】 人材の黄金時代 (三)

小栗の功

徳川幕府の衰亡初期に際し、外交の難局に膺りて、兎も角も之を切り抜けたる一人が、岩瀬忠震とすれば、其の衰亡末期に於て、専ら財政の局面を擔當し、甘く

も遣繰りをして、其の始末を附けたのは、小栗忠順であつた。而して小栗は更らに幕府の財政ばかりでなく、其の陸海の軍制に關し、特に横須賀製鐵所の建設に就て、貢獻する所、尤も多かつた。

福地の小栗評

小栗其人に就ては、是非の論少くない。けれども彼が一代の奇才であつたことは、何人も之を否定は出来なかつた。福地源一郎著「幕末政治家」に曰く、

小栗が名を世に知られたるは、萬延元年幕府の使節となりて、新見、村垣と俱に初めて米國に赴きたる時に生まれり。使節が歸朝の時に當り、鎖攘の議論漸く朝野に熾なりければ、皆口を緘して黙したるに、小栗一人は、憚る所なく、米國文明の事物を説き、政治、武備、商業、製造等に於ては、外國を模範として、我國の改善を謀らざる可からずと論じて、幕閣を聳動せしめたり。

果然彼は俗吏では無かつた。

其後は御勘定奉行、外國奉行となりて、財政に、外交に與りたるが、時の幕閣に容れられずして黜けられ、幾も無くして又再勤しては、孜々其の職掌を執り、

精勵

幕府の經綸を以て、己れが任とし、其精勵は實に常人の企及ぶ所に非ざりけり。

彼は實に有爲の人物であつた。

精悍俊敏

其人となり精悍、敏捷にして多智、多辯、加ふるに俗吏を罵嘲して閣老、參政に及べるが故に、滿廷の人に忌まれ、常に誹毀の衝に立ちたり。小栗が終身十分の地位に登るを得ざりしは、蓋し此故なり。

彼は實に江戸ッ兒であつた。本來江戸ッ兒は口が悪いのだ。

財政の苦心

小栗が財政外交の要地に立ちし頃は、幕府已に衰亡に瀕して、大勢方に傾ける際なれば、十百の小栗ありと雖も、復奈何とも爲す可からざる時勢なりけり。然れども小栗は敢て不可能の詞を吐たる事なく、病の瘡ゆ可からざるを知りて藥せざるは孝子の所爲に非ず、國亡び身斃るゝ迄は、公事に執掌すること、眞の武士なれと云ひて、屈せず撓まず、身を艱難の間に置き、幕府の維持を以て進みて、己れが負擔となせり。少くとも幕末數年間の命脈を繋ぎ得た

るは、小栗が與りて力ある所なり。(余は親く小栗に隸屬したるを以て、其の辛苦に心力を費せること、余が目撃せる所なり)

此處に余とあるは、福地其人のことだ。如何に彼れ小栗が其の屬僚の目に映じたるかは、之を見ても判知る。

冗費節約

將軍家(將軍家茂)兩度の上洛、これに續きて、東には筑波の騷亂あり、西には長州征伐あり、其餘文武の政務に付き、幕府が臨時政費の支出を要したるは、莫大なりけるに、小栗は或は財源を諸税に求め、或は嚴に冗費を省きて、之に宛て、未だ曾て財政困難の故を以て、必要なる施行を躊躇せしむる事なかりけり。然れども冗費を省き、冗員を汰するの故を以て、小栗は俗士輩の怨府となりけり。

左もある可き次第だ。

紙幣發行せず

幕末に際して、財源愈々窮し、復これを覓むるに餘地なかりしかば、小は僚屬の議を容れて、幕閣の決議に隨ひ、紙幣を製造せしめたりけるが、時機これを



許さずと抗議して、發行を承諾せざりけり。されば幕府が滅亡に至るまで、不換紙幣を發行せず、其禍を後に残さざりしは、寔に小栗の力なり。

兵制改革

以上は小栗が幕末の財政に就ての功績を讃したるもの。  
幕府士人の銃隊は墮弱にして、實用に堪へざるを看破し、小栗は旗本等に課するに、其の領地の高に應じて、賦兵を以てし、併せて其の費用を出さしめ、是を以て數大隊の歩兵を組織し、夙に徵兵制度の基礎を建てたり。小栗は又佛國より教師を聘して、右の賦兵を訓練せしめ、併せて陸軍學校を設けて、將校を養成せしめたり。是れ所謂幕府の傳習兵にして、幕府の末路、稍々健闘の譽を博したるは、即ち此の兵隊なりけり。

固より小栗は徳川幕府の爲めに如上の努力を爲した。然もそれが日本國の爲めに、幾許の利益を進捗せしめたるかは、事實が之を證明してゐる。

## 第九章 幕府と佛蘭西との關係

【四六】 慶應年間日本に於ける英佛の代表者

瓦解前後の外交

癸丑、甲寅當初の日本の外交は、専ら米國相手であつた。次には露國であつた。英や佛は其次であつた。やがて英が日本の對象となつた。而して佛が來た。徳川幕府瓦解前後の外交は、専ら英と佛であつた。而して動もすれば佛が英を凌駕せんとした。

當時の英佛關係

當時歐洲に於ける英佛は、若し同盟國と云ふ能はずんば、少くとも友國であつた。彼等は近くは——一八五四年、安政元年甲寅——提携して露國と開戦し、兩國の兵士は、與に俱にクリミア戰爭に従事した。彼等は又た提携して支那に働きかけた。一八五七年、安政四年には、兩國の聯合軍は、廣東を占領し、其の翌年一八五八年、安政五年には、英佛聯合軍は、天津、太沽の砲臺を占領した。而して一八

六〇年萬延元年には、英佛聯合軍は、遂に北京を陥れた。此の如く彼等は歐洲に於ても、東亞に於ても、協同動作を爲しつゝあつたから、獨り日本に於てのみ、互ひに敵對行動を爲す可き理由なく、又た互ひに非友誼的の所爲に出づ可き筈はなかつた。

ロツシユ  
と  
バークス

英國公使として、オルコツクが在任中は、彼が先づ外交團の代表者と云はずんば、筆頭公使として、幕府に對した。彼が去りし後は、英國公使としてのバークス、佛國公使としてのロツシユ（當時ロセスと稱す）が、各々互角の位地に立ち、殆んど甲乙なしの地歩を占めた。ロツシユの横濱に到着したのは、一八六四年四月二十七日（元治元年三月廿四日）であり、バークスの横濱に到着したのは、一八六五年六月二十四日（慶應元年五月）にて、前者に比すれば、後者は一個年強の後任であるから、それだけロツシユが、有利の立場にあつたことは云ふ迄もない。

バークス  
の  
日本  
知  
識

けれどもバークスは長く久しく支那に在りて、所謂東洋通であり、而して横濱に到着以前、長崎に於て十二分の豫備知識を仕入れ、幕府の到底救ふ可から

バークス  
の  
薩長  
接  
近

ざること、薩長の有力なる大名であり、以て頼る可きこと、日本の主權は江戸幕府に存せずして、京都なる朝廷に存すること、能く其の要領を呑み込んで來た。同時に又た彼は本國政府よりも、此れと同様の命令を受取つて來た。彼の爾後一切の行動は、此の先入知識から發揮せられた。

されば彼は必ずしもロツシユと故らに反對の道を取りたる譯合ではなく、當初から、否な彼はロツシユの如何に關せず、豫定通りの行動をなしたものと云はねばならぬ。然もロツシユの行動が愈よ彼を刺戟し、彼を驅遣して、薩長側に接近せしめたることも、亦た否定す可きものではない。

ロツシユ  
の  
幕府  
親  
密

ロツシユは如何なる程度の豫備知識を持參したる乎明らかならざるも、彼は最初から江戸幕府を本尊として接觸した。而して只だ一通りの外交官としてばかりでなく、殆んど徳川幕府の名譽顧問官でもあるかの如くに自から振舞うた。此れは自發的であつた乎、將たナポレオン三世からの命令を遵奉した爲め乎、抑も亦た半ば本國の命令にして、半ばは自發的であつた乎、そは何れにも

せよ、彼と幕府若しくは幕吏との關係は、極めて良好にして、且つ親密であつたことは、或はパークスが、薩長人士に於けると同様、若しくはより以上であつたかも知れない。

幕府の佛國依頼

當時の佛國は第三帝國——即ちナポレオン三世朝——の末期に瀕し、所謂の歡樂極まりて哀情多く、其の榮華の夢も、一朝にして覺めんとする間際ではあつた。然も尙ほ其の内容は空洞となりて、一たび大風に遭へば、忽ち倒る可き運命を持つ巨木が、外形だけは、飛龍冲天の勢を做しつゝあるものと同一にて、素人眼には、百年の風雨をも凌ぐ可きものと認められた。溺るゝ者は彙片をも攔む。當時の徳川幕府が、如何に此のナポレオン三世の政府を心強く頼みとしたかは、固より當然の事であつた。而してパークスの下に、譯官としてシーボルトや、殊にサトウが在つた如く、ロツシユの下には、カシヨンがあつた。彼等譯官は、何れも尋常一様の通譯官では無かつた。何れも外交官たる相應の働らきをした。

【四七】 佛人カシヨン

佛國の貢獻

幕府側が少くとも開進の施設に向つて、其の功績を遺したる事に就ては、佛國の同情、佛國の援助、佛國の好意が少くなかつた。固より見方によりては、此れは佛國が日本に對する野心の發現であり、若しくは英國に對する反抗的競争心の反動であると云はれないことはあるまい。何れにしても佛國の勢力は、之を無視することは出来ない。而して其の佛國の代表者に、公使レオン・ロツシユがあり、公使の下に譯官のカシヨンあることは特筆す可き理由がある。

カシヨンの羽振

カシヨンは、ゼシユエツト派の僧であり、當時佛國に於ては、牝鷄の晨を告げつあるナポレオン三世の皇后ユゼニーは、宗門に熱中し、その爲めに宗門の勢力は政治に及び、従つてカシヨンなども、其の餘光を被りて、日本に於て羽振りを利かせたものと察せらるゝ。彼は僧階に於てアベ(Abbe)其の名は、メルメー(Mormet)。カシヨン(Mormet de Cuchon)。彼の日本友人栗本安藝守杯が、和春と稱したるは、尙ほ

日本渡來

英國の譯官サトーが、自から薩道と稱したると一般だ。

彼は本來布教の目的にて、支那に赴き、琉球に渡り、琉球にて日本語の知識を得、それより香港に還り、安政五年日本と條約を結ぶ可く派遣せられた佛國使節グロイ男爵の通譯として、神奈川に來つた。此れが彼の日本へ足踏みしたる最初であつた。而してやがて香港へ引き返したが、安政六年九月佛國領事ベレクール(ヤがて駐日公使に昇任)に隨つて、重ねて日本に來り、十一月に函館に赴いた。而して彼は函館に文久二年頃まで滞在した。

栗本との關係

彼の目的は固より布教であつたらうが、彼は中々機心多き漢にて、其の交際も、可なり手廣く、其の活動も、頗る機敏にて、此の滞在中に彼は栗本と相知ることとなつた。當時栗本は函館に遷謫中であつた。同人の年譜に曰く、

嘉永五年先生卅一歳、先生汽船觀光丸試乗の募に應ぜんとし、御匙法師岡櫟仙院の効するところとなり、讒を受く。幾もなく蝦夷移住を命ぜらる。此年六月家を擧げて蝦夷に移る。在住諸士の頭取となる。爾來十年間、函館にあり、採

カシヨンの日本語學習

藥、藥園、病院、疏水、養蠶等施設の事業多し。佛人メルデル・カシヨンに日本語を教へ、交親を結べり。

とある。而して栗本自身の文久元年正月の自著「鉛筆紀聞」の題言には斯く記してゐる。

安政六年己未の冬、予鎮臺津田江州の旨を奉じ、佛郎譯司「ユウシン・メルメツト・デ・カシユン」に邦語を傳へ教ゆ。「カシユン」年二十餘、佛郎都府巴黎斯の人、顯悟能語す。自言ふ、十年前、薩州漂客に頼り、稍邦語を解すと。相昵の久しき、予問ふ所あれば、彼必ず答ふ。則鉛筆條記し、以て簾底に藏す。唯彼言往々誇己、誇人の語あり。加之言辭未だ達意を得ず。予の筆記も亦坐間草々なれば、共に誤謬なき不能。覽者疑を存して可なり。文久元年辛酉正月、匏庵陳人、書於函館晚晴樓西窓下。

と。此れにて兩人の干係が、能く判明する。所謂薩摩の漂客とあるは、カシヨンが琉球滞在の際、薩藩士市來正左衛門(後に四郎と改む)が、其の藩主島津齊彬の

命を承け、琉球に赴き、伊知良親雲上と稱して、琉球人に化けてゐたる、同人のこ  
とであらう。

カシヨンの  
日本語の  
程度

カシヨンの日本語に就ては、其の談話には差支なかつたであらうが、其の讀書  
力に就ては、彼の競争者とも云ふ可きサトーは、慶應元年の晩秋初冬の交、英佛  
公使等が、軍艦を兵庫大阪の灣に乗り入れ、示威運動もて、開港を迫りたる際、幕  
府側からの公文書を受取つたところ、カシヨンは之を解することが出来ず、自  
分は原文の儘、之を通讀し、大に彼の鼻梁を挫き、痛快であつたと記してをれば  
〔參照 A Diplomat in Japan〕、或は事實その通りであつたかも知れない。けれどもカシ  
ヨンは決して只の鼠では無かつた。恐らくは暗中の活躍には、所謂るゼシユエ  
ット派の特長たる伎倆を、彼も人一倍持つてゐた様である。されば勝海舟など  
は、彼を妖僧と稱してゐた。

#### 【四八】 佛國公使と幕府

カシヨンの  
ロツシユ  
關係

抑もカシヨンと佛國公使ロツシユとの干係は、如何にして出て來つた乎。ロツ  
シユは日本に來著して、所謂る新米なれば、日本語に通じ、日本の内外の事情に  
通曉したるカシヨンを必須としたるは、固より當然と云はねばならぬ。されば  
公使から彼を徴したので、彼から公使に要めたのでないことは勿論だ。而して  
彼は公使の通譯ばかりでなく、恐らくは凡有る用務に就て、其の股肱となり、其  
の顧問となり、其の懐刀となつたものと察せらるゝ。  
而してロツシユの信任狀は、左の通りである。

ロツシユ  
信任狀

天惠人望之佛蘭西皇帝ナポレオン

我が淑徳英明なる親朋日本之大君え

我がミニストル、ドエン・デ・ベルクールを、他處におゐて交際の事を取扱はし  
むるにより、且は今幸に日本と佛國と親み、情義厚きを以て、聊たりとも是が

疎絶するを願はず。依而コンドル・デウ・レ・ゼオン・ト・ノール・レオン・ロセスを以て、全權ミニストルに任命し、殿下の政廳え向け差送なり。則ち前任者と新任者との更迭のことを云ふ。譯文は拙であるが、意味は能く解る。

彼は我等が全く信任を窮るものにして、兩國一和の大本たる條約を固く取行ふことに付、更に怠惰なき様命じ置たり。ロセスの材能及我が國務に勉勵するの甚敷は、是殿下の愛敬を受け、又我が皇家の趣旨に適合する様深く注意して事を遂ぐるの確證なり。

以上ロツシュに關する信任狀だ。彼が佛國の公使としての適材であり、且つ其の職務に忠實なる可き旨を披瀝してゐる。

故に佛の商估遊歴のもの、一身及び利益の諸件は勿論、就中貴國當代の幸福を祈り、兩國の帝位を合和する永世不忌親睦の交誼を全ふすることに付、我等に代り、總而彼より申立つことは、深く信用を加へ給ひ、親睦に待遇あら

ん事を、殿下に願ふなり。天殿下に恩惠を降投するを祈る。

千八百六十三年（文久三年）十月廿七日

我がテユレリ殿におゐて之を書す

ナポレオン

信任狀差出し

譯文は愈よ拙であるが、然も其の意味は片言雜りにて、能く諒解せらるゝ。要するに此れは固より月並の信任狀であるが、ロツシュは之を元治元年三月廿八日、大阪に於て將軍の手許に差し出した。而してやがてロツシュの活躍は開始せられた。

奈翁三世の人物

元來ナポレオン三世は、一種不思議の人物である。彼は其の伯父ナポレオン一世とは、其の素質を殊にし、一面山師的氣分あると同時に、他面一種の夢想家であつた。彼は如何なる詭譎の權道でも、必要に應じては逞しくしたが、其の本性は寛裕にして、平和を愛好した。若し彼が日本に對して、多大の禍心を包藏したとする者あらば、それは餘りに穿ち過ぎたる觀察だ。當時の彼は既に強弩の末で

あり、内外にかけて表面丈けは立派に塗り立てゐたが、裏面には所謂第三帝國の基礎が動搖し始め、且つ彼の身體も、放逸なる彼の生活の爲めに、健康を損して、身心兩ながら倦怠、疲困の状態にあつたから、東亞の極端にまで、其の魔手を伸さんとの大野心は無かつたに相違ない。

彼の對日興味

けれども亦た日本に對して、少からざる興味を持つてゐたに相違ない。勿論之を目して、彼が無我愛であると認むるは、餘りに彼を聖人化したる觀察である。然も之を以て彼が禍心の香餌であるとするも、餘りに彼を惡黨視する譏を免れない。兎も角も政治家の興味中には、如何なる場合でも、政治的打算を除却することは出來ないから、ナポレオンとしても、日本に對して多少の損得勘定をしてゐたに相違あるまい。而して其の使命を果す可く著任以來、必死に努力したのは、實にレオン・ロツシユ其人であつた。彼はやがて徳川幕府の良友となりて、殆んど親類交際をするに到つた。

## 第十章 横須賀造船所創設

### 【四九】 佛國公使と栗本瀨兵衛

ロツシユの功績

佛國公使レオン・ロツシユは、當時の幕府に取りては、二つなき外交顧問となつた。外交ばかりでなく、凡有る方面に便宜と方便とを提供した。即ち幕府が佛式兵制採用に就ても、横須賀造船所の創設に就ても、皆な然りとする。此れよりして横須賀造船所の創設に就て物語らんに、直接此事に當りたる栗本鋤雲（瀨兵衛、安藝守）は、左の如く記してゐる。

栗本佛使親交機因

幕府の最末に當り、横須賀造船所と、陸軍傳習と、佛國語學所との開設の起原は、盡く予（栗本）が一身に關し、又三項共に相聯りて脈絡接續したれば、一を擧げて二を闇くを得ず、因て之を記さんに……元治元年十一月初旬頃、予監察を以て、横濱在任中に、參政酒井飛驒守、突然予を徵し、新部屋に招き（原註新

部屋は城中閣老參政の部屋の外にありて、議事の小室なり。予が佛國人に親しきは何故にやと問はれしかば、前年無職にて蝦夷地に在住せし日、奉行津田近江守が指揮に因り、佛人メルメデカツシユンに邦語を相傳へたるに因り、懇意に成りたるが、此度監察に命ぜられ、横濱表立合として詰居る處、豈料らんや、右カシユン儀も、彼國公使付書記官にて、同港に居り候故、應接の度々面會致し、公事終りて舊話に及び、其の緣故を以て自然彼公使ロセツにも親敷相成りたりと答へたるに。

人事は實に意外のもの。栗本が函館にて、佛僧カシユンに日本語を教へたる緣故が、やがては幕府と佛國との親交を促進せしむる絶好の機會を作つた。

飛驒守重て、夫れは一段の事にて、至極官邊都合にも相成候……就ては以來足下に限り、特別の譯を以て、外國人應接の節、下司及び監者、譯者、地方官を携帶するに及ばずと、唯今大老(酒井雅樂守)閣老(水野和泉守、阿部豊後守)議定ありたれば、右の通り心得、前後聊か顧慮なく任當せらるべしと云はれたり。

栗本單獨應接公許

翔鶴丸修理

此の如く栗本は、其の佛國公使と親交あつた爲めに、幕閣から單獨應接の公許を得た。此れは幕吏としては無上の榮譽でもあり、信任でもある。而して彼は直ちに若年寄酒井飛驒守の希望に任せ、翔鶴丸損所修理の效を擧げた。その事は姑らく略するが、此れからして愈よ横須賀造船所創設の方へ進轉し來つた。

小栗の栗本依頼

同年(元治元年)十二月中旬、天晴れ風烈き日、予税關を退き、將に官邸に(反リ日に在り)歸らんとする途中、遙か跡より塵沙を蹴立て、二騎馳せ來るあり。予心ともせず將に曲街に入らんとするに當り、其騎忽ち大聲に予が名を呼て、瀬兵衛殿旨く遣られしな、感服々々と云ふに因り、顧みて其騎を見れば、即ち小栗上野介と其僕なり。予云ふ、何を旨く遣りたるや。上野云ふ、翔鶴の修復なり。予云ふ、卿は既に見られしや。上野云ふ、見た共見た共、併も大見だ。今日英國パンクヲリヤンタルに掛合ひ事あり、固より支配向の者にても濟む事ながら、埒の明かざるを恐れ、午後より出港したるが、用事忽ち濟みたれば、兄に面し度事もあり、旁々歸り掛け翔鶴に到りしに、兄は既に去れり。因て船底迄入



りて盡く檢したるが、「ケートル」(汽機)も腐蝕の分、残らず割き棄て、補ひあり、至極宜し。去るにてもバイブ(鐵管)は能く間に合たり。予云ふ、去れば是れには少し困じたり。セミラミス船所蓄の品は過大にして用を爲さず。上海には相應の品ありと聞き、幸ひ便船ありしかば、直に注文せしに、早速に廻り來りしゆへ、斯く早く仕上る事を得たり。一體海外注文品は、貴局の許可を得ざれば能はずと雖も、ヤレ評議や、ヤレ廻しと云ひ、永引中には、時機を失する故、此度は受負ひ普請の仕上げ勘定と極め、武斷に取計ひて仕舞ひたり。上野云、妙妙。

兩人意見一致

小栗上野介は、當時勘定奉行であつた。彼と栗本とは同氣相求め、同類相依るの比喩に漏れず、何れも佛國に頼りて、事を目論まんとする點に於て、其の意見が一致してゐた。而して今や小栗は栗本の力を假る可く、斯くは栗本を後から追掛け來つたのだ。

### 海軍造船の初め

抑も幕府が施設せし最初の陸海軍編制は、佛人の力に負ふこと甚大なりき。初め日本の米國と修好條約を結ぶや、其の第十條に於て、ハリルスは殊に日本が兵器船舶その他の必要品及び教師を米國に仰ぐべきを約せしめしかば、文久元年七月九日、幕府は、公然書を以て軍艦二隻を米國に注文し、又南北戦争の起るに及びて、最初の海軍留學生(根本、澤、赤松、津田、内田恒次郎等)を蘭國に遣したり。是れ文久二年の事なりき。かくて英蘭二國より献上せし軍艦並に我が購求せし汽船幾隻は江戸灣に碇泊することゝなりたれども、海軍に就ては、未だ嘗て何等の設備あらず。幕府の運輸船羽鶴丸の破損するや、目付栗本瀬兵衛の嘗て函館に在りて佛國領事の書記官メルメ・デ・カシヨンと親交ありしを利用して、適々横濱に在りし佛國軍艦に請ひ、士官、技師をして之を修繕せしめたる事あり。(これ元治元年十二月の事なり)是に於て栗本は、小栗上野介と謀り、佛人の助力に依り、慶應元年四月二十五日、外國奉行柴田日向守を佛國に派す。(開國大勢史)

### 【五〇】 横須賀造船所設立の契機

佐賀藩  
修船器  
利用策

小栗上野介と栗本瀬兵衛との談話は、此れから愈よ横須賀造船所の本題に入つて来る。

儲就ては一番兄（兄とは小栗から栗本へ呼び掛けたる言葉）に相談し、骨折貫はねばならぬ一事あり。予（栗本）其或は途中の談に了す可からざるを察し、強て延て予が邸に入らしめ、其談ずる所を聞くに、上野云ふ、先年佐賀より政府へ納めし蒸氣修船器械一式あり。蓋し閑叟君其國に取建る心組にて、和蘭より購ひたる所なるが、其取建費の夥なると、其之を掌る人無きを病み、政府に納めて用をなさしめんと欲するなり。其器械三分の二は、既に運びて、當港（西横）石炭庫に在り、一分は猶ほ長崎港にあり。客歳既に相州貉ヶ谷灣に於て、此器械を以てドック及び製鐵所を取建んとし、既に掛り役員も定め、測量迄も爲したれど、矢張り其業に馴れし人無きを以て弭めたるが、許多の器械を銷腐

佛人備入  
依頼

に付して、閑叟君が芳志を空するに忍びず、兄此回翔鶴を修するに用ひたる佛人ドロートル輩を率ひ、貉ヶ谷に至り、一と骨折して呉れては如何と。

此れは小栗上野介が、栗本瀬兵衛の佛人と親しく、其力を藉りて、幕府運送船翔鶴丸の損所修理を、首尾克く仕遂げたる、その好成绩を見て、更らに栗本を煩はして、佐賀藩主鍋島閑叟の獻納にかゝる蒸氣修船器械を活用せしむ可く、造船所の建設に當らしめんとしたのだ。閑叟の右器械獻納は、小栗の話したる通り、自から使用せんと欲して、能はなかつたから、之を幕府に體善く押し付けたのだ。

栗本の困  
惑

左も無造作に話出せしが、予ドックの名さへ始めて聞きたる程なれば、況や製鐵所などは如何なる物なるやも知らず、且つ佛人ドロートル輩を備ふに付、縦令ひ當人は承知するも、水師提督や、公使の意中も測り難ければ、遽に諾せず、上野と共に今夕佛館に往て同じく議し、然る上に其請に應ずべしと答へたり。

栗本も正しく寝耳に水であつたらう。されば斯く返答するの外はなかつたであらう。

小栗栗本  
佛公使館  
訪問

上野茲に於て、其僕を金川(神奈川)驛に差し、其宿を定め、予と共に佛公使館に就き、其由を語るに、ロセツも其業に暗ければ、ドロートルの果して其任に適す可きや否やを判ずる能はず。於此一介を馳せて水師提督ショウライスに報ぜしかば、ショウライス上野の來るを知り、使と共に公使館に造り、其談を聞て後答へて云ふ、ドロートル年猶少にして、學も未だ其域に達せず。故に成る物は守る能ふ可しと雖も、新に造る業は覺東なし。本船一等蒸氣士官ジンソライと云ふ者あり。此人今私事を以て上海に行くと雖も、早晚歸り來れば、此者歸り次第、其器を點檢せしめ、然る後確と報ずべしと。茲に於て談止みて歸れり。

此の如くして此の相談は、ジンソライの上海より還るを待つこととなつた。

器械檢閲

セミラミリス艦乗組士官蒸氣方ジンソライ上海より到り、佐賀獻納蒸氣製

鐵器械を熟觀するの後に、提督ショウライス、公使レラン・ロセツを以て申出る趣きは、該器械の儀は、總體小振にて、從て馬力も強からざれば、鐵具小補理を辨ずるに足る迄の用にて、逆もドックを造り、大仕事を做し得べき物にあらず。且つドックを作り、船艦を造り出すが如き大事業は、中々我が輩學術の能く成熟す可きにあらざれば、是は其任に堪へたる然る可き人を撰みて、お雇ならざれば叶間敷、且つ今有る所の器械は、之を横濱近傍に据付、小修復に備へられなば、至極用便なる可き旨なりしかば。

所謂小題大做で、鍋島閑叟の獻納器械は、到底期待されたほどの代物では無かつたが、此れが契機となりて、愈よ横須賀造船所を、設立するに至りたる始末は、更らに次に開陳するであらう。

【五一】 横須賀造船所創設と小栗、栗本

修船工場  
建設の決  
定

鍋島閑叟の幕府へ獻納したる機械は、小規模の用に供するに過ぎない。此に於て栗本は小栗と相談した。其の顛末は左の如し。

退て小栗氏と相談を遂げしに、既に軍艦を有する以上は、破損は有中の事なれば、之を修復するの處無かる可からず。況や唯今迄の如く、彼國用餘の古船を買ひ、或は託して新調するも、我に修船場無き以上は、一たび壞れなば忽ち用を爲す能はず。又壞船の度毎に、外國へ運航する時は、往返費用計りも格外の事なれば、斷然良工を迎へ、近港にて然る可き場所を撰ばせ、取建る事に決定す可しと極まりたれば。

此の如く小栗の意見にて、適當なる船渠を新設することに評定した。

然らば何の國なりとも、其然る可きを撰まんと議したるに、海外各國皆我が師なれど、餘國は驕傲不遜にて、我を恐嚇し、其不馴を欺き、飽迄利を貪らんと

佛國委託  
案

するのみなれど、(原註 此時亞公使ブライインの井上信澄守を同し、莫大の前金を受取りて、富士山嶽を造るの奸情、既に粗ば我に泄聞せしが如き)唯佛國は異順にして、佗に比すれば、其説も稍や信ずるに足れば、矢張佛國に委託する様爲す可しと。

此れも小栗の意見だ。小栗は既に佛國の親しむ可く、頼む可く、與にす可きを知つてゐた。此れはやがて借款問題まで發展したる所以であらう。

費用の心  
配

予(栗本)猶其巨費の如何を憚りたれば、仔細商量あられよ。今に於ては爲すも爲さざるも我に在り。既に託せし後は、復た如何す可からずと云へば。

此れは栗本の掛念だ。

上野笑て當時の經濟は、眞に所謂遣り繰り身上にて、例之此事を起さざるも、其財を移して、他に供するが如きにあらず。故に無かる可らざるのドック修船所を取立ると成らば、却て他の冗費を節する口實を得るの益あり。又愈々出來の上は、旗號に鬩斗を染出すも、猶ほ土藏附賣家の榮譽を残す可し。

小栗の心中  
流石に小栗上野介は、幕末の一人物だ。此れに就て、栗本鋤雲は、左の如く著語してゐる。

上野が此語は、一時の諧謔にあらず、實に憐む可き者あり。中心久しく既に時事の復た奈如する能はざるを知ると雖も、我が事ふる所の存せん限りは、一日も政府の任を盡さざる可からざるに注意せし者にて、熟友晤言の間、常に此口氣を離れざりき。

と、彼等の心事、亦た大いに諒とす可きものがある。上野が如きは幕府の忠臣たるばかりでなく、亦た日本國力發展の恩人と稱するも過言であるまい。

夫より佐賀獻納器械の長崎に残り在る分も盡く横濱に取寄せ、ジンソライの取調を経て、錆腐の分手入磨き立、一と通り組立て試みし上、同港太田川縁沼地を埋立て建築する事に至り、予(栗本)が部下には杉浦精介(今赤城と改名)軍艦方よりは誰なりしや名を記せず、通詞は北村元四郎(今は名村奉藏)等を掛り役となし、佛人ジンソライ、同ドロートル、同エーデの輩、其餘と共に横濱

國力發展  
の恩人

横濱製鐵  
所創設

横須賀造船  
所創設

小製鐵所の建築に従事せしめ、又一方は閣老水野和泉守、參政酒井飛驒守等命を奉じて、佛公使同水師提督と議し、其推選を以て、同國蒸氣學士ウエルニを上海より召び寄せ、追々談判を遂げるの末、同人を總裁とし、相州横須賀灣に於て、彼國地中海に在るツィロン製鐵所の式に依り、其の規模を縮して三分の二に定め、製鐵所一ヶ所、ドック大小二ヶ所、造船所三ヶ所、武庫廠廠共に全四年にして成功し、其の費用は凡そ一年六十萬弗、四年總計二百四十萬弗を用ゆ可きを約し、於是大日本帝國に於て、始て造船、製鐵、船渠の大事業を起したりし。此時東洋各國中、支那と雖も猶ほ未だ有らざる所なりと云へり。以上は栗本當人の維新以後、往時の記憶を辿りて記したるところ。其の大體に於ては正鵠を得たるに幾きものと信ぜらる。此れにて見れば横須賀造船所の創設には、小栗の力尤も多く、栗本の勞亦た之に亞ぐと云はねばならぬ。

【五二】 横須賀造船所に關する田邊太一の記事 (一)

永井の上  
粟

同じく幕末の外交に、其の役目を勤めたる田邊太一も亦た横須賀造船所創設に就ては左の如く記してゐる。此れは粟本の所記に比して、更らに其の淵源に溯りてゐるから、双々對照すれば、能く其の曲折の事情が分明する。

安政二年、初て荷蘭人を聘し、海軍傳習所を開きしの際、差向汽機の修理換装等の爲に、必要とすべき器具なくては差支あるべきは勿論なれば、時に傳習の事を督せし目付永井玄蕃頭より上稟する所ありて、これを荷蘭に註文せしに、其四年にいたりて、註文の器具も舶載し來り、其爲に聘雇せし工師も、長崎に來りたり。折柄永井は其任を卸して、既に東歸せし後なりければ、奉行水野筑後守、荒尾石見守其後を承け、港中飽の浦の地を相し、同年十月を以て工を起し、文久元年に及び成を告げ、こゝに初て我國に修船製機の工場あるに至れり。

飽の浦修  
船場

費用支拂  
方

此れが長崎港に於ける、而して同時に我國に於ける此種製作所の嚆矢である。其年(文久元年)の四月當時の奉行岡部駿河守よりの上申書に、蘭國持渡の器械代は除之、御場所建物等、惣御入用途、金四萬三千三百四拾七兩餘は、長崎會社借入銀等の内を以、御出方取計、金二萬二千九百四拾五兩餘は、去申年二月より、石炭並に同所にて製作致候諸品御益銀を以、此節迄仕拂、去月廿五日迄にて、御普請御成功、器械据付方迄不殘相濟といへるにて知るべし。

此れは當時の長崎奉行岡部駿河守の上申書を援き來りて、長崎造船所設立費用に就て語りたるもの。

費用總計

されば其の費途は、器械元代金凡一萬七千兩に、工場設置の費、合計六萬六千二百九拾二兩を并て、僅に八萬五千二百兩の餘に出でず。

此れが經費の總體だ。

機械増設

此後また竹内下野守等が、西洋各國に使を奉ぜしの便を以て、更に廿五馬力の汽機を購入して、これをこゝに据付、猶又鑄鐵の機具をも増置して、大砲を

も鑄成し、追々其の規模を擴めしは、文久二三年の頃の事にして、神戸に海軍操練所を置くに及びて、竟にこれが所屬と定められたり。

竹内下野守等は、文久元年十二月二十二日英船に搭じて西洋に使ひし、文久二年十二月十一日江戸に歸著した。而して其の幸便に乗じて器械を購入したのだ。當時勝麟太郎は、神戸に於て海軍操練所の事を管し、同所に造船所、製鐵所を設けんと企て、姉小路公知卿によりて、之を行はんとしたが、同卿の横死の爲めに果さなかつたことは、既記の通りだ。

肥前藩の  
獻納

初め幕府の製鐵器械を荷蘭に注文せしに次で、肥前藩よりも同じくこれを注文せり。其の機器舶載し來るに及び、これを設置すべきには、猶幾何の費を要し、又其工事に任ずべきの人物も少きを以て、自から之を用ひず、竟に擧て之を幕府に上れり。

此れは既記の通りだ。〔參照 五〇〕

設立費用  
に窮す

長崎奉行はこれを受けて、同じく其の設置の費用の出處に窮せしものゝ如

く、上申書中「此度肥前守方より獻納仕候器械元代者、凡金九萬兩程の趣に付御場所御据付相成候には、四五萬金程も相懸り可申、さ候えば、是亦御入費不<sub>レ</sub>少云々」とありて、爲めにその工場にて製作する所の銅鐵具等拂下の利益を以て、これが仕填となさんとの計畫をなし、その資本なる鑛銅購入の方法など議上せしことあり。蓋し其の元金九萬兩といへば、これを幕府のものに比して、規模稍大なりしを見るべし。されども世既に鎖攘を唱ふるもの多く、幕府は物議を憚りて、更にこれを建設すべきの氣力もなく、長崎に其まゝ打捨置て、往々鏽腐を免かれざるに至れり。

此れも既記の通りだ。〔參照 五〇〕

此の如くして長崎の造船製鐵所の方は、殆んど一時停頓の情態であつた。

【五三】横須賀造船所に關する田邊太一の記事 (二)

傳習生派

幕府も時勢の必要に應じて、彌よ開進の政策を行ふこととした。

然るにこの頃に至り、幕府爲政の方針、頓に一變して、専ら富強を計るに力むる方に傾きたれば、江戸近傍に船廠を設立すべしとの議起り、幸にこの肥前藩上納の物を用ひ、猶其足らざる所は、これを荷蘭に於て購入し、其の規模を大にすべし。且其工事をも、彼にありて講究傳習せしむべしと、軍艦役頭取肥田濱五郎其他を荷蘭に派遣し、かの獻納の諸器械は、悉く之を横濱に送輪せしめたり。實に元治、慶應の交なりき。

佛使依頼の便宜

此れを栗本鋤雲の所記と參稽すれば、其の事情が能く解せらるゝ。(參照 五〇) これと同時に、佛蘭西よりは、レオン・ロセスを以て、全權公使とし、これを我國に駐劄せしめたり。ロセスは其の國帝(ナポレオン三世)の内意を奉じ、大に我國を輔けて、爲す所あらんとし、かつて布教の爲に、我國に來り、久しく箱館に

ありしメルメット・カシヨンの我國語に熟し、且才あるを以て、用て書記官として、通辯の任に膺らしめたり。折柄栗本瀨兵衛(鋤雲)の拔られて目付となるあり。(原註 瀨兵衛、初瑞見と云ふ。幕府世祿の醫家たり。瀨兵衛氣慨ありて、學識に富む。醫を業とするを屑とせず。されども舊規のあるありて、其業を改むることを尤さず。ここに於て自から奮て蝦夷地に移住して、植拓の事に任じ、唐太荒寒の地に、米雪を凌ぎて、數年の冬を過したる杯、往々名聲の上達するありて、始て士班に列する特典を受け、遂に累遷して、此職に陞れり。)

栗本の出

以上は田邊が栗本に就て記したるところ、栗本も亦た幕末の一人物であつた。今少しく精確に云へば、彼は幕府の醫官喜多村槐園の第三子、嘉永元年廿七歳にして栗本氏を嗣ぎ、第六世瑞見と稱す。嘉永五年卅一歳にして家を擧げて蝦夷に移住し、函館に住する十年、文久二年には唐太を巡視して越年し、文久三年エトロフ、クナジリ二島を巡檢し、九月函館に還り、十月徴されて江戸に還る。而して元治元年六月晦日四十三歳にして、目付となる。而して彼が横須賀造船所



の事に盡力したるは、實に此時であつた。

佛使の勸  
説

その會て函館にありし時、カシヨンと交りありしより、佛蘭西公使も其のちなみを以て深く信ずる所あり。折柄幕府は征長の事あり、將軍の上阪あり、猶各公使連合して、京師に迫り、條約の勅許を乞はんとの議ありて、當路者も艱隨に困の餘り、この間に周旋すべき人を要するの際なりしかば、當時の慣例、外國奉行たらざるものは、直に外國公使に接するを得ず、またこれに接するも、必ず目付の立合を要するなど、無益の規則あるにも拘らず、佛蘭西公使には、多く瀬兵衛をして應接意を通ぜしむるの役にあたらしめたるがごとし、されば話次海陸軍の皇張せざるべからざるに論及し、また船廠鐵廠の海軍の爲必無かるべからざるを説て、その設置に就ては、佛蘭西に依託あらんには、ロセス自からその責に任ずべしとの事をいひ出すに及べり。

註文申出

栗本の所記によれば、總て此方から註文し、それに應じて佛國側が應酬したることゝなつてゐるが、田邊の記事は、上掲の如く、寧ろ佛國側から勸説したる如

く見ゆ。然も徐ろに考察すれば、兩者の言ふ所未だ必らずしも兩立せざるにあらず。大體論は佛國側から云ひ出したとし、具體的の註文は日本側から申し出したものとすれば、如何にも兩者の所記が、辻褄合ふこととなる。事實恐らくはその通りであつたらう。小栗にせよ、栗本にせよ、佛國公使若しくは譯官カシヨン等より、種々吹き込まれたることは疑を容るゝ餘地はあるまい。

工廠設立  
決定

於是勘定奉行兼外國奉行小栗上野介をして、瀬兵衛と共に佛公使に面接して、其事を商量せしめ、竟に閣老水野和泉守、阿部豊後守、諏訪若狭守の連署公牒を以て、これをロセスに任すべき旨を傳へり。是元治元年十一月十日にして、其地は相州三浦郡横須賀濱に船廠を置、横濱本村石川口に、鐵工廠を置くことに決せり。

以上が横須賀造船所創設の由來にして、此れにて先づ概要の曲折、經緯は分明であらう。

【五四】 横須賀造船所に關する田邊太一の記事 (三)

佛公使の  
目論見

幕府は愈よ造船所設置を、佛國に依頼することとなつた。

こゝに於て佛蘭西公使は、其の本國の海軍提督にて、横濱に來泊し居たりしシヨロロイスに謀り、其の海軍の工部士官ウエルニを幕府に推荐して、その建設の見込を立てしめたり。其の大略は、船廠建設に先ちて、先一の工廠を横濱に建て、以て艦船修理の用を達せしめ、佛蘭西海軍士官を雇用し、其事に幹せしめ、且つ邦人をして、その業を習學せしむべし。これ今より一ヶ年を期して、其工を竣るを得べしといへども、船廠に至りては、よし其の規模を小にするも、二の船渠、三の船渠を設け、差向佛蘭西人四十名許を雇用せざるを得ず。而して邦人を役するは二千人にも及ぶべし。其の經費は二百四十萬弗にして、四ヶ年を以て落成し得可しと報じぬ。

以上は佛國側からの申出でた。

約定書交  
附

而して幕府もこれを採用するに決したれば、佛蘭西公使は、更にこれが約書を訂結せむことを要し、慶應元年正月廿九日、閣老水野和泉守、參政酒井飛驒守連署の約定書を公使に附せり。

惟ふに此議の斯く採用せられたるは、主として小栗上野介、及び栗本瀬兵衛等の内輪に於ける努力に因るものであつたらう。

曰く、

約定條目

今般横須賀灣へ、佛蘭西國の周旋に依り、製鐵所を取建るにつき、公使へ商議せし處、上等器械官ウエルニ一最も其按に長じたるを以て、荐揚せられ、アドミラル厚情を以て、上海より右ウエルニを呼寄られ、同意したり。これに依て爾後の爲、約する所の條目、左の通。

一 製鐵所一ヶ所、修船所大小二ヶ所、造船場三ヶ所、武器庫及び役人職人の役所、共に四ヶ年にして落成の事。

一 横須賀灣地形、地中海々岸土命灣に似たるを以て、製鐵所は、右地方に取

建ある模式に倣ひ、大概横四百五十間、豎二百間の地坪を以て取建る事。此れにて佛國軍港ツィロンを、其の模範としたることが判知る。

その費用

一 製鐵、修船、造船の三局取建諸入用、總計凡高一ヶ年六十萬ドルラル、都合四ヶ年二百四十萬ドルラルにて落成の事。

但佛蘭西政府へ約定書相届候上は、右の六十萬ドルラル取揃置べく、猶四ヶ年の間、年々納方ドルラル差支不申様可致事。

右は兩國政府の允准を経て、公使においては、其器械役ウエルニに專任を命ぜられ、我等においては、勘定奉行松平對馬守、軍艦奉行木下謹吾、目付山口駿河守、栗本瀬兵衛、並淺野伊賀守に専ら其の取扱を命じ、只顧成を要するものなれば、彼我内外の間隔なく、懇誼をもととして、取極るものなり。

以上が其の約定書である。抑も何故に横須賀を撰定したるかに就ては、栗本は斯く記してゐる。

横須賀撰定理由

扱製鐵所は、最初相州船越或は貉ヶ谷に取建る見込にて、導示せしが、佛人測

量して、海底遠淺にして、十分ならざる旨申出たれば、改て今の横須賀を示せしに、屢次鉛錘を投じ、其の深淺を熟驗して、至極製鐵所を取立るに叶ひ、且つ景勝、要害兼ね備りて、佛國ツィロン造船所の地形に彷彿せりとて、大に喜びたるを以て、始て此所に確定せり。是れ元治元年十二月下旬の事なり。

と、如何にも其通りであつたらう。されば横須賀を撰定したるは、實に佛人の眼識であつた。而して栗本は更らに斯く記してゐる。

奉行交替

然るに此年極末に至り、上野介(小栗)は已むを得ざる事故ありて、勘定奉行を罷められ、陸軍奉行並となりたれば、造船所取建事務は、跡役松平對馬守の掛りと成れり。此人は太平の人材にして、軍國の事は其の所長にあらざれば、始めの程は、痛く其の巨費に畏怖の體なりしが、木下謹吾、山口駿河守、淺野美作守及び予輩同掛りにて、傍ら皆之を奨勵し、且つ上には閣參の銳意なると、佛國假約既に済みたる後に在りしかば、今更如何ともする能はざりき。此れにて一切の経過は分明だ。

### 【五五】 柴田日向守の歐洲派遣

柴田派遣

慶應元年四月に至りて、幕府は柴田日向守を佛國に派遣し、愈よ横須賀造船所創立の御用を辨せしめた。以下は田邊の記する所。

英國猜妬  
防止

而してその歳(慶應元年)四月廿五日外國奉行柴田日向守を派して佛蘭西に  
使せしむ。これ兼て公使及ウエルニと商議せし所にして、佛蘭西政府に就  
て、技師工手の備入、機器物品の買收等を要するの理事官たり。且此序を以て、  
陸軍傳習のことも依頼すべきの命を受たるものなり。されど佛蘭西公使は、  
この事に就て、己の國一手に引受ることは、隣國英吉利の猜妬を招かんこと  
を慮りたれば、機器の幾分かは、これを英吉利に購買せしむるの得策たるを  
おもひ、此を幕府に説て、柴田理事官をして、英吉利にも渡らしめ、其の政府に  
依頼なさしめたり。されば柴田は「御用有之、英佛兩國へ被差遣」との使命を  
受て、佛蘭西公使は勿論、英吉利の代理公使ウエンチスター(Winchester)にも、公

土命船廠  
視察

然と閣老より通牒に及びたり。ウエルニは、兼て相商定せしがごとく、我理  
事官一行に先ちて馬耳塞に在り、これを延て、土命の船廠を見せしめ、次で巴  
里に入り、又オルレアン、ブレスト等の船廠をも巡視して、参考の資とせり。  
當時英國公使はアルコック去りて、パークス未だ來らざる際なれば、ウインチ  
エスターが、代理公使として、其任を攝してゐた。而して佛國公使ロツシユも、成  
る可く英國側の感情を害せざらんことを勗め、自から獅子の分前を取るも、其  
の殘餘を英國に頒つには吝かてなかつた。當時柴田一行の中に在つた福地源  
一郎は斯く記してゐる。

馬里塞著

其の隨行員には、組頭水品樂太郎(梅處)、調役富田達三(冬三)、同並小花作之助(作  
助)、通辯御用鹽田三郎および余(福地源一郎)の五名を命ぜられたり。……此年  
閏五月三日を以て江戸を發して横濱に至り、同き五日英國郵船ニポールに  
乗込みて發船し、六月廿七日歴山太に著し、即日郵便船ナヤンザに乗船して、  
七月六日に馬里塞に到着したり。此行は前年歐洲使節の時と違ひて、人數も

少なく、殊に理事官を初め、一行は概ね外國行に實驗ある連中なれば、案外に不都合なく、乗船も郵船の事ゆえ、十分の便利を有し……隨て談柄にすべき失策の材料も至て拂底なりき。

と、左もある可きことだ。

## 6 巴里に入

馬里塞にはウエルニール出迎へて、我が一行を案内し、佛ッロンの船廠を見物し、數日間その工場を巡視して、規模の概略を説明せられたり。そは横須賀の地勢ッロロンに似たるを以て、専ら我が製鐵所の参考に供せんが爲なりし。斯くて同き十七日巴里に入り、理事官の本據を定めてより後、オルリアン、プレスト等の諸所に赴き、公私の船廠を見物したれども、余は其時は更に少しも佛語を知らず、英語とても甚だ未熟なれば、通辯も翻譯も都て鹽田一人を煩したり。

此れは福地自身に付て語る所であるが、彼は更らに一行の長官柴田に就ては、斯く語つてゐる。

## 柴田の人

柴田は小心謹密の人にて、敢て政治家と稱すべきの器量あるに非ざれども、僚屬に對しては、極めて信切なる人にてありき。其の性質は保守の氣象に富めるが上に、一行の行狀に付き、歸朝の上に、批難を被りては、容易ならずと憂ひたり。故に草履に代るに革靴を以てする事は許したれども、衣服冠物とも、都て純然たる日本風を守り、決して外國の風を學ぶ事なかれ、我が國威を殞し、彼が嘲笑を招くは實に國辱なりと戒めたり。……予等は當時窃に柴田を目するに頑固を以てし、其の西洋の文華を嫌へる事を罵りたりけるが、今日に成て回想すれば、柴田が守る所を守り、殊風異俗の嘲嗤は恥辱に非ず、風俗は國家の憲章を以てするに非ざるよりは、妄りに變ずべからずと云ひ、己れも守り、隨行員にも守らせたるは、感服にてありきと云ふべき歟。

此の如く當時の隨行員たりし福地は、明治(三十七年頃)の時代に於て、當時を回想して柴田を評してゐる。

【五六】 歐洲に於ける柴田一行 (一)

柴田の風紀取締

柴田日向守が、其の隨行員一同を取締り、夜遊の爲めに、不品行、不評判の豫防として、身を以て彼等を抑留するの犠牲となり、毎夕旅館に於て、彼等と與に驢笑し、彼等を樂しましむる爲めに努力したる事は、隨行員の年少才子、風流放恣の福地源一郎が、後年まで感服したる一事であつた。

製鐵所長ウエルニ

柴田日向守の一行が、巴里滯在中に於て、第一に柴田が敬服したるは、製鐵所所長ウエルニの才幹なり。……然るに柴田は曾てウエルニに一面識したる事も無く、一行中にも、同氏を知りたる者なし。思らく如是の大任に當る程の人物なれば、年齢は四十の境を越え、容貌魁偉、威儀自重の人物なるべしと、我も人も想像したりけるに、馬里塞の埠頭に來りて、自ら姓名を通じ、上陸及旅宿の斡旋をなせるを見れば、年齢廿八九歳にして、軀幹は細長く、短視疎聾の若年士官、これが即ちウエルニならんとは、實に意外の思を成したり

柴田のウエルニ試験

き。此の人言語舉動更に邊幅を修めず、質樸なる田舎士官にて、一見すれば恰も大學卒業の一書生に類せるを以て、柴田の老練なる眼より見て、頗る不安の思を爲したるも、敢て其理なきに非ざりき。

ウエルニ其人を描き出す。  
柴田は陰かに隨行員に向ひて、小栗、栗本等が、佛國公使の甘口に乘ぜられ、斯る若年士官を横須賀製鐵所の重職に擧る事を約したるは、輕忽なりしが如し。兎も角も其の伎倆才幹を試みたる上にて、大に決する所あるべし。先づ其の成さん様を見るべしと云ひて、夫よりツィロンの巡回を畢り、巴里に來りて同居したるに、其の行狀才幹ともに凡ならざるには、流石の柴田も感服の外無かりき。

意外にも其の風采揚らざる年少士官は、其の實質に於て、横須賀製鐵所長官たる可き適材であつた。

或は海軍大臣に諮り、或は造船所長に詢ひなどして、人選も註文も頗る精確

ウエルニの人物

を旨とし、毫も其間に私を挿む所なく、加ふるに事を處理するに果斷ありて、同時に緻密にして、柴田が云ふ所を、謹恪して敢て苟も專斷する等の事無かりければ、柴田は大に其人を悦び、一行も亦皆な讚嘆して、扱も歐洲の人は、斯くも敏捷なるものかなと驚き入たりけり。

此の如く柴田を始め一行を感服せしめた。

雇佛人の勉強

斯てウエルニの推薦にて、雇入の契約調印済となれば、其人は其日よりして、直に事務に服役して、其勞を執り、孜々として勉強する程に、事務は日に其緒に就き、少しも阻滯する所なく、要するに日本官吏ならば、三月か四月も掛るべき事を、僅か二週間か三週間に處理して、然も其の間綽々餘裕あるは、一行みな舌を捲て恐れ入り、初めて歐洲人の處務に感服したり。

佛人執務の訓練

此の如くして日本人は、佛人の執務に就て、親しく其の實物教育を授けられた。幕府二百幾十年の泰平は、日本の官廳をして、繁文縟禮の巢たらしめ、凡有る吏僚は、其の能率の擧るよりも、寧ろ其の從來の慣行、定式に違ふなからんことを

是れ汲々としたる有様であつた。佛人が執務の能率を主としたるを見て、一大驚を喫したるも、決して不思議では無かつた。されば外人使用は、嘗だに其の事務に幹たらしむるばかりでなく、併せて其の執務の精神をも、我に注入せしむる所以にして、此れが爲めに幾許の教訓、幾許の刺戟、幾許の光明、幾許の暗示を與へられたるや、恐らくは料り知る可からざるものがあつたであらう。

### 【五七】 歐洲に於ける柴田一行 (二)

肥田器械  
引續ぎ

柴田日向守一行中の福地は、更らに横須賀製鐵所の問題に就て、左の如く記してゐる。

是より先き肥田濱五郎氏は、我が海軍の爲に、蒸氣機關を製造すべき器械買入の命を帯びて、荷蘭國に來りけるが、今度柴田の一行に合併すべき命を承

はりて、荷蘭より巴里に來り、ウエルニーに會して、其の英國及び荷蘭にて買入註文を爲したる器械をば引續きたり。

此れは當然の事だ。

肥田ウエルニイ意  
見相違

其時二條の問題こそ起つたれ。其の第一は、甲鐵取附器械註文の件なりとす。是は肥田が日本に於て、甲鐵艦を製造するに當り、其の鐵板を船舷に取附るに入用の器械を買入べき見込にて、凡そ註文の手續にも運びたりしに、ウエルニイは、之を時機尙早と批難し、横須賀に於て、日本軍艦を製造するに於ては、木製の巡邏軍艦を先とし、甲鐵の如きは、是を後にせざる可らず。……而して肥田が之を反駁する趣意は、現時甲鐵艦の利は、歐洲海軍の公論なり。日本に於て軍艦を製造する以上は、十隻の木造艦を作らんよりは、二隻の甲鐵艦を造るに若かず。然るを是を未だ必要ならずと云ふは、是れ日本をして甘じて外國海軍の後に退歩せしむるも可なりとするものなり。一日も早く甲鐵艦を打立るの用意を爲さざる可らず。今日の利は、噸數の多くして、汽力の勝

れたる快駛の甲鐵艦を有するに在り。木製小噸の巡邏艦は、多く其利を見ざるなりと云ふに在り。

如何にも肥田は一隻眼を有してゐた。彼には歐人何者ぞ、我何者ぞの意氣込があつた。

ウエルニイ意見採用

然るに、柴田は深く慮る所ありてか、ウエルニイの意見を採用し、廢約（肥田の註文したる）の事を令したり。

此の如くして肥田の意見は、全く不採用となつた。

肥田の横須賀非難

第二は造船所位置の件なり。是を横須賀と定めたるに付き、肥田は難じて、今や日本政府が、巨萬を擲て設くべしと云へる製鐵所は、即ち海軍アルゼナルなり。然らば此アルゼナル、江戸灣の内にて、最も奥深なる地位を選び、其所に置かざる可らず。若し地形の許す所たらば、隅田川の上流、向島の邊にも欲しき程なり。されば江戸灣にては、石川島、越中島より外に出すべからず。然るに横須賀の地たる、假令ひ形勝の便ありとも、横濱貿易港の外に在れば、他



日外國と事あるに當り、此アルゼナルは、一戰にて敵の有たる恐れあるべし、是れ恰も敵に假すに糧を以てすると何ぞ擇ばん、宜しく横須賀を止めて、石川島近邊に撰定すべしと云へり、此説は獨り肥田のみならず、當時荷蘭に留學たる榎本釜次郎氏（今の榎本子爵）の如きも、巴里に來りて、柴田に面會の節に、同じく此事を切論して、横須賀の其の地位に非ざるを述べたり。

此れは固より肥田や榎本等の過慮であつた、餘りに自から卑下したる了見てあつた。

ウエルニ  
の反駁

然るにウエルニは、是に對へて、議論の是非は扱置き、江戸灣内に横須賀を外にして、アルゼナルに適當の地は安に在る乎……且夫れ横須賀は形勝の地なれば、事ある日に當りて、容易に敵有たる所にあらず、是に備ふるに海陸の要塞砲臺を以てすれば、自衛は十分なり、佛國のツーロン、英國のブリマウスと比して、寧ろ勝るも、劣るの地勢に非ずと反駁したり。

横須賀  
定

柴田は寧ろ肥田、榎本説に傾いたが、彼一人にて如何ともす可からざれば、双方

の意見を具して、之を本國政府に上申した、然も柴田等一行の歸朝の際には、最早前議の通り、横須賀に確定してゐたと云ふことであつた、此の如く横須賀軍港の設立、製船所の創立は、幾多の曲折を経て、漸く著手せられた、而して此れは前政府たる幕府が、新政府に残したる大なる遺産の一であつた。

### 肥田等の蒸汽船製造

並山の代官江川太郎左衛門の手代肥田濱五郎は、天保元年正月伊豆國賀茂郡八幡野村に生る。父は肥田春安、母は川村氏である。若くして江戸に出で、伊東玄朴の塾に學んだ。安政三年江川は輩下より安井畑藏、柴弘吉、松岡啓吉等と共に、彼を選んで長崎へ海軍傳習に遣はした。彼は専ら蒸汽機關の事を修め、咸臨丸亞行の際には機關方となつて乗込んだ。彼が玄朴に蘭書を學んで居た頃、兼て欲しかつた蘭書が七十兩で賣物に出たのを如何にもして購はんと思ひ、五兩一分の高利を拂ひて之を求めた。彼は書生の頃より已に理財の事に長じて居つた。

文久元年千代田形といふ小形汽船を造つた時は、小野友五郎と春山辨藏の二人が

其船形を造り、肥田は蒸汽機關を製し、初めて我國にて蒸汽船の製造に成功した。  
〔幕末軍艦成臨丸〕

## 第十一章 陸軍の佛式練習

### 【五八】 陸軍に於ける佛式兵制の採用 (一)

佛式練習  
著手

幕府は單に横須賀造船所ばかりでなく、陸軍の佛式練習にも亦た手を著けた。我國の兵制改革の上に於ては、此の一事は亦た決して見逃し難き大きな手柄である。今ま此事に直接關係したる栗本鋤雲の所記によれば、

小栗淺野  
栗本相  
談

元治二年(即慶應元年)三月頃の事と覺へたり。一日小栗上野介、淺野美作守(今次郎八)轡を連ねて、予が反り目の官邸を訪ひ(原註 是より前、淺野は神奈川奉行たりし日、深く戦端を開くを厭ひ、一橋玄同公の意に従ひ、縱まゝに生麥殺傷の償金を、英國の索めに應じて、許せしを以て、罪を天朝に獲たれば、職を褫はれ、隱居せしめられしが、昨年中事漸く弛み、再び人間に出たれ共、猶ほ天怒を憚りて、公然と官に就く能はず。僅かに陸軍御用取扱の名義を以て、諸官の下に在りたれど、元と其罪に非ざるを以

て、上の任ずる厚ければ、隨て事を用ひ、力を冥々の中に盡すを得たり。寒暄叙し畢て、兩人詞を描へて云ふ様、偕老兄は既に承知なりや如何や知らざれど、我々今日職掌の陸軍大眼目の事にて、議する旨あり、老兄の意見も聞きなければ來れるが。

小栗、淺野の兩人は、栗本に向つて、軍隊練習に、佛人の力を藉る可く、先づ彼の同意と協力とを要めた。以下は兩人の語るところ。

當初の  
式編制

抑も廷議舊來の軍制を廢し、洋制に倣ひ、始て騎、步、砲の三兵を編みたるは、文久二年の事にして、既に四五年を経たれど、其事固より一時の假定に出で、且中間種々の障あり、夫に連れて、事功擧らず、今以て一定の規律立たざるのみならず、目的さへも未だ確定せず、都て苟且に出で、倉橋長門守、貴志大隅守の如き、先年長崎傳習に赴きたるも、唯蘭人に從ひ、騎馬の技を受し迄にて、固より騎兵隊伍使用等の事に至らず、去れ共其の乘馬丈けを知るは、他の知らざる者に優るを以て、暫く騎兵頭と爲す類にて、此餘は更に甚敷譯本三兵タク

小栗等の  
配慮

チイキの書等に就き、高島五郎(今川也)、大島圭介等に問合せ、交ゆるに各自臆測等を以て、兎角して漸く眞似事迄の面目を取繕ひたる迄なれば、其實口外へ出して、三兵など、言ひ兼る場合なり。

此れが當時幕府に於ける洋兵の現状であつた。小栗、淺野等が、之を見て不満とし、不安心とし、最早此の儘では辛抱が出来ぬと觀念したのも、尤も千萬であつた。

因て兩人が思ふ所にては、何の國なりとも、然る可き國に因み、陸軍の教師を迎へ、士官兵卒を教導せしめ、一定の式を定め度、此事に付て參れりと。兩人訪問の目的は、正さに此處に在つた。

栗本意見

予(栗本)此時始て我國三兵の名ありて實無く、且つ其杜撰に出で、何國の式に依ると云ふに非ざるを知り、大に驚き、果して兩兄の言の如くば、實に見戲に類して、一旦緩急ありと雖も、用ゆ可らず。是れ捨置れざる大事なるが、兒童輩の始て字を習ふ者、名人の石刻法帖に就てせず、先づ閭巷の師を求めて、肉筆

を學ぶ道理なれば、陸軍教師を聘するは、最も今日の急務なるべし。併し當節神奈川定番役の輩、屢次訓練あり、林百郎之を指揮號令して、専ら英式を用ふと聞けるが、此者など果して術に長じたらんには、採用ありては如何と答へたるに、兩人輒然として大に笑ひ、兄戯るゝを止めよ、百郎如きは、陸軍決して其人なしとせず。況んや山手英兵（此時英國護衛兵を來たし、横濱本村山手に屯在せり）が訓練を、柵外より窺ひ、其爲に習ふの如きは、我屑とする所にあらず。兩人が相談する所は、眞に我國陸軍の本式を定制するに在るなれば、其式立つの日は、即ち神奈川定番役其外逆も、皆改て遵奉せしむるに至るなりと。此に到りて小栗、淺野の陸軍教師雇聘に關する眞意は、愈よ其の全面を露出した。

小栗等の  
眞劍

【五九】 陸軍に於ける佛式兵制の採用 (二)

小栗上野介、淺野美作守と栗本瀬兵衛との對話は、尙つゞく。

佛軍の勇

予（栗本）此に至りて、其の失言を恥ぢ、漸く兩人が意の在る所を悟り、即ち端を改めて云、兩兄知らるゝ通り、僕累世の醫家に生れ、軍旅の事は、實に聞き知らざる所なれど、箱館に在りし日、偶々英佛支那に事あり、英人多く蝦夷馬を購ひ、其尾を斷ちて、軍馬となし、天津に渡らんとするを見るに會し、其後復た二國兵を合せて、魯西亞と戦ひ、其のセバストホル堡を陥れしを聞き、居留魯國人に逢ひたる節、其英佛魯戰鬥の狀を尋ねしに、何れの戦にも、佛兵常に勇を奮て先進し、英軍此に繼て氣を鼓す。故に英あらざれば佛以て獨り功を成し難く、佛なかりせば、英以て敵を破り難しと話したり。メルメテ・カシユンと交るに及び、世界の公論予を欺かず、海軍は眞に英勁く、陸軍は眞に佛強きの證を、彼の國史を援て解説せる事ありき。今二兄軍旅の事に馴れざる予に相

佛教師雇  
入案

談して、然る後定むるとあるは、其意知る可し。定めて佛國公使に就て、其の教師を雇ふの應否を決せしめんとするに在るのみならん。二氏領きて云、誠に然り、老兄幸に其勞を辭する勿れ。

栗本の所説は、如何にも當時に於ける世界の公論であつた。當時普魯西は旭日昇天の勢もて、ビスマークの指導の下に、其の覇業を築きつゝあつたが、未だ一八七〇年——七一年役以前にして、其の精銳無比の陸軍の譽れを、世界に轟かすに至らず、尙ほ佛國をして、其の雄名を逞うせしめてゐた。當時の幕府が、佛國より陸軍の教師を備入れんとしたるは、如何にも當然の事だ。

小栗、淺  
野心事

尙ほ栗本は、小栗、淺野が、此の相談を自己に持ち掛けたる事に就き、左の如く説明してゐる。

幕吏の膽薄き者は、首を畏れ、尾を畏れ、苟も身を全ふするを謀るの外暇あらず。此時淺野は既に羹に懲りて壺を吹き、小栗は又新に權を失ひたる人なれども（原註 攝河泉播四州の地を割き、一橋家を増封し、以て京畿を守護せしむべしと

の内諭あり、閣參小栗を召して意見を問はれしに、上野介利害を開陳し、固執して聞かず。自ら死を以て上諭を拒むの責に當らんことを請ひしにより、其事果して行はれざるを得たりといへども、樞要に居る能はず、出されて陸軍奉行並に補せられたるにて、是上野介が材力ありと雖も、終身參政に請る能はず、其下に在る者、陸續越て其上に至るの因なりしと）共に志を屈せず、兵制を更張せんと望む心切なるより、多く下司譯官の手を経て、新を傳へ奇を博し、遂に意外の漏點より障礙百端、徒らに事の未済に毀たんを憚り、予（栗本）に頼て、直切に佛國公使に談じ、事を密勿に定めんと期したるなり。

此れが栗本の小栗、淺野の心事に就ての説明だ。正さに然る可き事であつたと察せらるゝ。

栗本に一  
切委任

予（栗本）二氏を伴ひ、佛公使館に赴き、談せんと請ひたれど、二氏は踪跡を物色されざる爲めか、故らに避けて江戸に歸り、予をして獨任せしめたり。此れ亦た餘儀なき次第。

雇入れ申

明日子(栗本)佛公使館に往き、レヲン・ロセスに面し、陸軍教師延聘の事を談判するに及び、事容易に整ひ、我國政府へ書翰を以て、攝理官カピテイン一人、三兵教師各二人つゞ、及び下士官職工を兼る者等數輩を撰び、雇ひ入れ度旨依頼あらば、其の周旋は、公使謹て之に任ずべき由の答を得て、二氏に報ぜしかば、二氏其速に辨じたるを悦び、即日直に陸軍總裁に上申したるに、總裁にも兼て承知の上なれば、立どころに決して、夫々手順を逐て運たれども、世間尙ほ誰も知る者あらざりき。(原註 此時陸軍總裁は、老中松平伊豆守、副總裁は、參政松平經殿頭と覺ゆ)

佛使快諾の理由

惟ふに佛國公使レヲン・ロツシユは、寧ろ彼方より斯る相談の出で来るを、待ち設けたる程であつたから、二つ返事で承諾したものと察せらるゝ。乃ち佛國側から見れば、其の権力と利益とを、日本に扶殖するには、寔とに好手段であり、好機會であつたに相違あるまい。

### 【六〇】 佛語傳習所の設立

佛教師雇入好媒

栗本鋤雲は、佛國公使が、我が陸軍を佛式にする爲め、教師招聘に付き、欣然肝煎したるに就て、其の理由を、左の如く記してゐる。

此二三年前より、歐洲の蠶種に惡疾を生じ殖せず、伊佛を始め大に困じ、東洋卵紙を求むる願急なりしに因り、幕府より精撰種三萬枚、佛ナボレオン三世に贈られたれば、佛帝大に悦ばれ、我國尤望を屬する亞棘毘耶馬牝牡數十頭を贈りて酬ひたり。是等も大に陸軍教師備入等の好媒を爲したりと覺ゆ。而して更らに附言して、

此事佛公使の愆適に出たれども、其實佛廷の内諭に出でたりとも覺ゆ。

と曰うてゐる。此れは恐らく此通りであつたらう。要するに佛帝ナボレオン三世は、何等確乎たる經綸は無かつたとしても、日本に對して若干の興味、好意、若しくは野望を包藏したることは、間違なかつたものと信ぜらるゝ。

奈翁三世の日本興味

傳習所設立決定

栗本は更らに語りて曰く、

佛國陸軍教師聘入の件は、既に定まりたれど、我國にて佛語に通ぜし者、予（栗本）が知る所僅に鹽田三郎、立廣作の二人が箱館に在るの日、メルメデ・カシユンに従ひ、受覺へたるのみなるに、併も兩人は英語に通じたるを以て、夫々既に職に就き居れば、教師來るの日、必啞聾事を授るの迂緩を免かるべからず。且外國締交の上は、各其語に通ずる者を作りて用に供すべきは、條約書既に明文あり。況や師を延て、衆生徒に業を授けしむる、惡んぞ其語に通ずるを待て、然る後業を受くるの理あらんや。於是予レヲン・ロセスと謀り、其の論意に基き、佛國語學傳習所を創設せざる可からざるの意見書一編を草し、小栗、淺野二氏に示せしに、二氏一見して、至極然るべしと同意し、直に連署して上申せしかば、又忽允許ありて、見込の通り然るべき地を見立て、成るべき丈、簡易に設立する様とて、三人共に其掛りを命ぜられたり。

乃ち斯る經緯によりて、佛語傳習所は、慶應元年二月横濱に於て開始せられた。

學校規則

而して其の學校規則なるものは、左の如し。

學校規則

- 一 和春（カシヨシ）は學校一切之事を關轄す。其外助教兩人たるべし。尤佛蘭西政府之申立、何誰と定候迄は、都て公使より假に二人を定置。但助教は、都て和春に従ふもの也。
- 一 日曜日を除くの外、毎日第八時より十二時迄、並四時より六時迄、稽古致すべし。
- 一 日曜日は、休日といへども質問として、師之宅へ罷越を妨なし。尤十二時より六時迄を限る。
- 一 水曜日十二時より稽古無之、或は散歩するも妨なし。
- 一 稽古中物靜にして、言語を可慎事。
- 一 稽古人腰掛相用候とも、座し候とも意之儘たるべし。
- 一 机に記したる番號名前之次第不可亂事。

一 學問上之事、弟子都て師之命を恪守すべし。萬一弟子過失あらば、掛役人  
之申立、譴責與へしむべし。

一 弟子自儘之所業あらば、刻限之外稽古さすべし。若怠惰にして、改心なき  
時は、掛役人え申立、江戸へ差戻すべき事。

一 稽古始りてより、六ヶ月の内、朝八時より九時迄、讀書又は塗板に文字を  
書、九時より同半時迄、地理學、九時半より十時迄、萬國歴史、十時より同十五分  
迄、休息、十五分より十一時迄、讀書、或は塗板に文字を書せし事を復習す。十一  
時より十二時迄、手冊に記書すべし。

一 午後稽古讀書、或は塗板に文字を書、五時より同半迄、手冊に記書し、五時  
半より六時迄、算術を學ぶべし。

一 三ヶ月毎に佛蘭西公使并掛役人立合、弟子之術業可試、上等之ものへは、  
公使並掛高官より賞物を與ふべし。

一 毎年日本大君(將軍)降誕日、佛蘭西國帝誕生日には、嚴に學業を試み、第一

術業試験

等、第二等、第三等のもの迄、賞を與ふべし。尤大君降誕日は、掛高官より、佛帝誕  
生日には、公使より賞物を出すべし。

以上。

之を見れば所謂佛語傳習所は、宛も幕府と佛國公使との共同事業の如くに  
察せらるゝ。而して其の徳川將軍と、佛國皇帝との誕生日を以て、特殊の祝日と  
定めたるが如き、正さに是れ幕佛の協同事業たる所以を、露骨に表示したるも  
のと云ふも妨げあるまい。

【六一】 佛國教師招聘に關する田島應親の談話 (一)

教師來著 幕府が洋式の三兵、即ち歩騎砲の訓練、編制に著手したるは、文久二年頃からで  
あつた。然も眞面目に其事に従うたのは、慶應の初期からであり、佛國教師招聘



の契約に調印したのは、慶應二年九月晦日、西曆一八六六年十一月六日、而して教師等の來著したのは、慶應三年二月であつた。即ち歩兵大尉シャリアン(O'Hanlon)、砲兵大尉ブリュネー(Brunel)、騎兵大尉ジュシャルム(Ducharme)、デュブスケー(Du Boussquet)、其他下士官總計九人であつた。今更當時の傳習生の一人田島應親の語る所によれば、

陸軍佛式に傾く

兵制並に其の練兵上のことは、日本の舊式では、最早用をなさぬ。是はどうしても西洋式に倣はなければ、往かぬといふことは、當時誰も氣付いて居つたのでございます。尙ほレオン・ロッシユといふ佛國の公使の注意に依つて、一日も速かに兵制を改正して、さうして十分有利な兵器を備へ、又有利な兵器を使ふ人も、造るやうにせなければ、外交上到底外國に對峙することがむづかしいから、一日も早く洋式に倣つて、立派な兵を拵へなければいかぬといふことになつたのであります。それで段々幕府の議がロッシユの注意に依つてさう決してしまひましたから、大勢是は佛蘭西の方に傾いて來た

のであります。

此れでは佛國公使が、最初の發議者であるかの如く見ゆるが、それは、何れにもせよ、此の一件に、佛國公使が當初から關係あり、且つ大なる役目を働らきたることは、疑を容れない。

海軍亦佛に依らんとす

最初は陸軍のみならず、海軍も亦佛蘭西に頼まうといふ考へであつた。そこで其事は、當路の役人からして、ロッシユに向つて、陸海軍共に佛蘭西の教練方を頼むといふ話をしたのです。

此れはさうであつたらう。横須賀造船所の如きも、當初から佛國に依頼したのを見れば、幕府當局の意のある所を知るに難くない。

ロッシユの諫告

然るにロッシユは成程それは佛蘭西に取つて無上な名譽である。陸海軍共に佛蘭西に習ひたいといふことは、佛蘭西に於ても、それは喜んで應ずるに相違ないが、日本の外交政略から見ると、さう佛蘭西一國に擧げて任せるといふことは、利益でないやうに考へる。又た佛蘭西獨りて日本のものを殘ら

ず受負ふといふのは、佛蘭西の爲めにも面白くない。陸軍はそれで佛蘭西に御頼みになるが宜からう。海軍の方は、英吉利に御頼みになつた方が然るべく思はれる。

此れは日本の立場よりも、佛國の立場を顧慮して、斯く佛國公使は、幕府に忠告したものであらう。

陳告に従ふ

それで其の勸告に従つて、英式に依つて海軍を開き、佛式に依つて陸軍を開かうといふことに決したのであります。陸海總て佛蘭西に頼むといふことになつたのですが、ロツシユが英吉利の妬心を避る爲めに、さう云ふ説も出したのでございませう。

英國の嫉妬

此れは其通りだ。當時英國公使館の書記官ミットフオード(後にリーズデル卿)の語る所によれば、パークスが、ロツシユの幕府の依頼にて、陸軍士官を佛國より招聘の報を聞くや、ミットフオードの室に跳り入り、霎時は無言のまゝ、突立つてゐた。「何事である」と訊いたら、「何事とは何ぞ、今斯々の事をロツシユから

聞いた。怪しからぬ。此方も同様、英國から海軍の教師を入れてやるぞ」と怒鳴つたと、其の回想録に記してある通りにて、兩人の幕府瓦解に瀕したる時に於ける競争、確執、嫉妬、それより來る暗中の飛躍は、實に凄いものであつた。

【六二】 佛國教師招聘に關する田島應親の談話 (二)

幕府亦英の妬心に關心

佛國公使ばかりでなく、幕府自身も亦た英國側の嫉妬に付ては、少からず關心を持つてゐた。されば其の心底は、飽迄佛國に依頼しつつも、表面に於ては、英國にも色眼を使ふが如き、風情を装つた。乃ち柴田日向守隨行員の一人、福地源一郎は、此事に付て斯く語つてゐる。

柴田渡英の用向

初め柴田が日本を發するに臨み、幕府の外交は、佛公使専ら勢力ありて、英公使パークスの嫉妬を招き、爲に往々英國の苦情を増したり。此上に造船所設

立の事までも佛國一手に依頼しては、愈々英國公使の不滿を來すべし。故に陸軍の傳習を、英國に依頼するの意あるを示し、若し日本にて其議に決せば、英國政府は、承諾を與へらるべきや、豫め承り置度と云だけの使命なり。(原註而して其實陸軍傳習の事は、既に佛國に依頼するの内約は、日本にて定まり、其手續に及ぶばかりの時にてありき)此の瞞著手段は、其の裏面疾に英公使の知りて、英國政府へ通知せる所なるべけれども、流石に英國政府は、程よく理事官一行を遇して、諸所を見物せしめ、其の柴田が委任せられたる二三の要件も、儀式上にて承諾したり。

とあれば、それにて幕府と佛英との外交關係の濃淡、厚薄が、能く洞察せらるゝ、却説前掲(參照六〇)の田島應親の談話の續として、愈々佛語學校設立の問題に入らんに、

ロツシユの學校設立勸告

ロツシユの考では、まだ日本には佛語に通ずる人が殆んど無い。此の處へ佛蘭西から、日本語を一つも知らない教師を雇つて著手して見た所が、到底通

譯がなければ役に立たない。それには一つ日本に佛語學校を建て、そこで佛語に通ずるやうになつたならば、それを直に軍人として、今の士官にして通譯をしつゝ、其の人達が先立ちで、練兵の傳習をして、さうして數個大隊の模範軍隊を、佛蘭西の教師の指揮に依つて造つて、それを諸方に分けて、あとの多數の兵を、傳習して教へて往くといふやうな手續をしなければいけないから、到底是は今が今直ぐ出来ることではない。どうしても三年と五年の歳月を見て掛らなければならぬことである。就ては其の準備として、語學校を建設して、佛語に通ずる青年者を養成せねばならぬ。就ては先づ第一にその學校を御建てになつたら如何と、ロツシユが注意した。

田島は佛語學校の創設を、日本側からでなく、佛國公使側から注意した結果である。と語りてゐる。栗本は自分が發意であると語りてゐる。(參照六〇)それは何れにしても差支ない。けれども如何に此の一件に、佛國公使が努力したるか、彼が働らき掛けたにせよ、將た表面は受身であつたにせよ、疑を容れ

ロツシユの功

横濱佛語  
學校

なり。

それは如何にも尤な話であるからして、早速學校を建つることとなり、其の教師も、其他一切の事も、擧げてロツシユに依頼することゝなつた。それからして其の學校を横濱に設け、幕府時代に横濱の佛語學校と稱へました。此れが即ち横濱に於ける佛語學校創設の経緯だ。

生徒入學

其の學校の建ちましたのは、元治元年甲子の末で、慶應元年乙丑の始に、第一期の生徒を入校させました。此より凡そ六ヶ月の後、第二期の生徒を入校させました。私(田島)は此より尙ほ六ヶ月の後、即ち慶應二年正月に入校しました生徒の一人であります。入校の生徒は、先づ佛語を學ぶのが目的ではございますけれども、眞の目的は、後年將校にしやうといふので、丁度今日の陸軍幼年學校の如き、性質のものであります。

日本陸軍  
成立基礎

此の佛語學校は、横須賀の造船所と與に、幕末の施設の中に於て、後來まで極めて有效なる効果を與へたる一とせねばならぬ。乃ち日本の陸軍を、本格的に成立せしむるの基礎は、此に在りと云ふも、過言ではあるまい。

### 【六三】 佛語傳習所に關する田島應親の談話

教師カシ  
ヨン

佛語傳習所設立に關する経緯は、既記の通りだ(參照 五八一六二)。而して其の學校の授業は、何人によりて、如何にして行はれたる乎。田島應親は左の如く語つてゐる。

其の學校の教師は、差詰め佛蘭西公使館の書記官メルメート・カシヨン。此はロツシユを補助して、非常に外交上勢力あつた人です。此人は日本語にも精通し、又支那語にも精通して居りました。當時外交文書は、日本語で假名交りで書いて居りましたが、これを讀み分けて翻譯もしまするし、日本語には充

分通じて居る人で、なか／＼話などは旨い。又漢文なども多少出來たのであります。漢詩なども能く讀分けることが出來た。

然るに彼と競争者の位地に立つた英國公使館通譯官サトウは、カシヨンは日本語を話すことは出来るが、讀むことは出來なかつた。それであるから自分が政府側からの文書を、自由に讀みこなして、カシヨンの面前に於て、大いに自分の面目を施し、カシヨンの鼻先を挫いてやつたと記してゐる(A Diplomat in Japan)。されば田島の談話とは兩立しない。けれども彼が日本語の力は何れにしても、日本の事情に精通し、當時の外交界に活躍したる一事は、決して間違ないことだ。

此人は元來が宗教家で、カソリック宗の僧侶で、今の僧官の方で、アペーといふものであつた。當時佛國の勳章なども持つて居りますし、随分有名な人でもあります。當時は僧服を止めて、普通の書記官の様な装ひをしてゐましたが、ロツシユは、直に之を學校の教師に選んだのであります。

校長

此の如くカシヨンが、佛語傳習所の教師となつた。

其のカシヨンが、學校の教師のみならず、學校一切のことを、其人に委任した。併し當時校長は、日本人で、別にあつた。川勝近江守など、云ふものが、始めの校長で、續いて森川と云ふ人が、校長になりました。是は特に校長として、横濱に在動して、學校内に住居して居りました。併しながら是は學校の經理と、生徒の取締をするだけの事で、學問上のことに付ては、少しも干渉はしない。

されば其の學校の全權は、全くカシヨン一人であつた。

それから生徒も段々殖えて來るものですから、助手として佛蘭西公使館の護衛騎兵曹長ビュランといふ人を助手に頼み、カシヨンとビュランと二人として雇入れ、名を知られて居ります。

尙ほ一人助手が要ることゝなつて、終には和蘭の領事をして居つたツエツと云ふ人を頼んだこともあります。

助手ビュラン

馬術教授

此れにて練習所が、追々と繁昌しつゝあつたことが判知る。

是も同じくロツシユの注意で、學校内で馬術より、今日申します兵式體操など、云ふもの、あれ程ではありませぬが、今の馬に乗ること、馬上體操のやうなことは、ピユランが騎兵曹長ですから、是が教授をし、又當時佛蘭西の騎兵士官の流浪者が、専務となつて、生徒に馬術を教へました。

生徒の學力増進

更らに又た當時江戸には、騎兵隊が出来てゐましたから、當時下役と稱し、今日の下士が、二人程十數頭の馬を持つて横濱に参り、それで生徒に馬術を習はせ、一方語學校で、他方には軍隊教練を授け、生徒は一年も立つたら、稍々佛語に通ずる様になり、出來の早かつた者は、既に七、八個月の後には、普通の談話が出来る様になつて來ました。

此の如く佛國から陸軍の教師が來朝する以前に、其の準備として、若干の語學生は、授業に差支なきだけのものが出來上つてゐた。

### 【六四】 ナボレオン三世と日本の軍隊

教習開始

田島應親の談話は、尙ほつゞく。

陸軍の教師が來ても、通譯に差支なき時期を圖つて、佛國から歩、騎、砲、工、造兵科の士官並に下士都合二十幾名が参りました。此れより先不完全ながら英吉利と佛蘭西の海軍歩兵が、一大隊ばかりづつ横濱に居りました。其の士官に就て、既に歩兵の教習を始め、又英國の海軍士官に就て、海軍の教習を、陸地で始めてゐた。其中に佛國の教師が來著しましたから、當時江戸にあつた歩兵隊、其他を選抜して、横濱へ模範隊を拵へる爲め、大凡當時の歩兵一大隊、それから砲兵、騎兵、工兵は其の當時ありませぬ、少し遅れて居りました。それだけを横濱に出張せしめ、其頃太田村（今の太田町）へ陣屋を構へました。

此れにて佛式兵傳習の様子が、一通り分明する。

當時陣屋と稱して、兵營を作り、其處に皆入れて、外國教師も、其の陣屋内の極

兵營

めて粗末なる家に入れ置いて、其處で實地の教習を始めました。而して大鳥圭介先生あたりが、其の歩兵隊の隊長で、傳習に參られたのであります。其他今日に現存して居ります御方が澤山あります。

此れは固より眇たる一の傳習所だ。然も日本の陸軍が、本格的に出來上りたるは、實に其の淵源を、此處に發すと云ふも、決して過言ではない。

## 砲術練習

歩兵の方は、極めて幼稚であつたが、兎に角兵器は備つて居りますから、譯も無つたですが、砲兵の方には、完全なる兵器が無いのであります。當時の日本には、未だ佛國で用ゐる正式の大砲が全備してゐない。それで教師の來著前に、假りに使用してゐる海軍の陸上砲などを間に合せに應用しましたが、正則の傳習に十分に間に合はぬので、已むを得ず佛蘭西の軍艦の中に備へてありました砲をば二門借りました。今日から申しますと情けない話ですが、それで稍々正式の大砲の扱ひ方を學んでゐる。草創の際、此れも是非なきことであつたらう。

野砲山砲  
買入

其間に佛蘭西に註文して、佛式の野砲、山砲二十隊分づゝ買入れることになりました。それが到着するまで、傳習は實行して居りましたが、歩兵と騎兵とは、小銃と馬さへあれば、假令小銃の式は違つても、構ひませぬが、砲兵の方は、完全の兵器がありませぬから、十分な傳習が出來ませぬので、先づ重に學科の方に付て傳習をして居りました。佛國に註文するにも、同國公使の手を経ねばならぬから、ロツシユに頼みましたところ、同人が本國に通じて、ゴジヨと云ふ製鐵會社から買入れる事になり、その上、ナポレオン三世が、特に進物として二中隊分づゝ、野砲、山砲の全備したるものを呉れることになりました。それが到着してから、始めて十分に實地の傳習が出来るやうになつたのであります。

## 砲の完備

其砲は實に私共其の當時驚き入つたのであります。まだ夢にも見たことのない實に立派な兵器殊に其の全備して居りますことは、砲、砲彈、多少の彈藥は勿論、砲卒の衣服から背囊、其の背囊の中に收めます總ての携帶品から糸

針までが、ちやんと其の背囊の中に入つて居る。人間さへあれば、直に立派に、武装した兵が出来るやうにして送つてくれたのであります。それが始めて日本に参つた佛蘭西の當時精良な砲でございます。

此れにて見れば、如何に我が陸軍が、ナポレオン三世の厚意に負ふ所の多大であつたか、判知る。

## 第十一章 條約改訂

### 【六五】 安政條約の改訂 (一)

外國公使  
の成功

外國諸公使は、我が内輪の紛擾に乗じて、外交上種々の問題を持ち出し、其の目的を達す可く、凡有る方便を廻らした。其の顛末は既記の通りだ〔參照 第五十八冊一—五六〕。即ち手短く云へば、突然九隻の軍艦を攝海に乗り入れ、示威運動をなし、條約の勅許を迫り、且つ前に延期約束の成立したるに拘らず、期に先ちて新潟、兵庫の兩港、江戸、大阪の兩都の開港、開市等を迫り、その爲めに條約の勅許と、幕吏から兵庫開港の内諾とを得たのだ。

大なる外  
人獲物

然るにその以外に大なる獲物は、税率の改正であつた。今更此事を此の機會に於て、語る可き必要がある。乃ち此事に若干關與したる田邊太一の所説を掲げんに、曰く、



安政の際、五國と條約を結び、兼て貿易規則收税の目をも議定せしも、我國には未だ經驗あらざるを以つて、貿易規則税目等は、神奈川開港五ヶ年の後、實地に驗して、猶再議する所あるべき旨、豫じめ約訂する所ありて、これを條約の尾に明載せり。これ亞米利加公使ハルリスが、殊に注意せし所にして、我國をして貿易の進歩に従ひ、官民ともに益々其の益を得せしめむと計りしものにして、固より徒らに彼のみを益して、我に損あらしめんとて、豫め設けし條款にはあらざるなり。

全く此通りにて、此れは寧ろハリスの好意によると云ふも不可なきことは、論を俟たず。乃ち何れの國との税則にも、其の末尾には、「神奈川開港後五年に到り、日本役人より、談判次第、入港出港の税則を再議すべし」とあるを見て知る可し。此れはハリスが先例を定めれば、他國もそれに依準せしめたのである。然るに今茲慶應元年、既に其期に到りし折柄、各國公使は、各々其の軍艦を引率し、兵庫に逼り、條約の勅許を請ひ、併せて兵庫港を期に先立ちて開かんこ

税目改議  
要求

とを要求せり。幕府は漸くにして其の勅許を得しといへども、兵庫開港を拒絶すべしとの命を奉ぜしを以て、閣老松平伯耆守は、爾時直に兵庫に赴き、其趣を諭して公使等の退去を求めしに、公使等は、兵庫先期開港を猶豫することを承諾するの代りとして、税目改議の要求を起し、我が弱處を撞て、その志を達せんとす。

## 要求峻厳

彼等の先期開港の要求が、既に無理である。然るにその代りに税則の改訂を要求するとは、猶更の無理である。然も彼等の權幕は、實に凄きものであつた。もし此請を容れざれば、幕府は外國貿易を障礙し、鎖國の舊に復せんとするものなり。條約に云ふ所の和親を無視せんとするものなり。然らざれば、此國を統治するの權なきものなり。いづれの道、幕府の手を離れ、直に京都に押登りて、これを闕下に請ふか、或は薩長のごとき有力の大名にして、開國の主義を執るものを媒として、朝廷に奏請せしむるか、兩途の一に出ざるを得ずと威嚇して、其の必諾を要せり。

幕府の苦手

此の威嚇の張本は、固より英國公使パークスであつた。彼は散々支那をやりつけた慣用手段もて、之を日本に施したるものだ。而して此の威嚇手段は、幕吏に取りては非常の苦手であつた。幕府は當時何よりも朝廷を畏怖した。若し公使等が朝廷と直接談判を開始するが如きあらば、幕府は殆んど其の存在の理由を失はねばならなかつた。同時に外國公使が、薩長の力を藉ることは、尤も幕府には禁物であつた。此れ事實に於ては、薩長が幕府に取つて代りたるも同様の事であるからだ。

要求承諾

幕府の當路者は、纔に條約の勅許を得て、聊か其心を安ぜしに、再び此の請求を拒みては、如何なる變事を生ぜんも計りがたしと、惟怯の餘、眼前其の不利を知りつゝも、これを聽可するの已むを得ざるに至り、終にその請がまゝに、税目を議減し、また貿易上多少の便宜をも、外商に與へん爲に、數件の要求(約書中、第三、第四、第十一條のごとき是なり。下に抄掲せる約書全文を參觀すべし)をも容れて、約書を訂結すべきことを約し、其の談判を、江戸に於て開くべしとし

て、漸くに各國公使を、兵庫より退くることを得たり。(幕末外交談)

此れはパークスに取りては、正に外交上の一大勝利にして、彼が自から凱歌を奏して、之を本國に報告したるも、彼としては決して偶然ではなかつた。

### 【六六】 安政條約の改訂 (二)

日英貿易

元來外國貿易と云ふも、當時に於ては、其の重なる相手は、實に英國であつた。

下に掲ぐる數字は、一八六五年(慶應元年)日本に於ける英國の利益が、如何に重要であつたか、聊か考察するに足るであらう。輸出入を引きくるめ、近比の輸出品となりたる蠶卵紙をも併せて、三千二百萬弗を踰へた。當時の弗價を換算すれば、八百萬磅となる。當時——一八六五年——に於ては、一弗は五志に値ひした。而して貿易の大部分は、何れも英國であつた。従つて出入噸數の

七分の六までは、亦た英國であつた。横濱丈にて税關の收入が、四十五萬二千三百零五弗、それに長崎や箱館を加れば、更らに多額に上つた。それが悉く將軍の金庫に入つた。その幸運をば、西南の大國主等は羨望してゐた。斯くパークス傳には記してある。尙ほ田邊は左の如く述べてゐる。

英國の希望

一體輸入の物品の税額を減じ、並に從價抽税の煩を避け、量目丈尺等に從ひ、一定の税目を設けて、支那海關のごとくせんとは、時の英國公使パークス、先に支那にありて、其の慣見する所なるを以て、これを我國にも施さんとの意ありしのみならず、英國商人の尤も冀望する所、全くこゝにありしなり。

此の如く英國公使及び英國商人等は、關稅低下と、從價税を從量税に改めんことを欲してゐた。

英國の改訂希望理由

されど最初條約訂結の際には、亞米利加公使ハルリスの説を容れて、日本政府には、既に貿易上の定則を議定せしを以て、從來の英國獨り異を立つる能はず、無據其の成約に依遵せしものなれば、いつかはこれを破りて、其志のご

とくせむとは、これ多年英國政府の望む所なり。

此の如く英國は米國に先手を打たれて、心ならずも承知したるものなれば、改訂の機會を狙つてゐたのも、決して不思議ではなかつた。

英國の機會利用

されど嚮きに兩都兩港延期談判の時も、佛蘭西政府と相議して、輸入品中、幾分の税額を低減し、猶も其機を窺ひ居たりし時なれば、今その要する所の、先期開港の事、朝廷の斥くる所となり、幕府これを聽くあたはざるを機として、この一題目を提出し、劫して其欲する所を達せんとせしものなり。

固より此の通りであつた。尙ほ此の兩都兩港開市開港延期の代價として、幾許の所得ありたるかは、福地源一郎の幕府衰亡論に、左の如く記してゐる。

安政條約の税則

日本は兩港兩都開市延期の代りに、何を以て條約國に報酬する乎と云ふ一段に成りて、英國は輸入税減率の事を、第一に申出したり。抑も安政五年の江戸條約に添へたる税則に據れば、輸出入品海關税は、第一類輸入無税品（金銀貨幣、金銀塊、當用の衣類、家財、並に商賣の爲にせざる書籍、何れも日本居留の爲に來る

者の所持品に限る)第二類輸入五分税品(凡そ船の造立、網具修復、或は船装の爲に用る品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、麴包並に麵粉、生たる鳥獸類、石炭、家屋建築用の材木、蒸氣器械、木綿及羊毛の織物、亞鉛、鉛錫、生絹)第三類輸入三割五分税品(都て蒸溜、或は醸造種々の製法にて造りたる一切の酒類)第四類輸入二割税品(凡て前條に挙げざる品は何に寄らず)第五類輸出五分税品(金銀貨幣、樟銅の外、都て日本に産し、積荷として輸出する品物)、と定められたれば、輸入税二割、輸出税五分は、凡て海關税の標準と成りて、是まで右の税則を實施したりしに、英國は彼の兩港兩都開市延期承諾の報酬として、英國製造物品の輸入税を五分に減ずべしと望み、其他の諸國も同様に、思ひくゝの望を申出したれば、幕府の公使(按ずるに竹内下野守、松平石見守、京極能登守)も不得止その要請を承知したるに付き、開市の延期は、我が要請を達したる代りに、輸入税は二割の定率も、三割五分の酒税も、此時より大抵みな五分の輕税と相成りたり。

此れは文久年間の事だ。而して今度は更らに慶應年間に至りて、更らに兵庫先

文久年間の減税

期開港要求の代償として、關稅改訂の議を持ち出した。

### 【六七】 安政條約の改訂 (三)

小栗應接に當る

如何に英國公使等が、幕府の弱味に附け込んで、威嚇し、強迫し、強ひて其の目的を達せんとしたるかは、想像する迄もなかつた。田邊の記事は、尙ほつゞく。こゝを以て横濱に歸るや否、第一に松平閣老に面接を請ひて、息壤の誓を踏んことを要し、引つゞき翌二年(慶應)三四月の頃までも、屢次書簡に、面談に、これを促して、彌々その談判を開くに至り、幕府これを勘定奉行兼外國奉行小栗上野介に任じて、其の應接にあたらしめたり。

松平閣老とは、伯耆守宗秀のことだ。此に於て愈よ小栗上野介が、條約改訂の衝に當ることとなつた。

田邊出役

余(田邊太一)は文久の末、池田筑後守に従ひて歸朝し、嚴譴を蒙りて、禁錮せられたりしが、閉門待罪百日にして、これを解れたるも、未だ官に就くを許されず、(幕府の成規に、罪を得しものは、其の輕重により、幾年間か、就官を許さざるなり)然るに此際出役の名義を以て、外國奉行に屬し、組頭同様の勤務をなすべしとの命を受け、小栗に屬して、其事に參ぜしめられたり。

池田は鎖港談判の使命を奉じて外國に使ひし、翻て開國の意見もて復命した。田邊は其の屬僚として、譴責を受けたのだ。然るに今や小栗の屬僚として、條約改訂の事に従ふこととなつた。

小栗の産  
業精通

小栗の爲人は、曾て聞く所なりしが、今親しく其の外人に接するの状を目撃して、其才の敏なると、其膽の壯なると、我が國産茶業、繭糸の製造より、其の市場に聚散するの情況等に諳熟なるには、實に感服の外なかりき。

此れは田邊の眼中に映じたる小栗其人であつた。

輸出税全  
廢問題

小栗は當時彼が主張する所に代へて、輸出税を全廢し、以て從來のごとく、輸

入品の課税を維持せんと試みしが、彼またこれを疑ひ、しからんには、其表面外人より税を收むることなくとも、開港場まで輸送するの間に税を課すること、支那釐金の制のごときあらんとて、これを斥けしかば、爲に第五條の約を設けて、其疑を解かんとせしも、このことは、公使等の承諾せざりしのみならず、其の全廢といふ名に怖れて、内にも非難するもの多く、これが肘を掣て、小栗をして充分に主張するあたはざらしめ、遂にかれが要するごとく、輸入税目のみを輕減するに決し、空しく第五條云々の約のみをなごりにとゞめぬ。(下文約書本文を參観すべし)

輸出税全廢は、我が貿易を促進せしむるに、少からざる刺戟となつたであらう。それが當時に行はれなかつたのは、内外の異論の爲めにして、外人等は如何に表面は、輸出税全廢と稱しても、支那流儀にて、開港場まで持ち出す途中にて、税を徴するの虞れある爲めに、反對したるものにして、その反對の本を絶つ可く、故らに第五條の一個條を設定したるも、それは内輪に於て、輸出税反對者あつ

貨幣問題

た爲め、空文となつた譯合ひだ。

而して又貨幣の事に於ては、曾て開港の初に於て、水野筑後守等が、最も心を苦しめたるがごとく、各國通用の貨幣と同じきものを鑄成して、貿易物價の平均を保たんとし、既に兩都兩港延期談判として、使節を泰西各國に派遣せられし折も、英佛等政府へ、其事を談判に及びしに、貨幣は其國々々にて、自由に鑄造通用せしむべきものにして、他國より干涉すべきものならずとして、取合ざりしも、我國にての行が、り然る能はざるの事情あるを説て、當時約書中に、此の一條を掲げ、使節歸朝の上は、其事に従はんとの經畫ありしも、安藤閣老職を退けるが爲に、東閣して、今日に至りたりしを以て、再び其の遺意を紹述して、こゝに第六條の約を結びたり。これまた小栗が方寸中の大經綸たりしなり。

開港當初に於て、彼我貨幣の相違の爲めに、我に多大の損害を來たしたること、識者の夙に看破したる所にして、水野筑後守の如きは、其の重なる一人であつた。

水野の計畫徒爲

條約に據り、金銀貨同種同量交換の太だ我に不利なるを覺知して、水野は外國金銀の均合を調査し、我が往時の南鐐銀を再興して、新に是を鑄造し、以て墨銀一圓の半に同量ならしめ、即ち當時の金小判一兩と、洋銀四圓（南鐐八圓）との均合に成さんと謀りたる水野の計畫なりしが、幕府の財政は、多數の南鐐を鑄造して、一般の通用に充ること能はざりしが爲に、折角の計畫も、中途にして徒爲に屬したりき。〔福地源一郎著 幕末政治家〕

と、而して小栗の志す所も、水野のそれも大同小異であつた。而して何れも其志を果すことの出來なかつたことは、恐らくは同様の事情に由るものであらう。

【六八】 改訂せられたる新條約 (一)

小栗技倆  
を發揮し  
得ず

田邊太一は、小栗上野介が、此の條約改訂の任に當りて、十分に其の技倆を發揮する能はざる所以の理由を、左の如く語つてゐる。

されども此約書の事は、兵庫先期開港の代りとして、要求せしものなれば、その我に不利ならんことを知るといへども、これに抗する能はざるの窘境にあり。小栗といへども、其技倆を逞くすることを得ず、一二修正改補する所なきにあらずといへども、大體の減税五分といへる一案は、動かすべからず。これ時勢のしからしむるもの、已を得ずといへども、今（明治三十年以前）に至るまで、其弊を蒙り、外交を論ずるの志士の慨憤措あはざる一題目たり。

攘夷黨の  
所爲

此の如く、之を時勢の已む可からざるものに歸してゐる。尙ほ福地源一郎の如きは、更らに一步を進めて此のハリスが折角の好意にて出來上りたる税則を、斯く變更するの已む可からざるに至らしめたるは、畢竟攘夷黨の所業であるとして、左の如く論じてゐる。

ハルリス  
苦心水泡

噫々安政四年條約斷判の爲め、米國公使ハルリスは、自己の持論は、デモクラ

ツトの自由貿易主義を包懷せるに拘らず、一方に於ては、海關税の爲に、貿易障礙を興ふる事なからしめんと欲し、一方にては日本政府をして海關税を以て、國庫歳入の一大税源たらしめんと欲し、我が全權委員たる岩瀬井上等と熟義して、此の税則を定め、其後英佛諸國の全權をして、此矩に遵はしめたる苦心も、此時に至りて、全く水泡に歸し、輸入税過輕の弊を、惹て今日に及ばしめたりき。

外交妨害  
者の罪

然りと雖ども此事たる決して幕府の罪にあらず。外交に妨害を興へて、遂ひに幕府をして、開市延期の要請をなすに至らしめたる過激黨の罪なり。即ち幕府の方面より云はしむれば、彼等は嘗に徳川氏に禍せる而已ならず、併せて日本帝國に禍せる者なりと論斷するも、更に不可なる所なしとす。（幕府衰亡論）

此れは全面と云はざるも、一面だけの眞理には相違あるまい。彼は更らに斯く論じてゐる。

馬關砲撃  
改訂の  
税則

抑此五分税は、此時なほ従價税法に依りしが、其後英、佛、米、蘭の四國は、長州を砲撃して、長州侯と和約を結びたる時に於て、有名なる馬關償金三百萬弗を幕府より拂はしむる事に歸著したる時に於て、税則再議改正となり、四國公使の要請に依り、幕府は更に従量税法に改め、談判を重ねたる上にて、遂に五分税を標準として、現行の税法に改め、益々輕減して、平均五分以下に至れるも、其因は全く鎖攘に原由せるに外ならざる而已〔同上〕

改訂調印

税則改正の順序は、先づ此の通りにして、二港二都の開港開市延期に一轉し、馬關砲撃に二轉し、兵庫先期開港の延期に三轉し、而してそれが慶應二年五月十三日に至りて、漸く改訂の調印済となつた。

日本安政五年戊午(西曆千八百五十八年)日本政府と、大貌利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國、荷蘭四ヶ國と取結びし條約に添へたる、交易規則第七則に定め置し通り、其の輸入輸出の運上目録を改むべき旨、右四ヶ國の名代、夫々の政府より一様の命令を受け、且又慶應元年乙丑九月(西曆千八百六十五年第十月)

四ヶ國の名代人、大阪に赴きし折、日本政府より輸入輸出の諸品、都て價五分の運上を基本とし、右運上目録を猶豫なく改むべき趣を約束し、將日本政府は、外國との交易を盛にし、和親の交際益々篤からんことを欲するの證を更にあらはさんが爲、日本外國事務老中水野和泉守殿、大貌利太尼亞の名代人、シル(サー)、ハリ、パークス、佛蘭西の名代人、モツシユル、レオン、ロセス、亞米利加合衆國の名代人、エル、シ、ポルトメン、エスクワイル、荷蘭の名代人、モツシユル、ド、デ、ガラ、イ、フ、ア、ン、ボ、ル、ス、ブルツク合議の上、左の十二條を決定せり。

【六九】 改訂せられたる新條約 (二)

此れより改訂せられたる新條約の全部を歴舉せんに、

第一條

各政府の名代として、此度約書を議定せし全權は、此の約書に添へ

第十二章 六九 改訂せられたる新條約 (二)



たる運上目録(略)を採用し、各政府臣民皆堅くこれを遵奉すべきこととせり、其の運上目録は、日本と右四ヶ國と取結びたる條約に添たる元の運上目録に代ふるのみならず、又日本政府と、大貌利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國、荷蘭政府と、是迄度々取結びたる右運上目録に關係せる別約にも代れるものとす。右運上目録を取行ふこと、神奈川に於ては、日本慶應二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年第七月一日)より、長崎、箱館に於ては、同六月廿一日(第八月一日)よりとす。

四ヶ國とは、英、佛、米、蘭のこと、則ち此の新條約にて、從來一切の關稅條約に代ることとなつた。

茶生絲材  
木特例

第二條 此度の約書に添へたる運上目録は、調印の日より、日本と右四ヶ國と取結たる條約の内に併せられたれば、日本來る壬申年(西洋千八百七十二年七月一日)に改むべしといへども、茶、生絲運上の分は、此度の約書調印より二ヶ年の後、双方の内、何れの方よりなりとも、六ヶ月前に告知して、前三ヶ年中、平均

相場の五分に基き、これを改むる事を求むべし。又材木の運上は、此度の約書調印より、六ヶ月後に告知して、時相場に従ひ、運上を納る事を改めて、品物に従ひ、運上高を定むることを得べし。

此れは茶、生絲、及び材木に就て、特別の例を示したるもの、全般に涉りては、一千八百七十二年、即ち我が明治五年が、關稅の期限と定められたのだ。その爲め當時に至りて、岩倉、木戸、大久保等の全權が、海外に派遣せられたることは、周知の事だ。

免狀料廢止

第三條 元條約に添たる交易規則の第六則に従ひ、是まで取立來れる免狀料は、此度より相廢せり。尤も荷物陸揚船積に付ての免狀は、是迄通たるべしといへども、其謝銀を出すことなかる可し。

所謂第六則

所謂第六則なるものは、  
噸稅は、日本開港の場所におゐて、貌利太泥亞商船より取立ずといへども、左の規定の通り、其地々々の運上役所に納むべし。

壹船の入港手數に付十五ドルラル。壹船の出港手數に付七ドルラル。夫々の免狀に付壹ドルラル半。

場所々々健固狀(マシ)に付壹ドルラル半。其外の各書に付壹ドルラル半。

乃ち是等の手數料を全廢することとなつたのだ。

第四條

神奈川に於て、日本慶應二年丙寅五月十九日(西曆千八百六十六年

七月一日)長崎箱館に於て、日本慶應二年丙寅八月二十三日(西曆千八百六十六

年十月一日)より、日本政府輸入する者より、運上を納ることなく、其の輸入

品を藏に入置用意をなすべし。日本政府にて、其品を預り置間は、盜難並に風

雨の損害なき様引受べし。尤も火難は、政府にて引受ずといへども、外國の商

人どもに、右荷物火難の受合十分出來すべき様、堅固の土藏を取建べし。

就ては荷物を輸入する人、又は荷主、これを藏より引取らんとする時は、運上

目錄の通りの運上を拂ふべし。其品物を再び輸出せんと欲する時は、輸入運

上を納むるに及ばず、荷物を引取る節は、何れにも藏敷を拂ふべし。右藏敷高、

舊約束の挿入

並に貸藏取扱規則は、双方相談の上、議定すべし。

此の貸藏の一件は、文久元年竹内下野守等が、西洋各國に使した時、英佛兩國にて取替したる覺書中、既に此約あつたが、爾來因循して、之を實施するに及ばなかつたから、改めて此の條項を挿入したるまでにして、新たに約束したるものではなかつた。

【七〇】改訂せられたる新條約 (三)

第五條

第五條 日本の產物は、運送の陸路、水路、修覆の爲、諸商賣に付て取立る通例の運上の外、別に運送運上を納むることなく、日本の内、何れの地よりも、外國交易の爲、開きたる各港へ運送する事、勝手たるべし。

此れは相手側にて、支那の釐金税に困り果てたる爲め、日本に於ても、内地通過

税の爲めに、外國貿易を阻害せられんことを虞れ、殊更らに、此の一項を加へたものと察せらるゝ。

第六條

第六條 日本と外國との條約中に、外國貨幣と同種同量の割合を以て、通用すべしと取極めたる箇條に従ひ、是迄日本運上所に於て、墨是哥ドルラルを以、運上を納むる時は、一分銀の量目に比較し、ドルラル百枚を一分銀三百十一個の割合を以て、受取來れり。然る處日本政府に於て、右仕來を改め、總て外國の貨幣と、日本の貨幣と引替る事に障なき様にし、又日本通用の貨幣を不足なき様にし、交易を便利にせんことを欲するにより、日本金銀吹立所を盛大にせんことを既に決せり。然る上は、日本人、又は外國人より差出すべき總て外國金銀貨幣並に地金は、日本貨幣に吹替、其諸雜費を差引、其質の眞位を以、其爲定めたる場所に於て引替んとす。此の處置を行ふ爲、日本と條約を取結びし各國は、其の條約に載せたる貨幣通用に關係せる個條を改むること緊要なれば、右箇條を改むる様、日本政府より申談、日本來丁卯年十一月中（西

洋千八百六十八年第一月一日）より其の處置を取行ふべし。

此れは恐らくは此の條約改訂の衝に當りたる小栗の經綸の一であるに相違あるまい。日本に貨幣鑄造所を設け、所謂る貨幣の統一を圖らんとした爲めに、特に此の一項を設けたものと思はるゝ。

金銀流失  
防止不能

抑も外國人が、日本に於ける金銀の價格が、外國の標準と同じからざるを奇貨として、其の比差を利し、その爲めに我國の貨幣は、金銀地金同様、一種の重なる輸出品となり、それが海外に濫出したる事實は、新井白石が夙とに看破して、深憂大患としたるところであつたが、癸丑、甲寅以來、亦た此れが爲めに、外商に乗ぜられ、前には水野筑後守あり、後には小栗上野介ありて、その弊害を一掃せんと企てたれども、何れも之を實行するに違あらなかつた。乃ち此の第六條の如きも、幕府の瓦解まで、空文に過ぎなかつた。

第七條

第七條 運上所、諸取扱向、荷物の陸揚船積、及び船人足小遣等雇方に付、開港場に於て、是迄訴出たる不都合を除かん爲、各開港場の奉行、速に外國のコン

シユルと談判に及び、双方協議の上、右の不都合決して無之様、規則を立、交易の道、並に各人の所務を可成丈容易くし、且安全ならしむる様、双方爰に議定せり。

右規則の内には、各港に於て、外國人荷物陸揚船積の爲、用ふる波戸場の内に、て、荷物雨露に損せざる様、小屋掛を作ることを書入るべし。

第八條 日本人身分に拘らず、日本開港場、又は海外に於て、旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船、蒸氣船共、買入る事勝手たるべし。尤軍艦は、日本政府の免許なければ、買入るゝことを得ず。

此れは尤のことだ。當時日本では造船の業未だ起らず、されば船舶は勿論、各藩に於て、軍艦さへも、銘々之を外國から購求する時代なれば、此の條項は、洵に時節柄必須であつた。

外國船買入規定  
日本人買入たる諸外國船は、蒸氣船は一噸に付、一分銀三個、帆前船は一噸に付、一分銀一個の運上を定通り相納むる時は、日本の船として、船目録に書載

すべし。尤其船の噸數を定むる爲、日本長官の需に應じ、其筋のコンシユルより、本國の船目録の寫を相示し、其眞を證すべし。  
船舶取引に關する規定、正さに此の通りであつた。

### 【七一】 改訂せられたる新條約 (四)

第九條 日本と右四ヶ國と取結びたる條約、且日本政府の使節、日本文久二年壬戌五月九日(西洋千八百六十二年六月六日)大貌利太尼亞政府へ送れる覺書、及び同閏八月十三日(第十月六日)佛蘭西政府へ送れる覺書に載たる別約に従ひ、日本人と外國人との交易、又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て、日本政府より、既に觸書を達したり、就ては日本の諸商人、政府役人の立會なく、相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方にて、海

外へ出る許しを得れば、各外國に於て、外國商人と交易すること勝手たる可く、尤も日本商人、通例商賣に付て、取立る運上より餘分は、日本政府へ納むることなく、且諸大名並に其の使用する人々、現在取締の規則を守り、定通りの運上を納むる時は、日本役人の立會なく、諸外國又は日本の諸開港に赴き、其の場所にて、交易する事、右同様勝手たるべし。

第十條

第十條 日本人身分に拘らず、日本の開港場、又は各外國の港々より、日本の開港場、又は各外國の港々に赴くべき日本人所持の船、又は條約濟外國船にて、荷物を積入るゝ事、勝手たるべし。且既に日本慶應二年丙寅四月九日（西曆千八百六十六年五月廿三日）日本政府より觸書を以て、布告せしごとく、其筋より政府の印章を得れば、修業又は商賣する爲、各外國に赴く事、並に日本と親睦なる各外國の船中に於て、諸般の職事を勤むる事、故障なし。外國人雇置く日本人、海外へ出る時は、開港場の奉行へ願出、政府の印章を得ること妨げなし。

貿易交通の自由

此の九條、十條は、本條約中の眼目とも云ふ可きものにして、茲に始めて日本の開港主義を、條約の文面に於て、宣揚したるものである。即ち貿易の自由、交通の自由、職の自由を條約文面によりて保障せられたるものにして、此れよりして何人も苟も條約面通りの規法に準據して、其通りに行ひさへすれば、大手を揮つて外國へ商業の爲めにも、學問の爲めにも、職業の爲めにも赴くことが出来ることとなつた。

交通自由の便

苟も此の二ヶ條さへ存在すれば、吉田松陰の如く、自から死地を踏んで外國へ遁亡の企てを爲し、失敗するにも及ばず、新島襄の如く、萬死の中に一生を得て、辛うじて外國行の目的を達する心配も必要なく、又た伊藤、井上等の如く、英人に依頼して、其の庇護によりて、國外に出づる必要もなく、又た薩長其他諸藩の留學生の如く、姓名を變じて、殊更ら其の身分を匿くし、目的地に赴く手數も無用となり、眞に青天白日にて、交通自由となることが出来たのだ。

官吏立合不用

尙ほ本文中に於て、「政府役人の立會なく」と云ひ、又た「日本役人の立會なく」の

文句の如きは、商業の自由を保障する上に於て、尤も注意す可き文句である。されば田邊太一が、之を評して、「殊に第九條、第十條の如きは、こゝに至りて、初めて鎖國の鎖を解きしものといふべく、これまで幕府當事者が物議に沮せられ、敢て斷行し得ざりし者を、公然約書中に掲げて顧みざりしは、時機熟せしとはいへ、亦小栗が果敢にして、斷ずる處あるによらずんばならず」と云うたのは、未だ必らずしも小栗に對する最負の言葉とのみ認む可きものではあるまい。

第十一條

第十一條 日本政府は、外國交易の爲、開きたる各港最寄、船々の出入安全のため、燈明臺、浮木、瀬印等を備ふべし。

第十二條

第十二條 此約書取行ふ以前、双方政府允許の沙汰を待に及ばざる故、日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年七月一日）より取行ふべし。右約書を、政府允許の上は、双方の全權、其段互に通達すべし。右通達の書面は、双方君主保證の代りとする。

此の證據として、前文全權、此の約書に名を記し、調印せり。日本慶應二年丙寅

日本開國  
主義標榜

五月十三日（西洋千八百六十六年六月廿五日）江戸に於て、双方全權各々其の國語を以て、これを記せり。

以上が則ち條約の全文だ。所謂五分税の原則を、一般に適用したるは、此の條約の大なる缺點であるが、それには前記の理由及び事情ある通りにて（參照六八）今更ら深く之を咎む可からず。而して此の條約の中にて、九條、十條が、如何に我が開國主義を標榜したるかは、是亦た前に指示したる通りにて、此の條約の光れる一面と云ふことが出来る。

## 第十三章 日本海外交通の始め

### 【七二】 隔世以上の感

變化激甚

嘉永六年の六月、米國水師提督彼理の來航から、慶應二年十二月孝明天皇の崩御まで十四年、正味十三年半の間に於て、如何に世の中は變遷したる乎。諺に隔世の感など、申せども、とてもその言葉では言ひ盡すことは出來ない。それは此間の變遷は、とても當り前の數字では説明は出來ない。徳川幕府開府の慶長年間から、嘉永に至る間と、嘉永の末から慶應に至る間とを比較すれば、前者の二百餘年の變化は、後者の十餘年の變化に比し、殆んど九牛の一毛と云ふ可き程であつた。

外國文化  
採用の必  
要

此れは日本の國民性が、外物に對して、極めて敏感であり、且つ開放的であり、攝取的であり、殊に新奇の事物に對しては、是非善惡を問はず、美醜正邪を論ぜず、

一應は之を受け容れねば已まない特色あるが爲めとは云へ、亦た日本國家としての生存の必要上、餘儀なく然らしめたる理由をも、計上せねばならぬ。それは好むにせよ、好まざるにせよ、自衛の必要上、外國の文化を、我に採用せねばならぬことを、痛感したるが爲めである。則ち我國、外國文化の採用が、一方には醫學、他方には海陸軍の兵學に向つたのは、如上の必要からと云はねばならぬ。

思想上の  
變化

然も其の外國の影響を、我に及ぼしたるは、決して形而下の事物のみには止らなかつた。別言すれば、國民の思想上にも、一大變化を來たした。それは均しく世界の事を研究するにも、嘉永、安政の頃は、如何にして攘夷す可き乎、如何にして鎖國の舊制を保全す可き乎であつた。所謂る海防策なるものは、外人に對して、鎖國攘夷の目的を達成する所以の方略を講究するものであつた。然るに慶應年間に入りては、それが一變して、如何にして開國し、何を以て彼と對立するを得可き乎の問題に歸著した。固より一般の國民は、斯く意識的に、自覺的に、自から改め、自から進んで、開國主義に進化したものではない。然も自然の趨勢は、我

が國運を導いて、開國進取の政策を取らしむる乎。然らざれば幕府ばかりでなく、日本國自身が瓦解するの外なきを、暗黙の間に選擇せしむるに到つたものと云はねばならぬ。

善世識者  
の力

然も自然の趨勢とは申しながら、此の趨勢の前に立つて、大聲疾呼し、世間を警醒せしめ、公衆を善誘したる識者の力も、亦た之を認識せねばならぬ。鎖國攘夷にも、其の豫言者ありたる如く、開國進取にも、亦た其の豫言者があつた。所謂る維新回天の事業の、第一の合言葉である尊皇攘夷に於ては、水戸學が、其の唯一の泉源と云はざるも、重なる泉源の一にして、特に内に於ては尊皇の精神、外に對しては國體の自覺を、提唱したるは、實に水戸諸先達の力と云はねばならぬ。特に會澤惇齋の「新論」の如きは、實に癸丑、甲寅比の群衆と云はず、寧ろ其の群衆を指導する識者に取りて、虎の巻とも云ふ可きものであつた。

然るに外人と接觸したる十餘年の經驗は、其の精神と、主義とは姑らく措き、其の手段と方法とは、大いに趣きを殊にす可き必要を感じ、中には其の主義、精神

英國自由  
思想の影



さへも訂正するの必要を感じ、若しくは無意識的に斯く訂正したる者さへ出て來るに至つた。當時我と尤も交渉の多かつたのは、英國にして、當時の英國は、實に第十九世紀下半期の自由思想の横溢したる際なれば、其の影響が、何時の間にもやら我に波及したるは、固より已むを得ざる勢であつた。

反動者亦在り

何れにもせよ、此の如く十餘年間の短き歲月は、我が日本に於ける有史以來未曾有の變遷、若しくは其の變遷の端緒を齎らし來つた。固より斯る變遷に際しても、山中の頑石の如く、毫も其の趨勢に感染せざる者もあつた。否、世間の趨勢を見て、却つて反對的に、愈よ鎖國攘夷の舊説を嚴守したる者もあつた。世は様々であり、人は様々である。若し銘々に就て、吟味せん乎、種々雑多の現象を見出すに難くない。けれども其の大勢に到りては、全く一大變調を認めざるを得ないものがあつた。

### 【七三】 日本と和蘭及び英吉利

英國の影響

徳川幕府の鎖國時代に於て、日本と世界との呼吸、聲息が、微かながらも相ひ通ずるを得たるは、和蘭との交通であつた。然るに癸丑、甲寅以來、それに代りたるは米國であり、英國であり、佛國であり、やがて獨逸であり、且つ久しき間隔を措いて露國であつた。然も概説すれば、癸丑、甲寅以來、日本の文化の尤も多く負ふところは、英語であつた。其の利害得失の相ひ關する點に就ては、未だ必らずしも、觀察者に於て、同一ならざるも、其の影響の深甚、多大なるに就ては、誰も之を認識せぬものはない。

日蘭關係の始め

抑も戰國時代より我國に來りたる外人は、葡萄牙、西班牙、而して和蘭、英吉利の順序であつた。中にも蘭と英とは、徳川氏初期に於ては、屢ば日本に於て相ひ争うた。而して英は遂ひに手を引き、和蘭が日本との貿易を、獨專するに至り、隨つて和蘭語が、殆んど唯一の外國語として通用してゐた。今ま少しく溯りて、兩國

と我國との關係を語らんに、和蘭の我國と交渉を始めたるは、葡萄牙、西班牙の後である。前者は天文十一年（一五四二年）葡萄牙の支那沿岸航海中の商船が、暴風の爲めに、大海に漂ふ十五日にして、薩南諸島の間に、始めて日本の航路を見出し、翌年より薩摩の諸港に其の商船を送りたるを始めとし、やがて豊後、肥前の諸港に出入し、元龜元年（一五七〇年）長崎の良港なるを發見、之を貿易港とした。されば我國と貿易通商の先登第一は葡萄牙を推さねばならぬ。

日西關係の始め

西班牙との交渉は、文祿元年（一五九二年）太閤秀吉が、呂宋に入貢を催告したるに基いて、爾來比律賓諸島の首府マニラと我國との間に、使節往來し、交通開始せられ、西班牙の商船亦た我國に來航することとなつた。而して慶長八年以來は、呂宋の商船は、年々浦賀に入港し、浦賀と墨西哥のアカプルコ港との間に、彼我の商船往來することとなつた。

日蘭關係の始め

和蘭人は實に慶長五年（一六〇〇年）我國に來つた。それは和蘭ロッテルダムのファン・デル・ハーヘン會社の派遣したる五隻の艦隊の一隻リーフデ號であつ

リーフデ號渡來

た。本來同艦隊は、マゼラン海峡を経て、東印度に渡航するを目的としたが、航海中暴風の爲めに、南米の西海岸に著し、艦隊は互ひに分散し、リーフデ號及びホーブ號の二隻、再びチリの海岸に相ひ會し、同所より日本に向うたが、途中暴風の爲めに、又た分離し、リーフデ號のみ頼ひにして、慶長五年三月（一六〇〇年四月）豊後の海岸に到着するを得た。當時乗組員二十四人であつたが、内六人は死亡し、生命を全うしたるは十八人であつた。同船は爾來徳川家康の命にて堺に到り、更らに浦賀に廻航した。

乗組船員扶養

當時葡萄牙人は、和蘭人は海賊であると讒誣し、之を放逐せしめんとしたが、家康は之を聽かず、該船は最早航海に堪へなかつた爲めに、船長ヤコブ・クワケルナック以下の乗組員を、國內に扶養することとした。

アダムス

然るにリーフデ號 (Heekle) 乗組の航海長に、英人アダムス (William Adams) がゐた。彼は倫敦の南方ケント (Kent) 州の産にて、其弟と共に、造船業、運船業を修め、十餘年間も航海士官兼船長として、地中海方面の貿易に従事したる經歷あり、偶々和

蘭會社に雇はれ、慶長三年（一五九八年）六月前記のリーフデ號の航海長として、印度に赴くつもりであつた。それが風浪の爲めに、偶然にも日本に来ることになり、更らに偶然にも彼が徳川家康の知遇を得て、日本に歸化し、彼の手引によつて、和蘭人は日本との通商の許可を得、更らに同人の慫慂によりて、英人も亦た日本に來航することとなつた。

日英蘭相  
互因縁

されば和蘭と英吉利とは、此の和蘭船リーフデ號に乘組みたる英人アダムスによりて、與に偕に日本との通商の便宜を開始したるものにして、云はゞ如何にも英と蘭との日本に於ける相互の因縁は、淺からずと云はねばならぬ。

### 【七四】 アダムスの斡旋

英人アダムスは、家康の爲めに調法がられて、歸國を許されなかつたが、その代

リーフデ  
船長の歸  
國斡旋

りに彼は和蘭の爲めにも、特に自國の英國の爲めに、日本との貿易開始に、幾多の便宜を提供するを得た。彼は先づ請うて、リーフデ號船長和蘭人クワケルナツクの歸國の許可を得た。

蘭艦隊長  
に日本船  
介

此に於て同人は慶長十年（一六〇五年）の秋、平戸領主の船に便乗して、日本を去り、馬來半島に渡り、和蘭艦隊のシンガポール附近にあるを聞き、同所に到り、艦隊の長マテリーフに會し、家康の與へたる通商許可の朱印を示し、日本貿易の有望なるを説いた。此に於てマテリーフは、其意を決し、慶長十二年（一六〇七年）の秋、廣東近海に於て、日本船舶に會したる時、方さに遠からず來航せんとの旨を、平戸領主に傳へんことを求めた。平戸領主は申す迄もなく松浦家だ。

商船派遣  
の豫告

然るに彼は葡、西兩國の艦隊と交戦や、何やにて、遂ひに日本來航の目的を果さず、本國に還つた。而して慶長十三年（一六〇八年）バタニの和蘭商館長ビクトル・スプリンケルは、便船に托して、書を家康に贈り、その好意を謝し、遠からず本國より商船を派遣す可き旨を告げた。

蘭商船平  
戸入港

斯くて一六〇九年(慶長十四年)二月ローデ・レーウ號及びフリフオン號の二船は、和蘭東印度商會の命により、日本に向ふこととなり、慶長十四年五月三十日(一六〇九年七月一日)長崎の港口に著し、水先案内を得て平戸に入港した。平戸領主は、葡萄牙人の平戸より長崎に移つたことを遺憾としたる際であつたから、固より之を驩迎した。斯くて其の商人頭アブラハム・ファン・デン・ブルイク・同ニコラス・ブイク外二人は、リーフデ號船長クワケルナツクに別れて、再び日本に來り、海外貿易に従事したるメルヒョール・ファン・サントフォールトを通譯として隨行せしめ、駿府に到り、家康に國書を呈し、通商の許可を求めた。一行は家康より和蘭國王に贈る書翰並に通商許可の朱印を得て平戸に歸著し、愈よ平戸に商館を措くこととなつた。而して取り敢へず商館に備へ付けたる商品は、生絲、鉛、胡椒の類であつた。家康の本來の希望は、和蘭商館を、浦賀に措くことであつたが、和蘭人の都合にて、平戸を本據とした。アダムスの盡力によつて、リーフデ號船長を歸國せしめたる結果は、此の如く

平戸蘭商  
館開始

アダムス  
英人に日  
本通商動  
説

日蘭通商の基を開いた。アダムスは又た英人のジャバに在るを聞き、慶長十六年九月、書を和蘭人に托し、日本との通商を勧誘し、若し彼等が來航せば、斡旋す可しと申し送つた。バンタンに於て此の書翰を受取つたキャプテン・セーリスは一六一一年四月(慶長十六年三月)豫て機會もあらば、日本へも來航の目的もて、英國を出航したが、一六一三年一月(慶長十七年十二月)、バンタンを發し、途中南洋諸島を巡航し、同年六月二十一日(慶長十八年五月四日)平戸に入港した。此れが英船の日本に來りたる最始である。勿論其の以前永祿七年(一五六四年)と天正八年(一五八〇年)、英船が肥前五島及び平戸に入港したと云ふ傳説あるが、それは未だ確定の事實としては、承認せられない。豫てアダムスから書翰を受取つたる船長セーリス(Seymour)は、平戸入港後直ちにその旨をアダムスに報じ、彼の來著を俟つて、彼を案内者として、駿府及び江戸に至り、家康及び秀忠に謁し、英國王ゼームス一世の書翰及び贈物を捧呈し、特に利益ある條件もて、通商を許可せられた。

英船平戸  
入港

英船長の  
家康謁見

平戸英商館設置

家康は英國の商船をして、浦賀に入港せしめんと欲し、其意を傳へた爲め、セリスは、アダムスと共に浦賀に到り、港灣を視察したが、平戸に還り、評議の末、同所に商館を措くこととなつた。

【七五】ゼームス一世と徳川家康

アダムスの日本語通曉

アダムスが日本にリーフデ號にて漂著したのは三十六歳の時であつた。而して彼は五十六歳にて逝いたから、二十年間は日本に生活した。されば彼が此の二十年間に於て、日本の言語文字に通曉する様になりたるも、決して不思議は無かつた。彼が差し寄り通譯の伎倆を試みたるは、船長セーリスが携へ來れる英國王ゼームス第一世の書翰の翻譯であつた。

英書翰譯

せめし帝王書狀之趣者、天道之御影により、おふぶりたんや國、ふらんす國、え

らんだ國、これ三ヶ國之帝王に、此十一年以來成申候。

此處にゼームス一世が、佛蘭西の名を加へたるは、當時尙ほ英國にては、事實は別として、其の稱號だけは、斯く唱へつゝあつた慣例に由つたものだ。

然者日本之將軍様、御威光廣大之通、我國を慥に相聞え候。爲其かひたん、せねらん、じゆわん、さいりす、此等を爲名代、日本將軍様え御禮爲可申、渡海させ申候。

以上は英使渡航の挨拶だ。

商館設置の事

如此申通に罷成候へば、互之國之様子、廣大に流通仕、我國之満足之所不淺候。於向後は、毎年商船あまた渡海させ、双方商人被爲入魂、互之望物商賣可被仰付候。其上日本將軍様御意之旨、於御懇情者、商人を當國に残置、彌兩方懇和可被成候。

此れは英國との通商、日本に商館設置等の事を云ふ。

然上は我國へも日本之商人を自由に呼入、日本之重寶之物を調法させ、賣買

相互商人往來の事

可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候。

英國から日本に來り、若しくは留まるばかりでなく、日本からも同様英國へ出貿易の爲めに驩迎す可しとのこと。

於<sub>レ</sub>此上<sub>レ</sub>はいく久申通、日本へも無<sub>レ</sub>心疎用じ可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>候條、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>其意得<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。以上。

此れは幾久しく交際し、日本へも遠慮なく申通ず可しとのこと。

大ぶりたんや國の王

居城はおしめした

せめし帝王

れいさし

日本將軍様

(再出)

原文と若干出入

此れは傳長老の異國日記にも「文言は南蠻字にて不被讀故、アンジ(安針、即ちアダムス)に假名にかゝせ候」とある通りなれば、全くアダムスの翻譯に相違あるま

い。但だ原文と對照すれば、互ひに出入あり、省略あり、此れはアダムスの原譯を、家康の閱覽に供する爲めに、恐らくは若干修補したものと察せらるゝが、之を一讀すれば、アダムスの假名譯の痕跡は、歴々として徴す可きものがある。此れは慶長十八年八月四日(西曆一六一三年九月八日)の事である。而して家康の答書は則ち左の通りであつた。

家康答書

日本國 源家康 復章

伊伽羅詔羅國主 麾下。

遠勞船使、初得<sub>レ</sub>札音、貴域之治政、所<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>紙墨、目擊道存、特領數般之方物、采納多幸。與<sub>レ</sub>吾邦可<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>隣好、而互通<sub>レ</sub>商船之示諭、宜隨<sub>レ</sub>所求矣。雖隔<sub>レ</sub>萬里之雲濤、須<sub>レ</sub>齊咫尺之封疆者乎。菲薄之土宜、具<sub>レ</sub>別幅<sub>レ</sub>投贈之、聊表<sub>レ</sub>寸忱者也。時序自膏。

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬

御

印(再出)

右筆者

此れにて見れば、家康の答書は、慶長十八年九月上旬に認めたるもの。而して文

中「目撃道存」などの禪語が使用せられたるを見れば、傳長老の筆になること間違あるまい。而して家康は此の答書と與に、押金屏風五双、及び通商許可の朱印狀を贈つた。此の如くして日英の通商關係は開始せられた。而して此事に關してアダムスが兩國の爲めに、特に其の生國たる英吉利の爲めに盡力したることとは、多大であつた。

### 【七六】 英人退去、蘭人獨占

英商館の  
繁昌

和蘭人ブルールが、平戸に於ける和蘭商館長となつて未だ半歳立たぬ間に、英人が新たに平戸にやつて來た。それは既記の通りだ〔參照 七四、七五〕。而して船長セーリスは、駿府に於ける家康、江戸に於ける秀忠との謁見も済み、慶長十八年十月下旬（一六一三年十一月六日）平戸に還り、愈よ同所に商館を開き、リチャ

日本の貿易  
取局

ード・コックスを館長とし、幹旋の勞を取りたるウイリアム・アダムスを顧問とし、英人八人、日本人通譯三人を館員とし、同所の支那人より借入れたる家を以て、商館に充て、セーリスは、慶長十八年十一月上旬（一六一三年十二月）歸國した。而して英國の日本に於ける貿易は、頗る繁昌し、江戸、浦賀、駿府、京都、大阪、堺、長崎等に支店若しくは代理店を設け、一時は高知、福井、唐津、博多等にも、英人の居住地が出來た程であつた。従つて勢ひ和蘭人との競争は、避け難きものとなつた。當時日本に通商若しくは通交したるものは、英蘭以外、葡萄牙、西班牙の二國にて、葡萄牙は長崎に、西班牙は浦賀に來航したが、此の四國の商人は、互ひに相排擠すると同時に、當時葡萄牙より瑪港を経て渡來したる耶蘇會派の宣教師と、西班牙より馬爾拉を経て來たアウグスチン、ドミンゴ、フランシスコ三派の宣教師と、互ひに相ひ反目し、互ひに他の惡事を徳川幕府に讒訴し、その結果は、遂ひに幕府の疑懼心を刺戟して、幕府は耶蘇教の弘通は、日本國をして、西班牙の治下に屈せしむる手段であると猜定し、遂ひに禁教令の厲行となり、その爲め

に家康死後、元和二年（一六一六年）には、英蘭兩國人の貿易を、平戸、長崎に限局することとなつた。

## 英商館閉鎖

而して和蘭商館は、平戸の東端崎方に在り、英國商館は町の西端に在り、互ひに屹然として相ひ對峙する姿を呈した。其間に種々の経緯はあつたが、英國商館は其の得失相償はざる爲めに、パタピヤの本部より、其の閉館を命じ、元和九年十一月十三日（一六二四年一月三日）コツクス以下館員一同平戸を引き上げた。此の如くして愈よ和蘭人の獨り舞臺となつて來た。

## 英人退去

一六二四年は、英國國王チャールス一世が、議院と葛藤の最中にして、所謂英國革命の起頭であり、當時英國では、其力を四方に伸張するの機會を失墜しつつある際なれば、平戸商館の閉鎖も、其の本國に於ける大波瀾の餘波と見るも差支あるまい。此の如くして當然最後まで日本に踏み張る可き英國は、和蘭人に其の競場を譲りて、退去することとなつた。

## 和蘭の獨占

斯くて和蘭人は、慶長十四年我國に渡來して以來、三十餘年を経て、英吉利、西班

牙、葡萄牙等、一切の競争者を退治し、日本との貿易を獨占するに際し、俄に幕府の命にて、平戸を去り、長崎に移る可く命ぜられた。此れが寛永十八年四月（一六四一年五月）の事であつた。爾來和蘭人は、長崎出島に殆んど監禁同様の生活を倣しつゝも、而して徳川幕府より種々の無理難題を申付けらるゝも、唯々焉、僕爾として、辛抱を爲し盡して、遂ひに幕府の瓦解期に至つた。固より利益の爲めではあつたが、其の辛抱力は、實に驚嘆す可きものがあつた。

## 和蘭人の功績

然も日本に向つて、不完全ながらも外國の知識を供給したるものは、只だ和蘭のみであつた。和蘭を除けば、支那の商船が齎らし來れる、支那に於ける泰西人の著作、若しくは其の翻譯類に過ぎなかつたであらう。

## 日本紹介の和蘭人

和蘭人は單に世界を日本に紹介したるばかりでなく、又た日本を世界に紹介した。即ちカロン（Caron）、モンタヌス（Montanus）、特に日本誌の名著を作したるケンベル（Kaempfer）の如き、又たツウンベルグ（Thunberg）の如き、チチング（Tsitshing）の如き、マイラン（Meijhan）や、ドーフ（Dooff）の如き、フィッセル（Fischer）の如き、而して最後に



數ふ可き、シーボルト (Siebold) の如きは、實に其の尤も大なるものであつた。彼は和蘭人ではなかつたが、和蘭人の資格にて日本に來朝したものだ。

## 第十四章 英語の普及

### 【七七】 英語の學習

其後の英  
船渡來

英國商館が平戸を引き上げた後、英國から日本との舊交を恢復す可く、一再ならず商船がやつて來た。即ち退去より十一年の後、寛永十一年（一六三四年）ジョン・ウツデル (John Weddel) が七隻の軍艦を率ゐ來りて、通商を請うたが、鎖國令厲行の際なれば、遂ひに其の目的を達しなかつた。それから寛文十三年（一六七三年）にも、英船リタラン號 (Ritalin) が長崎に來航したが、此れも志を果さなかつた。尙ほ又た天和元年から三年にかけて（一六八一—一六八三年）、英國では日本と交通を開かんとすの計を立てたが、遂ひに實行に違あらずして止んだ。されば元和の末から、徳川幕府の中期の終りまでは、日英の間は、殆んど沒交渉であり、隨つて亦た英國との交通の必要をも、日本人には認められなかつた。

英國勢力  
東漸

然るに英國の勢力は、漸次に東亞に波及し、其の捕鯨船は、追々太平洋に出沒するに及び、英船の影は、漸く我が近海に現はれ來つた。乃ち寛政三年（一七九一年）には、紀州熊野浦に、英船アゴナウト（Argonaut）號が來り、次でプロヴィデンス（Providence）號が來た。前者は米國へ赴く中途に立寄つたもの。後者は日本近海にありと傳説せられたる金銀島探討の爲めであつた。

寛政文化  
の英船渡  
來

又た寛政九年（一七九七年）には、エリザ（Eliza）號が長崎に來り、文化四年（一八〇七年）には、エクリツプス（Eclipse）號が來り、文化五年（一八〇八年）には、フェイトン（Fetion）號が來た。此時には長崎奉行松平康英は、其の英國船が禁を破りて、勝手の振舞を爲したるを、十分に取締ることの出來なかつた責任を負うて、切腹した事は既記の通りだ。（參照二五册 七八—七九）

英語研究  
の始め

此の事件からして、幕府も英語の必要を覺え、文化六年（一八〇九年）には、英語研究を開始せしむることとなつた。尙ほ此れより五十年前寶曆十年（一七六〇年）、長崎通詞本木榮之進は、官命を俟たず、獨自に研究を志したが、然も本格的の

通詞全部  
學習

研究は、實に文化六年を以て嚆矢とする。

差し當り英語研究生は、長崎通詞中より六名を拔擢し、當時長崎に滞在中の和蘭人プロムホフ（Jan Cook Romboff）を教師として、文化六年二月から開始したが、六月には更らに二名を加へ、八月には又た六名を加へ、十月には長崎通詞全部に學習せしむることとした。固より英語と與に、露西亞語を學ばしめたるは、當時北方の警報が、屢ば傳はりたる爲めであつたことは、云ふ迄もない。

阿蘭陀通詞共の内、魯西亞、諸厄利亞言語、稽古之儀、從江戶依御沙汰追々掛り雖、被命、蠻學之儀は、幼年の頃より不學ば、氣憶も有之間敷旨に付、以來一統申談、魯西亞、諸厄利亞言語兼學可致旨、十月被命之。

本木等の  
著述

と、通詞一般に學習せしむることとした。而してそれより二年後文化八年（一八一一年）正月には、本本庄左衛門等は、「諸厄利亞興學小筈」なる單語、短句對譯集を譯述するに至つた。而して幕府は文化八年九月本木庄左衛門を主任とし、楢林榮左衛門、吉雄權之助、末永甚左衛門、馬場爲八郎等を部員として、英和對譯字

實用化遅延

典の編纂に取り掛らしめ、而して文化十一年（一八一四年）六月には、遂に「諸厄利語林大成」を完成した。此れが實に本邦に於ける英和字典の嚆矢である。然も當時は苟も外國語と云へば、和蘭を第一とし、而して實用にも亦た殆んど和蘭を唯一とする情態にて、折角に幕府が是迄努力して學習せしめたる英語も、其の實用には供せられなかつたことは、文政元年（一八一八年）英國海軍のゴルドン大佐（Gordon）が、浦賀に入港したる際も、文政五年（一八二二年）捕鯨船サラセン（Sarracen）號が、同港に來航したる際も、殆んど和蘭語のみにて交渉し、英語は僅に數語の挨拶に止まり、要件は全く和蘭語のみにて済ましたるを見ても知ることが出来る。

【七八】 蘭語より英語へ轉換の機 (一)

英語使用の妨害

英語の學習には、蘭語が手引きとなつたが、然も蘭語の使用は、却つて英語の使用を妨げた。その爲めに折角幕府から英語を學習せしめたが、それが實用に供せらるゝまでには、餘程の歳月を經過した。然も英米の船舶は、時代の推移と共に、愈よ我が沿海を見舞ふことが頻繁となつて來た。

英語未だ使用されず

即ち文政七年五月（一八二四年）には、英船が常陸沿岸の天津に來りて、英人が上陸した。此の事件が、藤田東湖の三度び決したる、最初の決死の動機となつた。東湖は其父幽谷の命を承けて、英人を斫りて、自から死す可く、天津に赴いたところ、英人既に退去の後であつたと、彼は自から回天詩史に記してゐる。然るに其節にも通詞足立左内、吉雄忠次郎は「言語は更に不分」と理りゐた次第なれば、彼等の語學の程度が思ひやらるゝ。又同年八月には、英人が薩隅群島の一なる寶島に上陸し、亂暴を働らきたる事あり。彼や此やの事件に刺戟せられて、幕府は異艦打拂令を、文政八年（一八二五年）發布することとなり、その爲め折角芽を吹き出さんとしたる英語の使用も、其の必要なきに至つた。

英文鑑と  
英文範

然も爾來英米船舶の、或は捕鯨船、或は商船、何れも彌よ頻繁を加へ來つた。乃ち天保八年（一八三七年）には、米船モリソン（Morrison）が、我が漂民を護送して、浦賀に來港し、それが撃退された事件が出て來つた。而して天保の末、弘化の始めには、英米船の來航愈よ多きを加へたれば、天保十二年（一八四一年）には、幕府天文方の澁川六藏譯述、藤井三郎訂補の「英文鑑」は出て來つた。此れはマリー（Murry）の英文典を、蘭譯から重譯したるものだ。而して弘化四年（一八四七年）には、此書の補訂者藤井三郎は、更らに「英文範」を著はした。此れは「英文鑑」を、一層實用的ならしめんと試みたるものであつた。

エゲレス  
語辭書和  
解

然も其事自身が、英語の學習に、一大拍車を加へたりと云ふ能はざるも、其の象徴の一とす可きは、エゲレス語辭書和解の編纂である。此れは西吉兵衛、森山榮之助、名村五八郎、志筑辰一郎、中山兵馬等が幕命を奉じて、ホルトロッツ（Holtrop）其他の英蘭辭典を和譯したるものにて、嘉永四年（一八五一年）から同七年（一八五四年）に到りて、七冊を編纂した。此れは才かにAの部よりBの部の半に了り

實用には不充分であるが、其の發音、譯語など、實に一段の進歩を示してゐる。

〔日本英學發達史〕

米人マ  
クドナルド  
の教授

それには大なる理由がある。此書の編纂に従事したる人々は、何れも米國人マクドナルド（Donald Macdonald）（一八二四年生—一八九四年死）から、直接其の教授を承けたからだ。彼は米國オレゴン（Oregon）州の産にして、失戀の餘、日本に來りて、其の運命を開拓せんと欲し、嘉永元年（一八四八年）七月蝦夷利尻島に上陸し、幕府の保護を受け、同年十月より翌年（一八四九年）四月末、米國船ブレブル（Breble）號に引渡さるる迄、約七ヶ月間、長崎通詞に、英語を教授した。即ち從來の英語は、何れも老人、若しくは蘭書を透して學習したるものなれば、蘭臭紛々として、純粹の英語では無かつた。然るに今や生粹の英語を、直接に教授せらるゝを得たるは、如何に學習者に取りて仕合であつた乎。

堀の英和  
對譯辭書

されば此書の編纂に従事したる西吉兵衛、森山榮之助を始め、此れよりして堀達之助、本木昌左衛門（庄左衛門の子）等の如き人物出て來り、就中森山榮之助は、

水師提督彼理、次いで波理斯諸人の來航に際して、通譯の衝に當り、又た堀達之助は、森山と共に通詞としての役目以外に、英和對譯辭書（文久二年、一八六二年）の編纂者として、英語普及の殊勳者となつた。乃ち本文の著者の如き後輩さへも、明治十年以前に於ては、主として、堀達之助の英和辭書を津筏として、英語の學習をなしたるほどなれば、此の辭書が、如何に大なる効果を及ぼしたるかは、想像に餘りありと云はねばならぬ。

### 【七九】 蘭語より英語へ轉換の機 (二)

中濱と濱田

英語の知識を、日本に傳來したる功績者として、記憶せらる可きは、中濱萬次郎と、濱田彦藏であらう。而して兩者ともに漂流人だ。中濱は土佐の漁夫の若者に、同國高岡宇佐浦から漂流し、十個年を米國に送り、嘉永四年（一八五一年）日本

に歸著した。彼は滯米十年間中、天保十四年（一八四三年）八月以降、弘化三年（一八四六年）十月まで、三個年の間、専ら學問に従事し、然も十七歳から、二十歳までの間に、學問には尤も適當の年齢であつたと云へば、彼が得る所の少くなかつたことは、以て知る可しだ。而して彼が歸國の翌々年の嘉永六年六月には、實に彼理提督が浦賀に來航した。乃ち彼は恰もそれ等の事を先知して、米國へ遊學したと云ふ可きほどの、偶然なる仕合に際會したものだ。

中濱の門  
第及び著

さればやがて彼が幕府に呼び出され、漁夫の子としては、當時に於て出格の優遇を受け、三百石の祿高を賜はり、御普請役の位地に列せらるゝを得たのは、畢竟如何に當時の幕府が、英語の知識を、必須としたか、判知る。而して彼の爲めに英語知識の分配に與りたる有名者中には、西周、福澤諭吉、中村正直、箕作麟祥、細川潤次郎、榎本武揚、大島圭介、尺振八等を數ふことが出來。又た安政六年（一八五九年）には、「英米對話捷徑」、元治元年（一八六四年）には、「航海書」などの著譯もある。彼は前世界の遺物として、明治の中期までは生存し、著者の如きも、親しく

彼と面識がある。然も當時は頽然たる老翁にて、此れが幕末の新知识であつた中濱萬次郎とは思へない情態であつた。

濱田の功

濱田彦藏も亦た播州の漁夫の子であり、嘉永三年（一八五〇年）十月、十五歳の少年として、榮力丸に乘組み、漂流して米船に救はれ、足掛け十年、米國にあり、安政六年（一八五九年）六月、ハリス（Townsend Harris）の通譯として歸國し、當時は米人化し、其名もジョゼフ・ヒロ（Joseph Hiro）と稱してゐた。彼が當時我が通詞たる森山榮之助、堀達之助等の不充分なる英語の知識を補足して、日米双方の用を辨ずるに與りて力あつたことは、固より云ふ迄もなし。而して彼はやがては我國の民間に於ける日本一私人の發行する新聞雜誌の祖とも稱す可き、仕事を始めた。即ち元治二年（慶應元年）には、彼が「海外新聞」の發行者たることも、亦た特記す可き必要がある。

漸次蘭語に取つて代る

嘉永の末から安政の始にかけては、米國との交渉が頻繁となり、次では英國との交渉が出て來り、幕府に於ても、愈よ英語の必要を感じ、蕃書調所に於ても、英

語傳習を奨勵し、その爲めに蘭學より轉向する者も少くなかつた。而して亦た米國及び英國から宣教師の我國に渡來する者あり、又た我國より官命を受け、或は密航者として英米諸國に赴く者あり。従つて英語の知識が、追々と普及と云ふ程ではなかつたにせよ、和蘭語に取つて代る様になつたことは、自然の趨勢であつた。今ま福地源一郎の「懷往事談」によれば、

福地の英語學習

此より先余は郷里なる長崎を出て、江戸に來り、諸方に寄宿したる末、此春（安政六年）より小石川金剛寺坂上なる森山先生の塾に寄宿したり。……此時に際し、江戸にて英語を解し、英語を讀たる人は、此森山先生と中濱萬次郎氏との兩人のみなりければ、余は此先生に就て、學びたるなり。

と云うてゐる。而して彼は更らに如何に森山の門下が繁昌したかを語りて曰く、

森山門下の繁昌

既に福澤諭吉氏も、先生の宅に來りて、益を請ひたる事などありて、津田仙彌（原註 現に農學者の津田仙）、須藤時一郎（現に東京市參事員）、富永市造（現に大審院

判事富永冬樹、沼間慎一郎(故沼間守一)の諸氏も、先生の門に出入せられたり  
き。

とあれば、森山と中濱との兩門戸には、當時新進有爲の徒が、英語の知識を得可  
く、來り集りつゝあつたことが判知る。而して彼等の多くは概ね若干蘭學の素  
養あつた者にして、轉向者であつた。

### 【八〇】 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (一)

福澤の功

若し英語を通じて、日本の文化に大なる感化を及ぼしたる個人を求めば、少く  
とも明治の初期を堺として、其の以前に於ては、内外人を一括して、未だ福澤諭  
吉其人に如くものはあるまい。彼は英語學者でもなく、又た嚴密なる意味に於  
ける専門的知識の泉源たる學者でも無かつた。然も一大常識家としての彼、一

大泰西文化の宣傳者としての彼、更らに一大世間的論評家としての彼は、其の  
餘りに多からざる自家の英語の知識をば、十二分に活用し、それを縦横無礙に  
適用して、當時の社會に、一大警策を與へた。切言すれば總ての學者を一方に、福  
澤一人を他方に掛けて、其の輕重を秤量しても、福澤一人の方が、寧ろ重くはあ  
るまい乎と思はるゝ程であつた。但だそれは明治の初期に於て、あつて、徳川  
幕府の末期には、それ程ではなかつた。然も當時——安政の末から慶應の末ま  
で——に於てさへも、彼を如何なる他の一人と比較しても、恐らくは彼を凌駕  
するものは無かつたであらう。

然も彼も亦た大阪なる緒方洪庵門下の蘭學生であつた。それが如何にして英  
學に轉向したる乎。

福澤の蘭  
學習後

安政六年五國條約と云ふものが發布になつたので、横濱は正しく開けた許  
りの處、ソコデ私は横濱の見物に行た。……横濱から歸て、私は足の疲れては  
ない。實に落膽して仕舞た。是れは——どうも仕方がない。今まで數年の間、死

物狂ひになつて、和蘭の書を読むことを勉強した。其の勉強したものが、今は何にもならない。商賣人の看板を見ても、讀むことが出来ない。左りとは誠に詰らぬ事をしたわいと實に落膽して仕舞た。

此れは當人が其の自傳にて語るところ。左もある可きだ。英米本位と云ふ程の世の中には、和蘭語は殆んど役に立つ筈がない。

けれども決して落膽して居られる場合でない。彼處に行れて居る言葉、書いてある文字は、英語か佛語に相違ない。所で今世界に英語の普通に行れて居ると云ふことは、豫て知て居る。何でもあれ、此後は英語が必要になるに違ひない。洋學者として英語を知らなければ、逆も何にも通ずることが出来ない。此後は英語を讀むより外に仕方がないと、横濱から歸た翌日だ。一度は落膽したが、同時に又新に志を發して、夫から以來は、一切萬事英語と覺悟を極めた。

流石に炯眼だ。流石に機敏だ。

英語に志す

森山熟通學

通學効なし

扱其の英語を學ぶと云ふことに就て、如何して宜か取付端がない。江戸中で何處で英語を教へて居ると云ふ所のあらう譯もない。けれども段々聞て見ると、其時に條約を結ぶと云ふが爲めに、長崎の通詞の森山多吉郎と云ふ人が、江戸に來て、幕府の御用を勤めて居る。其人が英語を知て居ると云ふ噂を聞出したから、ソコデ森山の家に行て習ひませうと斯う思ふて、其森山と云ふ人は、小石川の水道町に住居して居たから、早速其家に行て、英語教授の事を頼入ると、森山の云ふに、昨今御用が多くて、大變に忙しいけれども、折角習はうと云ふならば、教へて進ぜやう。就ては毎日出勤前朝早く來いと云ふことになつて、其時私は鐵砲洲に住て居て、鐵砲洲から小石川まで、頓て二里餘もありませう。毎朝早く起きて行く。所が今日はもう出勤前だから、又明朝來て呉れ、明くる朝早く行くと、人が來て居て行かないと云ふ。如何にしても教へて呉れる暇がない。ソレは森山の不深切と云ふ譯けてはない。條約を結ばうと云ふ時だから、中々忙くて實際に教へる暇がありはしない。



それから彼は晩に行くこととした。

ソレぢや晩に参りませうと云て、今度は日暮から出掛けて行く。……此の夜稽古も矢張り同じ事で、今晚は客がある。イヤ急に外國方から呼びに来たから出て行かなければならぬと云ふやうな譯けて、頓と仕方がない。

森山通學見切

福澤は森山方に二個月か、三個月通學したが、遂ひに其の所志を達する迄には行かなかつた。福澤に比すれば福地は彼の家に寄宿してゐたから、恐らく好都合を得たのであらう。兎も角も福澤は折角英語學習に志を立てたが、森山通學は見切りをつくることとなつた。

### 【八一】 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (二)

對譯辭書を求む

森山多吉郎に英語を學ばんとして、遂ひに其の所志を果さなかつた福澤諭吉

は、蕃書調所に入學することとなつた。

蕃書調所入學

私が横濱に行つた時に、キニツフルの店で、薄い蘭英會話書を二冊買つて來た。ソレを獨で讀まうとした所で、字書がない。英蘭對譯の字書があれば、先生なしで自分一人で解することが出来るから、どうか字書を欲しいものだと思ふた。所で、横濱に字書などを賣る處がない。何とも仕方がない。所が其時に九段下に、蕃書調所と云ふ幕府の洋學校がある。其處には色々な字書があると云ふことを聞出したから、如何かして、其の字書を借りたいものだと思ふ。借りに入門しなければならぬけれども、藩士が出抜けに公儀(幕府)の調所に入門したいと思ふても許すものでない。藩士の入門願には、其藩の留守居と云ふものが、願書に奥印をして、然る後に入門を許すと云ふ。夫れから藩の留守居の處に行つて、奥印の事を頼み、私は社衞を著て、蕃書調所に行つて入門を願ふた。

此の如くして福澤も、英語字書の利用の爲めに、官學の門を潜つた。其時には箕作麟祥のお祖父さんの箕作阮甫と云ふ人が、調所の頭取で、早速

入門を許して呉れて、入門すれば字書を借ることが出来る。直に拜借を願ふて、英蘭對譯の字書を手に請取て、通學生の居る部屋があるから、其處で暫く見て、夫れから懐中の風呂敷を出して、其の字書を包で歸らうとすると、ソレはならぬ、此處で見るならば、許して苦しくないが、家に持歸ることは出来ませぬと、其係の者が云ふ。

此の如く彼は字書の携へ還りを沮止せられた。

一日にて退學

こりや仕方がない。鐵砲洲から九段坂下まで、毎日字引を引きに行くと云ふことは、逆も間に合ぬ話だ。ソレで漸く入門して、たつた一日行た切で斷念。

獨學開始

折角の官學入門も、一回にて斷念した。而して彼は愈よ自力研究に打ち立つた。扱如何したら宜からうかと考へた所で、段々横濱に行く商人がある。何か英蘭對譯の字書はないかと頼んで置た所が、ホルトツブと云ふ英蘭對譯發音附の辭書一部二冊物がある。誠に小さな字引だけれども、價五兩と云ふ。夫から私は奥平の藩に歎願して、買取て貰て、サアもう是れで宜しい。此の字引さ

神田孝平に相談

へあればもう先生は要らないと、自分研究の念を固くして、唯其の字引と首引で、毎日毎夜、獨り勉強。又或は英文の書を蘭語に翻譯して見て、英文に慣れる事ばかり心掛けて居ました。

福澤は此の如く刻苦して、轉向の目的に慕進した。

福澤は更らに其の同志を求めた。最初に相談の相手となつたのは、神田孝平であつた。

ソコで學友の神田孝平に面會して、如何しても英語を遣らうぢやないかと相談を掛けると、神田の云ふには、イヤもう僕も疾うから考へて居て、實は少し試みた。試みたが如何にも取付端がない。……マア君達は元氣が宜いから、遣て呉れ、大抵方角が付くと、僕も屹と遣るから。ダガ今の處では、何分自分で遣らうと思はないと云ふ。

大村に相談

此の如くして神田孝平は、其の道連れを理つた。更らに大村益次郎を誘うたら、彼は寧ろ反對した。彼は英書の必要なるものは、蘭人が皆な蘭語に譯してゐる

答だ。されば蘭譯の英書を讀めば澤山だ。強ひて英語を研究する必要が無いと云ふのだ。福澤は之に對して、

成程それも一説だが、けれども和蘭人が何も角も一々翻譯するものぢやない。僕は先頃横濱に行て呆れて仕舞た。此の鹽梅では逆も蘭學は役に立たぬと福澤が云うたところ、

大村英語を學ばず

村田(大村)は中々同意せず、「イヤ讀まぬ。僕は一切讀まぬ。遣るなら君達は遣り給へ。僕は必要があれば、蘭人の翻譯したものを讀むから構はぬ」と威張てゐる。

斯く福澤は記してゐる。左もある可し。村田は永く池中の物ではなかつた。彼はやがて活動家として、活舞臺に立つ可き運命を荷うてゐた。彼には強ひて英語研究の必要は無かつたのだ。

【八二】 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (三)

福澤は同志の神田孝平を誘うたが、神田は賛成しても遲疑した。村田藏六(大村益次郎)を誘うたが、村田は却つて反對した。

原田敬策に相談

是れは逆も仕方がないと云ふので、今度は小石川に居る原田敬策に、其話をすると、原田は極熱心で「何でも遣らう、誰がどう云うても構はぬ。是非遣らう」と云ふから、「爾うかそれは面白い、そんなら二人で遣らう。どんな事があつても遣り遂げやうではないか」と云ふので、原田とは極説が合ふて、愈よ英書を読むと云ふ時に、長崎から來て居た子供があつて、其子供が英語を知て居ると云ふので、そんな子供を呼んで來て、發音を習ふたり、又或は漂流人、折節歸るものがある。長く彼方へ漂流して居た者が、開國になつて、船の便があるものだから、折節歸る者があるから、そんな漂流人が著くと、其宿屋に訪ねて行て、聞たこともある。

發音に困  
難

福澤は其の同志原田を得て、相共に此の未墾の地たる英學へ轉向したが、全く發音には困り果てた。

其時に英學で一番六かしいと言ふのは、發音で、私共は何も其の意味を學ばうと云ふのではない。只スベルリングを學ぶのであるから、子供でも宜ければ、漂流人でも構はぬ。爾う云ふ者を搜し廻ては學んで居ました。如何にも其通りであつたらう。

蘭語知識  
の利便

初めは先づ英文を蘭文に翻譯することを試み、一字一字を引て、ソレを蘭文に書直せば、ちやんと蘭文になつて文章の意味を取ることには苦勞はない。唯その英文の語音を正しくするには、英人だが、是れも次第に緒が開けて來れば、夫れほどの難澁でもなし。詰る處は最初私共が蘭學を捨て、英文に移らうとするときに、眞實に蘭學を捨て、仕舞ひ、數年勉強の結果を空うして、生涯二度の艱難辛苦と思ひしは大間違の話で、實際を見れば、蘭と云ひ、英と云ふも、等しく横文にして、其の文法も略相ひ同じければ、蘭書を読む力は、自

福澤身上  
の一半

から英書にも適用して、決して無益でない。水を泳ぐと、木に登ると、全く別のやうに考へたのは、一時の迷であつたと云ふことを發明しました。

彼が斯く自白したる如く、其の轉向は、思つたよりも、寧ろ困難ではなかつた。即ち蘭學の素養が、如何に彼をして容易に英學者たらしめたかは、彼自身が驚く程であつた。然も彼れ福澤をして、維新開國文化の先登者たり、開拓者たらしめたるは、一に彼の英語の知識を應用して、之を普遍化せしめたることに存する

とせば、彼の身上の半分以上は、此の英語に存することを知らねばならぬ。斯くて彼は安政六年冬、咸臨丸に、軍艦奉行木村攝津守の從僕として乗込み、始めて太平洋を渡りて、渡米したが、彼の足跡は才かに太平洋沿岸の一部に止まつたけれども、其の見聞の上に於て、得たるところは、恐らくは乗組員九十六人中に於て、餘りに身分高からざる彼が、其の第一人、若しくは第二人であつたらうと察せらるゝ。

其時に私と通辯の中濱萬次郎と云ふ人と、兩人がウエブストル (Webster) の字